

# 宮古市地域防災計画

## 資料編

# 資料編 目 次

1-1-3-1	災害対策基本法(抄)……………	1
1-1-3-2	災害救助法(抄)……………	9
1-1-3-3	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する 特別措置法……………	11
1-1-5-1	宮古市防災会議条例……………	17
1-1-5-2	宮古市防災会議規則……………	19
1-1-5-3	宮古市防災会議の構成……………	20
1-1-6-1	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画を作成して津波に関する 防災対策を講ずべき者に係る区域……………	21
1-1-9-1	過去の主な災害記録……………	24
1-2-2-1	自主防災組織の現況……………	25
1-2-2-2	地区防災計画一覧……………	27
1-2-4-1	津波避難ビル一覧……………	28
1-2-9-1	消防力の現況……………	29
1-2-9-2	林野火災消火機(器)材備付状況……………	31
1-2-14-1	海岸防潮堤防設置箇所……………	32
1-2-14-2	河川水門管理要綱……………	33
1-2-14-3	海岸水門管理要綱……………	38
1-2-17-1	岩手県沿岸排出油等防除協議会会則……………	44
1-3-1-1	宮古市災害対策本部条例……………	48
1-3-1-2	宮古市災害警戒本部設置要領……………	49
1-3-6-1	市内報道機関一覧表(宮古記者クラブ)……………	51
1-3-7-1	緊急輸送道路一覧……………	52
1-3-7-2	ヘリポートの設置基準……………	53
1-3-7-3	ヘリポートの現況(世界測地系)……………	56
1-3-10-1	大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定……………	57
1-3-10-2	大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定実施細目……………	59
1-3-14-1	災害救助法による救助の種類、程度、期間等……………	66

---

1 -3-15-1	避難勧告等の発令基準及び災害時行動計画	70
1 -3-15-2	指定緊急避難場所及び指定避難所	90
1 -3-15-3	消防団担当区域表	94
1 -3-16-1	災害時の医療救護活動に関する協定書	96
1 -3-16-2	宮古医師会災害医療救助隊設置要領	98
1 -3-16-3	災害救助法を適用した場合の医療及び助産救助	100
1 -3-16-4	医薬品等調達関係団体連絡先一覧表	102
1 -3-19-1	仮設住宅建設仕様書	103
1 -3-21-1	災害救助法を適用した場合の障害物の除去基準	104
1 -3-22-1	火葬場一覧表	105
1 -3-22-2	遺体の収容及び取扱い	106
1 -3-22-3	遺体の処理	107
1 -3-22-4	遺体の埋葬	108
1 -3-23-1	災害救助法を適用した場合の労務者雇上げの基準	109
1 -3-24-1	災害救助法による学用品支給基準	111
1 -3-26-1	電力施設現況一覧表	112
1 -3-26-2	液化石油ガス充てん所・オートガススタンド・充てん設備の所在地	113
1-4-2-1	災害復興住宅資金	114
1-4-2-2	生活福祉資金	115
1-4-2-3	災害援護資金	116
2 -2-14-1	重要水こう門の操作連絡経由図	117
2 -2-14-2	閉伊川・津軽石川浸水想定区域要援護者施設及び避難所の指定状況	124
2 -2-17-1	土砂災害警戒区域への土砂災害情報の伝達手段等	125
2 -2-17-2	土砂災害警戒区域の要配慮者利用施設	132

## 資料1-1-3-1：災害対策基本法（抄）

### 災害対策基本法（抄）

#### （市町村の責務）

第五条 市町村は、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

2 市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団等の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体等の防災に関する組織及び住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織（第八条第二項及び第十五条第五項第八号において「自主防災組織」という。）の充実を図り、市町村の有する全ての機能を十分に発揮するように努めなければならない。

3 消防機関、水防団その他市町村の機関は、その所掌事務を遂行するにあたっては、第一項に規定する市町村の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。

#### （地方公共団体相互の協力）

第五条の二 地方公共団体は、第四条第一項及び前条第一項に規定する責務を十分に果たすため必要があるときは、相互に協力するように努めなければならない。

#### （指定公共機関及び指定地方公共機関の責務）

第六条 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、この法律の規定による国、都道府県及び市町村の防災計画の作成及び実施が円滑に行なわれるように、その業務について、当該都道府県又は市町村に対し、協力する責務を有する。

2 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、それぞれその業務を通じて防災に寄与しなければならない。

#### （住民等の責務）

第七条 地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。

2 前項に規定するもののほか、地方公共団体の住民は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努めなければならない。

(市町村防災会議)

第十六条 市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほか、市町村長の諮問に応じて当該市町村の地域に係る防

災に関する重要事項を審議するため、市町村防災会議を置く。

- 2 前項に規定するもののほか、市町村は、協議により規約を定め、共同して市町村防災会議を設置することができる。
- 3 市町村は、前項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときその他市町村防災会議を設置することが不適当又は困難であるときは、第一項の規定にかかわらず、市町村防災会議を設置しないことができる。
- 4 市町村は、前項の規定により市町村防災会議を設置しないこととしたとき（第二項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときを除く。）は、速やかにその旨を都道府県知事に報告しなければならない。
- 5 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。
- 6 市町村防災会議の組織及び所掌事務は、都道府県防災会議の組織及び所掌事務の例に準じて、当該市町村の条例（第二項の規定により設置された市町村防災会議にあっては、規約）で定める。

(関係行政機関等に対する協力要求)

第二十一条 都道府県防災会議及び市町村防災会議（地方防災会議の協議会を含む。以下次条において「地方防災会議等」という。）は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

(市町村災害対策本部)

第二十三条の二 市町村の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部を設置することができる。

- 2 市町村災害対策本部の長は、市町村災害対策本部長とし、市町村長をもつて充てる。
- 3 市町村災害対策本部に、市町村災害対策副本部長、市町村災害対策本部員その他の職員を置き、当該市町村の職員のうちから、当該市町村の市町村長が任命する。
- 4 市町村災害対策本部は、市町村地域防災計画の定めるところにより、次に

掲げる事務を行う。この場合において、市町村災害対策本部は、必要に応じ、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関との連携の確保に努めなければならない。

- 一 当該市町村の地域に係る災害に関する情報を収集すること。
- 二 当該市町村の地域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施

するための方針を作成し、並びに当該方針に沿って災害予防及び災害応急対策を実施すること。

- 5 市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部に、災害地にあつて当該市町村災害対策本部の事務の一部を行う組織として、市町村現地災害対策本部を置くことができる。
- 6 市町村災害対策本部長は、当該市町村の教育委員会に対し、当該市町村の地域に係る災害予防又は災害応急対策を実施するため必要な限度において、必要な指示をすることができる。
- 7 前条第七項の規定は、市町村災害対策本部長について準用する。この場合において、同項中「当該都道府県の」とあるのは、「当該市町村の」と読み替えるものとする。
- 8 前各項に規定するもののほか、市町村災害対策本部に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

#### (職員の派遣の要請)

第二十九条 都道府県知事又は都道府県の委員会若しくは委員（以下「都道府県知事等」という。）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長又は指定公共機関（独立行政法人通則法第二条第二項 に規定する特定独立行政法人に限る。以下この節において同じ。）に対し、当該指定行政機関、指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。

- 2 市町村長又は市町村の委員会若しくは委員（以下「市町村長等」という。）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定地方行政機関の長又は指定公共機関（その業務の内容その他の事情を勘案して市町村の地域に係る災害応急対策又は災害復旧に特に寄与するものとしてそれぞれ地域を限って内閣総理大臣が指定するものに限る。次条において「特定公共機関」という。）に対し、当該指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。
- 3 都道府県又は市町村の委員会又は委員は、前二項の規定により職員の派遣を要請しようとするときは、あらかじめ、当該都道府県の知事又は当該市町村の市町村長に協議しなければならない。

(職員の派遣のあつせん)

第三十条 都道府県知事等又は市町村長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣又は都道府

県知事に対し、それぞれ、指定行政機関、指定地方行政機関若しくは指定公共機関又は指定地方行政機関若しくは特定公共機関の職員の派遣についてあつせんを求めることができる。

- 2 都道府県知事等又は市町村長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、それぞれ、地方自治法第二百五十二条の十七の規定による職員の派遣について、又は同条の規定による職員の派遣若しくは地方独立行政法人法第九十一条第一項の規定による職員（指定地方公共機関である同法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人（次条において「特定地方公共機関」という。）の職員に限る。）の派遣についてあつせんを求めることができる。
- 3 前条第三項の規定は、前二項の規定によりあつせんを求めようとする場合について準用する。

(派遣職員の身分取扱い)

第三十二条 都道府県又は市町村は、前条又は他の法律の規定により災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対し、政令で定めるところにより、災害派遣手当を支給することができる。

- 2 前項に規定するもののほか、前条の規定により指定行政機関、指定地方行政機関又は指定公共機関から派遣された職員の身分取扱いに関し必要な事項は、政令で定める。

(市町村地域防災計画)

第四十二条 市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

- 2 市町村地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（次項において「当該市町村等」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱
  - 二 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画

- 三 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画
- 3 市町村防災会議は、市町村地域防災計画を定めるに当たっては、災害が発生した場合において当該市町村等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。
  - 4 市町村防災会議は、第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。
  - 5 都道府県知事は、前項の規定により市町村地域防災計画について報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村防災会議に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。
  - 6 第二十一条の規定は、市町村長が第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正する場合について準用する。

(防災訓練義務)

- 第四十八条 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ又は他の災害予防責任者と共同して、防災訓練を行なわなければならない。
- 2 都道府県公安委員会は、前項の防災訓練の効果的な実施を図るため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該防災訓練の実施に必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。
  - 3 災害予防責任者の属する機関の職員その他の従業員又は災害予防責任者の使用人その他の従業者は、防災計画及び災害予防責任者の定めるところにより、第一項の防災訓練に参加しなければならない。
  - 4 災害予防責任者は、第一項の防災訓練を行おうとするときは、住民その他関係のある公私の団体に協力を求めることができる。

(防災に必要な物資及び資材の備蓄等の義務)

- 第四十九条 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務又は業務に係る災害応急対策又は災害復旧に必要な物資及び資材を備蓄し、整備し、若しくは点検し、又はその管理に属する防災に関する施設及び設備を整備し、若しくは点検しなければならない。

(被害状況等の報告)

- 第五十三条 市町村は、当該市町村の区域内に災害が発生したときは、政令で定めるところにより、速やかに、当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を都道府県（都道府県に報告ができない場合にあつては、内閣総理大臣）に報告しなければならない。
- 2 都道府県は、当該都道府県の区域内に災害が発生したときは、政令で定めるところにより、速やかに、当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を



- 内閣総理大臣に報告しなければならない。
- 3 指定公共機関の代表者は、その業務に係る災害が発生したときは、政令で定めるところにより、すみやかに、当該災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を内閣総理大臣に報告しなければならない。
  - 4 指定行政機関の長は、その所掌事務に係る災害が発生したときは、政令で定めるところにより、すみやかに、当該災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を内閣総理大臣に報告しなければならない。
  - 5 第一項から前項までの規定による報告に係る災害が非常災害であると認められるときは、市町村、都道府県、指定公共機関の代表者又は指定行政機関の長は、当該非常災害の規模の把握のため必要な情報の収集に特に意を用いなければならない。
  - 6 市町村の区域内に災害が発生した場合において、当該災害の発生により当該市町村が第一項の規定による報告を行うことができなくなったときは、都道府県は、当該災害に関する情報の収集に特に意を用いなければならない。
  - 7 内閣総理大臣は、第一項から第四項までの規定による報告を受けたときは、当該報告に係る事項を中央防災会議に通報するものとする。

(市町村長の警報の伝達及び警告)

第五十六条 市町村長は、法令の規定により災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する予報若しくは警報を知つたとき、法令の規定により自ら災害に関する警報をしたとき、又は前条の通知を受けたときは、地域防災計画の定めるところにより、当該予報若しくは警報又は通知に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について、必要な通知又は警告をすることができる。

(通信設備の優先利用等)

第五十七条 前二条の規定による通知、要請、伝達又は警告が緊急を要するものである場合において、その通信のため特別の必要があるときは、都道府県知事又は市町村長は、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、政令で定めるところにより、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、若しくは有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）第三条第四項第四号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用し、又は放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者に放送を行うことを求めることができる。

(市町村長の避難の指示等)

第六十条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は

---

身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示することができる。

- 2 前項の規定により避難のための立退きを勧告し、又は指示する場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、その立退き先を指示することができる。
- 3 市町村長は、第一項の規定により避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は立退き先を指示したときは、すみやかに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。
- 4 市町村長は、避難の必要がなくなったときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。前項の規定は、この場合について準用する。
- 5 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、当該市町村の市町村長が第一項、第二項及び前項前段の規定により実施すべき措置の全部又は一部を当該市町村長に代わって実施しなければならない。
- 6 都道府県知事は、前項の規定により市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示しなければならない。
- 7 第五項の規定による都道府県知事の代行に関し必要な事項は、政令で定める。

(警察官等の避難の指示)

第六十一条 前条第一項の場合において、市町村長が同項に規定する避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要求があつたときは、警察官又は海上保安官は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示することができる。前条第二項の規定は、この場合について準用する。

- 2 警察官又は海上保安官は、前項の規定により避難のための立退きを指示したときは、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。
- 3 前条第三項及び第四項の規定は、前項の通知を受けた市町村長について準用する。

(市町村長の警戒区域設定権等)

第六十三条 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

- 2 前項の場合において、市町村長若しくはその委任を受けて同項に規定する市町村長の職権を行なう市町村の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があつたときは、警察官又は海上保安官は、同項に規定する市町村長の職権を行

なうことができる。この場合において、同項に規定する市町村長の職権を行なったときは、警察官又は海上保安官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

3 第一項の規定は、市町村長その他同項に規定する市町村長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五

号）第八十三条第二項の規定により派遣を命ぜられた同法第八条に規定する部隊等の自衛官（以下「災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官」という。）の職務の執行について準用する。この場合において、第一項に規定する措置をとつたときは、当該災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

（他の市町村長等に対する応援の要求）

第六十七条 市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村の市町村長等に対し、応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

2 前項の応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を求めた市町村長等の指揮の下に行動するものとする。

（都道府県知事等に対する応援の要求等）

第六十八条 市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事等に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された都道府県知事等は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。

（激甚災害の応急措置及び災害復旧に関する経費の負担区分等）

第九十七条 政府は、著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生したときは、別に法律で定めるところにより、応急措置及び災害復旧が迅速かつ適切に行なわれるよう措置するとともに、激甚災害を受けた地方公共団体等の経費の負担の適正を図るため、又は被災者の災害復興の意欲を振作するため、必要な施策を講ずるものとする。

（激甚災害の応急措置及び災害復旧に関する経費の負担区分等）

第九十七条 政府は、著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生したときは、別に法律で定めるところにより、応急措置及び災害復旧が迅速かつ適切に行なわれるよう措置するとともに、激甚災害を受けた地方公共団体等の経費の負担の適正を図るため、又は被災者の災害復興の意欲を振作するため、必要な施策を講ずるものとする。

## 資料 1-1-3-2 : 災害救助法 (抄)

### 災害救助法 (抄)

第二条 この法律による救助（以下「救助」という。）は、都道府県知事が、政令で定める程度の災害が発生した市町村（特別区を含む。）の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、当該市の区域又は当該市の区の区域とする。）内において当該災害にかかり、現に救助を必要とする者に対して、これを行なう。

第二十三条 救助の種類は、次のとおりとする。

- 一 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与
- 二 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 三 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 四 医療及び助産
- 五 災害にかかった者の救出
- 六 災害にかかった住宅の応急修理
- 七 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- 八 学用品の給与
- 九 埋葬
- 十 前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの

② 救助は、都道府県知事が必要があると認めた場合においては、前項の規定にかかわらず、救助を要する者（埋葬については埋葬を行う者）に対し、金銭を支給してこれをなすことができる。

③ 救助の程度、方法及び期間に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

第三十条 都道府県知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。

② 前項の規定により市町村長が行う事務を除くほか、市町村長は、都道府県知事が行う救助を補助するものとする。

第三十三条 第二十三条の規定による救助に要する費用（救助の事務を行うのに必要な費用を含む。）は、救助の行われた地の都道府県が、これを支弁する。

② 第二十四条第五項の規定による実費弁償及び第二十九条の規定による扶助金の支給で、第二十四条第一項の規定による従事命令又は第二十五条の規定による協力命令によって救助に関する業務に従事し、又は協力した者に係るものに要する費用は、その従事命令又は協力命令を発した都道府県知事の統轄する

---

都道府県が、第二十四条第二項の規定による従事命令によって救助に関する業務に従事した者に係るものに要する費用は、同項の規定による要求をなした都道府県知事の統轄する都道府県が、これを支弁する。

- ③ 第二十六条第二項の規定により準用する第二十三条の二第三項の規定による損失補償に要する費用は、管理、使用若しくは収用を行い、又は保管を命じた都道府県知事の統轄する都道府県が、これを支弁する。

第四十四条 都道府県知事は、第三十条第一項の規定により救助の実施に関するその権限に属する事務の一部を市町村長が行うこととした場合又は都道府県が救助に要する費用を支弁する暇がない場合においては、救助を必要とする者の現在地の市町村に、救助の実施に要する費用を一時繰替支弁させることができる。

資料 1-1-3-3 :

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別  
措置法

(平成十六年四月二日法律第二十七号)

(目的)

第一条 この法律は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域の指定、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画等の作成、地震観測施設等の整備、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備等について特別の措置を定めることにより、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」とは、房総半島の東方沖から三陸海岸の東方沖を経て択捉島の東方沖までの日本海溝及び千島海溝並びにその周辺の地域における地殻の境界又はその内部を震源とする大規模な地震をいう。

2 この法律において「地震災害」とは、地震動により直接に生ずる被害及びこれに伴い発生する津波、火事、爆発その他の異常な現象により生ずる被害をいう。

3 この法律において「地震防災」とは、地震災害の発生の防止又は地震災害が発生した場合における被害の軽減をあらかじめ図ることをいう。

(日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域の指定等)

第三条 内閣総理大臣は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域を、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）として指定するものとする。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による推進地域の指定をしようとするときは、あらかじめ中央防災会議に諮問しなければならない。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による推進地域の指定をしようとするときは、あらかじめ関係都道府県の意見を聴かなければならない。この場合において、関係都道府県が意見を述べようとするときは、あらかじめ関係市町村の意見を聴かなければならない。

4 内閣総理大臣は、第一項の規定による推進地域の指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。

5 前三項の規定は、内閣総理大臣が第一項の規定による推進地域の指定の解除をする場合に準用する。

(地震防災対策強化地域との調整)

第四条 内閣総理大臣は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する観測及び測量のための施設等の整備が図られ、並びに日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の発生の予知に資する科学技術の水準が向上することにより、前条第一項の規定による推進地域の指定を受けた地域が大規模地震対策特別措置法（昭和三十六年法律第七十三号）第三条第一項の規定による日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策強化地域の指定を受けることとなったときは、当該地域について前条第一項の規定による推進地域の指定の解除をするものとする。この場合においては、同条第五項中「前三項」とあるのは、「前項」とする。

（基本計画）

第五条 中央防災会議は、第三条第一項の規定による推進地域の指定があったときは、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画（以下「基本計画」という。）を作成し、及びその実施を推進しなければならない。

- 2 基本計画は、国の日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する基本的方針、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第九号に規定する防災業務計画、同条第十号に規定する地域防災計画又は石油コンビナート等災害防止法（昭和三十五年法律第八十四号）第三十一条第一項に規定する石油コンビナート等防災計画のうち、次条第一項各号に掲げる事項について定めた部分をいい、以下「推進計画」という。）及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画（第七条第一項又は第二項に規定する者が日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関し作成する計画をいい、以下「対策計画」という。）の基本となるべき事項その他推進地域における地震防災対策の推進に関する重要事項について定めるものとする。
- 3 災害対策基本法第三十四条第二項の規定は、基本計画を作成し、又は変更した場合に準用する。

（推進計画）

第六条 第三条第一項の規定による推進地域の指定があったときは、災害対策基本法第二条第三号に規定する指定行政機関の長（指定行政機関が内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法（昭和三十二年法律第二十号）第三条第二項の委員会又は災害対策基本法第二条第三号ロに掲げる機関若しくは同号ニに掲げる機関のうち合議制のものである場合にあっては当該指定行政機関をいい、指定行政機関の長から事務の委任があった場合にあっては当該事務については当該委任を受けた同条第四号に規定する指定地方行政機関の長をいう。）及び同条第五号に規定する指定公共機関（指定公共機関から委任された業務については、当該委任を受けた同条第六号に規定する指定地

方公共機関)は同条第九号に規定する防災業務計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 避難地、避難路、消防用施設その他の日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等で政令で定めるものの整備に関する事項
  - 二 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る防災訓練に関する事項その他日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項で政令で定めるもの
- 2 前項に規定する指定があったときは、災害対策基本法第二十一条に規定する地方防災会議等(市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長)は同法第二条第十号に規定する地域防災計画において、石油コンビナート等災害防止法第二十七条第一項に規定する石油コンビナート等防災本部及び同法第三十条第一項に規定する防災本部の協議会は同法第三十一条第一項に規定する石油コンビナート等防災計画において、前項各号に掲げる事項を定めるよう努めなければならない。
- 3 推進計画は、基本計画を基本とするものとする。

(対策計画)

第七条 推進地域内において次に掲げる施設又は事業で政令で定めるものを管理し、又は運営することとなる者(前条第一項に規定する者を除き、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として基本計画で定める者に限る。)は、あらかじめ、当該施設又は事業ごとに、対策計画を作成しなければならない。

- 一 病院、劇場、百貨店、旅館その他不特定かつ多数の者が出入りする施設
  - 二 石油類、火薬類、高圧ガスその他政令で定めるものの製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設
  - 三 鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業
  - 四 前三号に掲げるもののほか、地震防災上の措置を講ずる必要があると認められる重要な施設又は事業
- 2 第三条第一項の規定による推進地域の指定の際、当該推進地域内において前項の政令で定める施設又は事業を現に管理し、又は運営している者(前条第一項に規定する者を除き、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として基本計画で定める者に限る。)は、当該指定があった日から六月以内に、対策計画を作成しなければならない。
- 3 対策計画を作成した者は、当該施設の拡大、当該事業の内容の変更等により、対策計画を変更する必要があるときは、遅滞なく当該対策計画を変更しなければならない。



- 4 対策計画は、当該施設又は事業についての日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関する事項その他政令で定める事項について定めるものとする。
- 5 対策計画は、推進計画と矛盾し、又は抵触するものであってはならない。
- 6 第一項又は第二項に規定する者は、対策計画を作成したときは、政令で定めるところにより、遅滞なく当該対策計画を都道府県知事に届け出るとともに、その写しを市町村長に送付しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 7 第一項又は第二項に規定する者が前項の届出をしない場合には、都道府県知事は、その者に対し、相当の期間を定めて届出をすべきことを勧告することができる。
- 8 都道府県知事は、前項の勧告を受けた者が同項の期間内に届出をしないときは、その旨を公表することができる。

(対策計画の特例)

第八条 前条第一項又は第二項に規定する者が、次に掲げる計画又は規程において、法令の規定に基づき、同条第一項の政令で定める施設又は事業に関し同条第四項に規定する事項について定めたときは、当該事項について定めた部分（次項において「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程」という。）は、当該施設又は事業に係る対策計画とみなしてこの法律を適用する。

- 一 消防法（昭和三十二年法律第百八十六号）第八条第一項 若しくは第八条の二第一項（これらの規定を同法第三十六条第一項において準用する場合を含む。）に規定する消防計画又は同法第十四条の二第一項に規定する予防規程
  - 二 火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第二十八条第一項に規定する危害予防規程
  - 三 高压ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二十六条第一項に規定する危害予防規程
  - 四 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第三十条第一項（同法第三十七条の七第三項、第三十七条の八及び第三十七条の十において準用する場合を含む。）に規定する保安規程
  - 五 電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第四十二条第一項に規定する保安規程
  - 六 石油パイプライン事業法（昭和四十七年法律第百五号）第二十七条第一項に規定する保安規程
  - 七 石油コンビナート等災害防止法第十八条第一項に規定する防災規程
  - 八 前各号に掲げる計画又は規程に準ずるものとして内閣府令で定めるもの
- 2 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程を作成した者は、前条第六項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、その日本海溝・千島海溝

---

周辺海溝型地震防災規程の写しを市町村長に送付しなければならない。日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程を変更したときも、同様とする。

(地震観測施設等の整備)

第九条 国は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する観測及び測量のための施設等の整備に努めなければならない。

(地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備等)

第十条 国及び地方公共団体は、推進地域において、避難地、避難路、消防用施設その他の日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備等に努めなければならない。

2 積雪寒冷地域において前項の地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備等を行うに当たっては、交通、通信その他積雪寒冷地域における地震防災上必要な機能が確保されるよう配慮されなければならない。

(財政上の配慮等)

第十一条 国は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進のため必要な財政上及び金融上の配慮をするものとする。

(政令への委任)

第十二条 この法律に特別の定めがあるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一九年六月二二日法律第九三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二三年八月三〇日法律第一〇五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

---

(罰則に関する経過措置)

第八十一条この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八十二条この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

## 資料 1-1-5-1 : 宮古市防災会議条例

### 宮古市防災会議条例

平成17年 6月 6日  
〔 条例第19号 〕

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、宮古市防災会議(以下「防災会議」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1)宮古市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2)市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3)前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4)水防法(昭和24年法律第193号)第33条の水防計画を審議すること。
- (5)前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - (1)指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
  - (2)岩手県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
  - (3)岩手県警察の警察官のうちから市長が任命する者
  - (4)宮古地区広域行政組合(以下「組合」という。)の職員のうちから市長が任命する者
  - (5)市長がその部内の職員のうちから指名する者
  - (6)教育長
  - (7)消防団長
  - (8)指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者

---

(9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者

(10) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認め任命する者

6 前項の委員の定数は、45人以内とする。

7 第5項第8号、第9号及び第10号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(平19条例26・平21条例30・一部改正)

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、岩手県の職員、組合の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員、自主防災組織に属する者及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年6月6日から施行する。

附 則(平成19年12月21日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年12月16日条例第30号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成22年1月1日から施行する。

附 則(平成24年12月20日条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 資料 1-1-5-2 : 宮古市防災会議規則

### 宮古市防災会議規則

〔平成17年6月6日〕

規則第21号

(趣旨)

第1条 この規則は、宮古市防災会議条例（平成17年宮古市条例第19号。以下「条例」という。）第5条に基づき、宮古市防災会議（以下「防災会議」という。）の議事その他の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 防災会議は、必要に応じ会長がこれを召集し、会長は、防災会議の議長となる。

2 条例第3条第4項に基づき、会長に事故があるときの職務を行う代理者は、副市長とする。

第3条 防災会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専決処分)

第4条 会長は、防災会議が処理すべき事項のうち、宮古市災害対策本部の設置に関する意見について、防災会議を招集するいとまがないと認めるときは、専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、次の会議に報告しなければならない。

(庶務)

第5条 防災会議の庶務は、危機管理監危機管理課において処理する。

(補則)

第6条 その他防災会議の議事運営に関し必要な事項は、防災会議において決定する。

附 則

この規則は、平成17年6月6日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第6号）抄

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

### 資料1-1-5-3：宮古市防災会議の構成

#### 宮古市防災会議の構成

No.	機関名	職名
1	岩手労働局宮古労働基準監督署	署長
2	東北農政局岩手県拠点 地方参事官室	総括農政推進官
3	東北森林管理局三陸北部森林管理署	署長
4	東北地方整備局三陸国道事務所	所長
5	東北地方整備局釜石港湾事務所	副所長
6	東北運輸局岩手運輸支局	次長
7	盛岡地方气象台	台長
8	釜石海上保安部宮古海上保安署	署長
9	陸上自衛隊岩手駐屯地	東北方面特科連隊第4大隊長
10	沿岸広域振興局	宮古地域振興センター所長
11	宮古保健所	所長
12	宮古教育事務所	所長
13	岩手県立宮古病院	院長
14	宮古警察署	署長
15	宮古地区広域行政組合事務局	事務局長
16	宮古地区広域行政組合消防本部	消防長
17	宮古市	副市長
18	宮古市	副市長
19	宮古市企画部	部長
20	宮古市都市整備部	部長
21	宮古市上下水道部	部長
22	宮古市教育委員会	教育長
23	宮古市消防団	団長
24	日本郵便(株)宮古郵便局	郵便局長
25	東日本電信電話(株)岩手支店	災害対策室長
26	東北電力ネットワーク(株)宮古電力センター	所長
27	日本通運(株)釜石支店	支店長
28	(一社)岩手県建設業協会宮古支部	支部長
29	(一社)岩手県高圧ガス保安協会宮古支部	支部長
30	岩手県北自動車(株)宮古営業所	宮古地区統括長
31	三陸鉄道(株)	代表取締役社長
32	岩手大学	教授
33	宮古21防災会	会長
34	(一社)宮古医師会	会長
35	宮古歯科医師会	会長
36	宮古薬剤師会	会長
37	宮古商工会議所	専務理事
38	宮古市婦人防火クラブ連合会	会長
39	宮古市民生委員児童委員協議会	会長
40	宮古市赤十字奉仕団	委員長
41	宮古市社会福祉協議会	事務局長
42	宮古市町内会・自治会連合会	会長
43	岩手県宮古地区建設業会	会長
44	宮古市女性会議	会長
45	宮古保育会	会長

資料 1-1-6-1 :

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画を作成して津波に関する防災対策を講ずべき者に係る区域

指 定 区 域	
No.	町丁目または字・大字
1	田老字下撰待(下撰待橋以東の市道上撰待下撰待線以南の区域並びに小堀内漁港(撰待地区)の漁港区域に限る。)
2	田老字星山(小堀内漁港(撰待地区)の漁港区域に限る。)
3	田老字水沢(市道下撰待川向線及び市道下撰待川向線の終点から東延長上以北の区域、小堀内漁港(水沢地区)の漁港区域に限る。)
4	田老字水沢南(小堀内漁港(水沢地区)の漁港区域に限る。)
5	田老字向新田(小堀内漁港(小堀内地区)の漁港区域に限る。)
6	田老字青野滝北(小堀内漁港(小堀内地区)の漁港区域に限る。)
7	田老字青野滝南
8	田老字重津部北
9	田老字重津部
10	田老字乙部野
11	田老字駿達
12	田老字和野
13	田老字越田
14	田老字青砂里
15	田老字乙部
16	田老字野原
17	田老字荒谷(市道市街地 3 号線以東の区域に限る。)
18	田老字川向
19	田老字館が森(市道市街地 3 号線及び市道市街地 6 号線以東の区域に限る。)
20	田老字田中
21	田老字小林(馬場野下の橋から市道市街地 47 号線終点見通し以南の区域に限る。)
22	田老字小田代(三陸鉄道線路以東の区域に限る。)
23	田老字向山(二級河川田代川以西の区域に限る。)
24	田老字西向山(市道市街地 107 号線及び市道市街地 141 号線以北の区域並びに榎内漁港区域に限る。)
25	田老字古田(市道市街地 141 号線以北の区域に限る。)
26	田老字榎内(榎内漁港の漁港区域に限る。)
27	大字崎山第 3 地割(宮古市立崎山小学校、宮古市立崎山中学校、宮古市崎山保育所及び宮古市姉ヶ崎サン・スポーツランドを除く区域に限る。)
28	大字崎山第 4 地割(大字崎山第 4 地割 10 番、11 番、44 番 2、44 番 4、86 番 3、91 番 1、94 番 2、98 番、101 番、101 番 2、102 番、113 番 2、114 番、121 番、173 番 2、178 番 4、185 番 6、188 番 2 及び 209 番を除く区域に限る。)
29	大字崎山第 5 地割(一般国道 45 号以東の区域(大字崎山第 5 地割 46 番 1、46 番 5、48 番、94 番、95 番 1、95 番 2、95 番 3、96 番、97 番、98 番 2、98 番 15、98 番 20 及び 99 番を除く区域に限る。))に限る。)
30	大字崎山第 6 地割(一般国道 45 号以東の区域に限る。)
31	大字崎銚ヶ崎第 8 地割(一般県道崎山宮古線以東の区域に限る。)



32	大字崎鉾ヶ崎第 16 地割(日出島漁港の漁港区域に限る。)
33	鉾ヶ崎第 6 地割
34	日立浜町(日立浜町 32 番 4、岩手県立水産科学館を除く区域に限る。)
35	山根町
36	蛸の浜町(蛸の浜町 136 番、143 番、144 番、145 番 5、146 番 1 を除く区域に限る。)
37	熊野町(宮古市立鉾ヶ崎小学校敷地以南の区域に限る。)
38	日影町(一般県道崎山宮古線以北及び市道日影川端線以東の区域に限る。)
39	鉾ヶ崎下町
40	鉾ヶ崎仲町
41	鉾ヶ崎上町(鉾ヶ崎上町 16 番、17 番、18 番、19 番、20 番、20 番 2、20 番 3、21 番、22 番 1、22 番 2 を除く区域に限る。)
42	港町
43	臨港通
44	光岸地(光岸地 40 番、40 番 1、42 番 38、42 番 41、45 番 2 を除く区域に限る。)
45	築地二丁目(市道築地通り線及び市道旧館 6 号線以南の区域に限る。)
46	藤原一丁目(一般国道 45 号以北の区域に限る。)
47	藤原二丁目(藤原一丁目との境界から市道須賀 1 号線との交差点間の市道藤原中通線、市道藤原中通線との交差点から市道藤原東通線との交差点間の市道須賀 1 号線、市道須賀 1 号線との交差点から市道須賀 2 号線との交差点間の市道藤原東通線、市道藤原東通線との交差点から市道藤原海岸線との交差点間の市道須賀 2 号線、市道須賀 2 号線との交差点から市道須賀 3 号線との交差点間の市道藤原海岸線及び市道藤原海岸線と市道藤原海岸線から市道須賀 3 号線終点間の市道須賀 3 号線から海側の区域に限る。)
48	藤原三丁目(防潮堤から海側の区域に限る。)
49	大字磯鷄第 4 地割
50	磯鷄石崎(一般国道 45 号以東の区域並びに一般国道 45 号、市道磯鷄金浜線、市道磯鷄 1 号線及び市道磯鷄 2 号線により囲まれた区域に限る。)
51	磯鷄沖(一般国道 45 号以東の区域に限る。)
52	磯鷄二丁目(一般国道 45 号以東の区域に限る。)
53	神林
54	藤の川(一般国道 45 号から海側の区域並びに藤の川 64 番 2、65 番、66 番 2、66 番 3、67 番 1、68 番、69 番、70 番、71 番、72 番、73 番 1、73 番 2、74 番 1、74 番 2、76 番 1、76 番 2、77 番、78 番 1、78 番 4、79 番 1、80 番 1、81 番、81 番 1、82 番、83 番 1、83 番 8、84 番 1 及び 86 番 1 の各区域に限る。)
55	高浜二丁目(一般国道 45 号から海側の区域に限る。)
56	大字金浜第 1 地割(一般国道 45 号から海側の区域に限る。)
57	大字金浜第 2 地割(市道金浜 1 号線との交差点以北の一般国道 45 号から海側の区域に限る。)
58	大字津軽石第 1 地割
59	大字津軽石第 2 地割(津軽石川以南の区域に限る。)
60	大字津軽石第 7 地割(主要地方道重茂半島線、市道栄通り駒形線、市道赤前 3 号線及び大字津軽石第 8 地割で囲まれた区域に限る。)
61	大字津軽石第 8 地割(市道赤前 3 号線以北の区域(主要地方道重茂半島線以南の区域に限る。))に限る。)
62	大字赤前第 6 地割(大字津軽石との境界、市道赤前線及び市道工業高校線で囲まれた区域に限る。)
63	大字赤前第 8 地割(主要地方道重茂半島線以北の区域に限る。)

64	大字赤前第 9 地割(主要地方道重茂半島線以北の区域に限る。)
65	大字赤前第 12 地割(市道小堀内赤前線から海側の区域に限る。)
66	大字赤前第 13 地割(市道小堀内赤前線から海側の区域に限る。)
67	大字赤前第 15 地割(大字赤前第 14 地割と大字赤前第 15 地割の境界との交会点から市道堀内中央線との交差点間の市道釜ヶ沢堀内線、市道堀内中央線及び市道堀内中央線との交差点から市道熊の平堀内線終点間の市道熊の平堀内線から海側の区域に限る。)
68	大字赤前第 16 地割
69	大字赤前第 17 地割
70	白浜第 1 地割(白浜漁港の漁港区域に限る。)
71	白浜第 2 地割(白浜漁港の漁港区域に限る。)
72	白浜第 3 地割
73	大字重茂第 1 地割(宮古市役所重茂出張所、宮古市重茂総合交流促進センター、岩手県立宮古病院重茂診療所、重茂郵便局、宮古市立学校重茂地区給食センター、大字重茂第 1 地割 24 番 1、37 番 1 及び 91 番 2 を除く区域に限る。)
74	大字重茂第 3 地割(重茂漁港の漁港区域に限る。)
75	大字重茂第 6 地割
76	大字重茂第 7 地割(大字重茂第 7 地割 29 番 1、30 番 1、31 番、32 番及び 33 番 1 を除く区域に限る。)
77	大字重茂第 9 地割(主要地方道重茂半島線から海側の区域に限る。)
78	大字重茂第 10 地割(主要地方道重茂半島線から海側の区域に限る。)
79	大字重茂第 11 地割(主要地方道重茂半島線から海側の区域(宮古市立千鶏小学校を除く区域に限る。)に限る。)
80	大字重茂第 14 地割(主要地方道重茂半島線以東の区域に限る。)
81	大字重茂第 15 地割(石浜漁港の漁港区域に限る。)
82	大字重茂第 16 地割(主要地方道重茂半島線以南の区域に限る。)
83	大字重茂第 18 地割(主要地方道重茂半島線以東の区域に限る。)
84	大字重茂第 20 地割(主要地方道重茂半島線以北の区域に限る。)
85	大字重茂第 21 地割(主要地方道重茂半島線から海側の区域に限る。)
86	大字重茂第 22 地割(主要地方道重茂半島線から海側の区域に限る。)
87	大字重茂第 23 地割(市道浦の沢線以東の区域に限る。)
88	大字重茂第 25 地割(市道荒巻海岸線以東の区域に限る。)
89	大字重茂第 26 地割(仲組漁港の漁港区域、市道浦の沢線以東の区域、市道宿浜 1 号線以南の区域並びに市道鵜磯海岸線以北の区域に限る。)
90	大字重茂第 27 地割(仲組漁港の漁港区域に限る。)
91	大字重茂第 29 地割(仲組漁港の漁港区域に限る。)
92	大字重茂第 30 地割(浦ノ沢漁港の漁港区域に限る。)
93	大字音部第 1 地割(音部漁港の漁港区域に限る。)
94	大字音部第 4 地割(主要地方道重茂半島線以北の区域に限る。)
95	大字音部第 5 地割
96	大字音部第 6 地割
97	大字音部第 9 地割(市道浦の沢線以東の区域に限る。)

## 資料 1-1-9-1 : 過去の主な災害記録

### 過去の主な災害記録

災害の種類	発生年月日	主な被害
津波	明治 29. 6. 15	死者・行方不明者 1,859 名、被害戸数 336 戸、1 家全滅 130 戸、被災生存者 36 名、漁船流失 540 隻 (波高 15 m)
津波	昭和 8. 3. 3	死者 548 名、行方不明者 363 名、負傷者 122 名、流失家屋 428 戸、浸水家屋 8 戸、漁船流失 909 隻 (波高 10 m)
台風	昭和 23. 9. 16	(アイオン台風) 降雨量 328.5 ミリ、土砂崩壊災害死者 14 名、全壊 3 戸、半壊 3 戸、堤防決壊 9 箇所、道路損壊 130 箇所、耕地 120ha 流失 被害総額約 350 万円
豪雨	昭和 34. 10. 10	認定雨量 581.2 ミリ、負傷者 1 名、被災者数 2,727 名、住宅被害半壊 4 戸、床上浸水 187 戸、床下浸水 349 戸、非住被害 15 戸、道路決壊 22 箇所 8,812m、橋梁流失 10 箇所 165m、漁船流失 9 隻、漁船大破 3 隻、海産物被害 3,916 kg (508,300 円) 被害総額 1 億円
津波	昭和 35. 5. 24	(チリ地震津波) 波高 3.5m、漁船流失 20 隻
フェーン災害	昭和 36. 5. 29	(三陸フェーン大火) 死亡 1 名、重症 1 名、住宅全焼 519 戸、640 世帯、被災者 2,449 名、山林被害 5,860ha、大家畜被害 45 頭、小家畜被害 122 羽、漁船被害 78 隻、被害見積額 21 億 6,340 万円
津波	昭和 43. 5. 16	(十勝沖地震津波) 最大波 2.25m、大型船 1 隻沈没、トバタ船数隻流失 被害総額 1 億 1,845 万円
津波	平成 23. 3. 11	(東日本大震災) 最大波 8.5m 以上、最大遡上高 40.5 m、死者・行方不明者 517 名、負傷者 33 名、住家等全壊 5,968 棟、大規模半壊等 3,120 棟、被災世帯 4,582 世帯 11,979 名、被害推定総額 約 2,457 億円
豪雨	平成 28. 8. 30	(台風第 10 号) 1 日雨量 126 mm、1 時間雨量 77.5 mm、行方不明者 1 名、住家等全壊 91 棟、床上浸水 84 棟、床下浸水 42 棟、被害推定総額 約 227 億円
豪雨	令和 1. 10. 12	(台風第 19 号) 24 時間最大雨量 393.5 mm (観測史上最大)、1 時間雨量 84.5 mm (観測史上最大)、死者 1 名、住家等全壊 71 棟、大規模半壊 74 棟、床上浸水 1,173 棟、床下浸水 700 棟他、合計 2,067 棟、被害推定総額 約 94 億円 (R2. 1. 30 現在)

※顕著な災害のみを示した。

## 資料 1-2-2-1 : 自主防災組織の現況

自主防災組織の現況 (令和 5 年 9 月 1 日現在)

No.	名 称	組織人員 (世帯)	結成月日
1	高浜自治会自主防災部	289	H9. 3. 1
2	早稲栃防災会	78	H9. 3. 1
3	白浜防災会	83	H9. 4. 1
4	黒田町第二自治会防災部	85	H9. 5. 1
5	日の出町防災会	320	H9. 9. 1
6	愛宕地区防災協議会	298	H9. 10. 30
7	重茂北地区防災会	60	H9. 11. 1
8	赤前中組防災会	72	H9. 12. 1
9	大付・日出島防災会	67	H9. 12. 1
10	赤前堀内防災会	61	H9. 12. 1
11	一分団地区防災組織	107	H9. 12. 1
12	赤前上組防災会	89	H9. 12. 1
13	赤前下組防災会	41	H9. 12. 1
14	大通・向町防災会	257	H9. 12. 12
15	花輪地区自主防災会	787	H10. 2. 1
16	第 2 0 分団管内防災会	276	H10. 3. 1
17	重茂南地区防災会	108	H10. 3. 1
18	音部防災会	107	H10. 3. 1
19	荷竹防災会	101	H10. 3. 1
20	宮古 2 1 防災会	473	H10. 3. 1
21	近内自治会防災部	634	H10. 3. 8
22	末広町防災会	80	H10. 3. 30
23	田代地区自主防災会	137	H10. 3. 31
24	払川防災会	344	H10. 4. 1
25	黒森山口地区防災会	426	H10. 4. 1
26	長沢地区防災会	311	H11. 5. 1
27	泉町防災会	348	H11. 6. 1
28	三老木防災会	118	H11. 12. 1
29	重茂元村防災会	171	H12. 8. 1
30	第十分団地区防災会連合会	1, 124	H13. 9. 20
31	上村町内会自主防災会	374	H19. 4. 23
32	八木沢自治会防災会	150	H20. 12. 1
33	八木沢団地防災会	485	H21. 5. 15
34	箱石防火委員会	17	H10. 10. 1
35	川内防火委員会	17	H10. 10. 1
36	江繋防火委員会	18	H10. 10. 1
37	和見町東自治会防災部会	65	H23. 4. 1

38	下町町内会自主防災会	98	H24. 5. 13
39	和見町上自治会防災部会	120	H25. 4. 1
40	河南 1 丁目自主防災会	89	H25. 4. 1
41	緑ヶ丘自主防災会	169	H25. 12. 1
42	蛸の浜町内会自主防災会	71	H26. 2. 24
43	古里自治会自主防災会	151	H26. 4. 1
44	茂市区自主防災会	340	H27. 2. 24
45	小山田防災会	359	H28. 9. 1
46	大通 4 丁目自主防災会	37	H29. 3. 14
47	黒田町第一町内会自主防災組織	52	H29. 4. 15
48	上鼻自治会自主防災部	249	H29. 4. 20
49	腹帯区自主防災部	67	H29. 9. 1
50	防災・減災を考える会	21	R2. 1. 22
51	暮目地区地域安全協会	281	R2. 5. 1
52	中瀬地区自主防災会	23	R2. 6. 1
53	岩船地区自主防災会	35	R2. 8. 1
54	中川井防災会	246	R2. 9. 18
55	南町自主消防部会	309	R3. 6. 1
56	下刈屋自治会自主防災組織	50	R4. 4. 9
57	磯鷄飛鳥方町自主防災部	160	R4. 4. 23
58	田老地区自主防災会	1228	R4. 6. 24
59	川井地域づくり委員会自主防災部	118	R5. 4. 14
合計 59 組織 総員 12,913 名 ( 1 世帯 1 名)			

※現在の人数は、1 世帯 1 人を基本とする。

## 資料 1-2-2-2 : 地区防災計画一覧

地区防災計画一覧 (令和3年4月1日現在)

### 《津波編》平成28年3月策定

- 宮古市津波避難計画 (中心市街地・愛宕・築地地区)
- 宮古市津波避難計画 (鍬ヶ崎地区)
- 宮古市津波避難計画 (崎山地区)
- 宮古市津波避難計画 (藤原・小山田地区)
- 宮古市津波避難計画 (磯鶏・河南地区)
- 宮古市津波避難計画 (高浜・金浜地区)
- 宮古市津波避難計画 (津軽石地区)
- 宮古市津波避難計画 (重茂地区)
- 宮古市津波避難計画 (千徳地区)
- 宮古市津波避難計画 (花輪地区)
- 宮古市津波避難計画 (田老地区)

### 《洪水・土砂災害編》令和3年3月策定

- 宮古市地区防災計画 (中心市街地地区)
- 宮古市地区防災計画 (鍬ヶ崎地区)
- 宮古市地区防災計画 (崎山・箱石地区)
- 宮古市地区防災計画 (藤原・小山田地区)
- 宮古市地区防災計画 (磯鶏・八木沢地区)
- 宮古市地区防災計画 (山口・田代地区)
- 宮古市地区防災計画 (千徳・西ヶ丘地区)
- 宮古市地区防災計画 (花輪・松山地区)
- 宮古市地区防災計画 (高浜・金浜地区)
- 宮古市地区防災計画 (津軽石・赤前地区)
- 宮古市地区防災計画 (白浜地区)
- 宮古市地区防災計画 (重茂地区)
- 宮古市地区防災計画 (田老地区)
- 宮古市地区防災計画 (新里地区)
- 宮古市地区防災計画 (川井地区)

## 資料 1-2-4-1 津波避難ビル一覧

### 津波避難ビル一覧

平成 29 年 4 月 1 日現在

No	名 称	所 在 地	構造等
1	後藤泌尿器科皮膚科医院	宮古市大通 1-3-24	SRC 造・5 階
2	三陸北部森林管理署宮古宿舎	宮古市磯鶏石崎 4-33	RC 造・4 階
3	岩手県立宮古高等学校	宮古市宮町 2-1-1	RC 造・4 階
4	宮古第一病院	宮古市保久田 8-37	RC 造・4 階
5	介護施設あお空	宮古市向町 2-34	RC 造・7 階

資料 1-2-9-1 : 消防力の現況

消防力の現況 ① 令和2年4月1日現在

	職団員の数	ポンプ車台数	積載車台数	小型ポンプ数	その他の車両	管内水利設置数			備考	
						消火栓	防火水槽	その他		
宮古消防署	51	5			10					
宮古市消防団	本団	35		1	1	1				
	第1分団	15	1				5	2		
	第2分団	17(2)	1				8	2		
	第3分団	21	1				19	6	2	
	第4分団	17(1)	1				27	7	4	
	第5分団	18	1		1		10	3		
	第6分団	13	1				15	6	11	
	第7分団	25(2)	1				31	5	1	
	第8分団	14(1)	1				10	6		
	第9分団	22	1				60	10	2	
	第10分団	20(2)	1				47	11	3	
	第11分団	20(4)	1		1		16	8		
	第12分団	22(1)	1		2		62	12	3	
	第13分団	18(3)	1		1		17	6		
	第14分団	19(6)	1		1			5	1	
	第15分団	16(3)	1					1		
	第16分団	28(3)	1	2	2		45	19	1	
	第17分団	34	1	1	2		25	14	1	
	第18分団	19(2)	1		1		7	5		
	第19分団	17(3)	1	1	2		2	8		
	第20分団	17(3)	1		1		15	7	1	
	第21分団	18(4)	1		1		9	7		
	第22分団	20(5)	1		1		13	10	1	
	第23分団	16(1)	1		1		13	9		
	第24分団	29	1		2		9	4		
	第25分団	31(4)	1		1			13		
	第26分団	35	1		2		7	7		
第27分団	21(3)	1		1		13	3			



消防力の現況 ②

令和2年4月1日現在

	職団員の 数	ポンプ 車台数	積載車 台数	小型ポ ンプ数	その他 の車両	管内水利設置数			備考	
						消火栓	防火水槽	その他		
宮 古 市 消 防 団	第28分団	17(4)	1				2	2	1	
	第29分団	15(3)	1	1	1		6	6	1	
	第30分団	18(1)	1	1	2		7	16		
	第31分団	17	1	2	2		2	11		
	第32分団	21(6)	1	1	4			8		
	第33分団	15(8)	1	3	3		7	3		
	第34分団	21	1		1		5	11		
	第35分団	32	1		1		16	13		
	第36分団	14(3)	1		1			8		
	第37分団	40	1		1		23	16	1	
	第38分団	27(3)	1		1		13	8		
	第39分団	29(4)	1		1		11	12		
	第40分団	25(3)	1	2	3			22	2	
	第41分団	19(11)	1	1	2			23	1	
	第42分団	20(5)	1	1	2			12	1	
	第43分団	10(9)	1	2	3			20	1	
	第44分団	36(5)	1	2	3			12	1	
第45分団	20(8)	1	2	3			7	1		
寄贈車・・・※		1		2						
合計	993(126)	51	23	60	11	577	406	41		

※ 消防対策課ポンプ車（(有)悠香寄贈ポンプ車）は、宮古消防署にて保管中。

※ 消防職団員数の（ ）は機能別団員数。

資料 1-2-9-2 : 林野火災消火機（器）材備付状況

林野火災消火機（器）材 備付状況

令和2年4月1日現在

品名	宮古市消防団				宮古広域組合				岩手県委託						
	宮古	田老	新里	川井	宮古消防署	田老分署	新里分署	川井分署	宮古消防署	田老分署	新里分署	川井分署			
可搬式散水装置	451	123	60	90	178	25	21		4		264	126	30	57	51
山林スプレーヤー	6			4	2	1				1	2	1			1
自吸式エンジンポンプ															
組立布水槽	19		2	13	4	4	1	3			2		2		
スコップ	312	172	18	62	60	25	8	6	3	8					

※ 空中消火用機材は津波流出により備付無し。

資料1-2-14-1：海岸防潮堤防設置箇所

海岸防潮堤防設置箇所

(平成23年3月31日現在 県地域防災計画より)

所管別	地区名	堤防延長	堤高	門扉		施工年度	摘要 (施工者)
			(T.P)	水門	扉門		
国土交通 省水管 理・国土 保全局	神林地区	675.0	8.50	2	5	昭58～平2	県
	高浜地区	1025.0	8.50	1	3	昭55～平7	〃
	赤前地区	805.0	8.50	4	—	昭36～60	〃
	重茂地区	297.0	10.00	1	—	昭36～42	〃
	黄金浜地区	92.0	5.60	—	—	昭41	〃
	金浜地区	1160.0	8.50	4	2	昭57～平11	〃
	撰待地区	195.0	13.70	1	—	昭45～52	〃
	田老地区	1345.0	10.00	2	3	昭30～42	〃
国土交通 省港湾局	磯鷄藤原 地区	1079.0	8.50	—	4	昭35～41 昭61～平10	〃 〃
	高浜地区	328.0	8.50	—	—	平6～20	〃
水産庁	津軽石地区	750.1	8.50 6.00	3	4	昭35～36 昭44～45 平3～14	市 〃 〃
	音部地区	229.0	10.00	1	3	昭37～38 昭47～48 平10～	県 〃 〃
	宿地区	200.0	11.00	1	2	昭41～47	市
	白浜地区 (宮古)	215.0	8.00	1	5	昭38～40	〃
	田老地区	1007.0	10.00	4	5	昭39～44 昭48～54	県 〃
農林水産 省農村振 興局	大沢地区 (宮古)	122.0	13.70	2	1	昭42～44 昭60～平8	〃 〃

## 資料 1-2-14-2 : 河川水門管理要綱

### 河川水門管理要綱

(岩手県地域防災計画より)

(趣旨)

第 1 この要綱は、別に定めのあるもののほか、知事が管理する河川に設置されている水門、樋門及び樋管（以下「河川水門」という。）を合理的に管理するために必要な事項を定めるものとする。

(管理の原則)

第 2 河川水門は、洪水、高潮、津波等（以下「洪水等」という。）による災害から国土、公共物及び県民の生命、財産等を守るため、洪水等の発生の場合に有効かつ適切に操作されるように維持管理されなければならない。

(河川水門の管理の委託)

第 3 知事は、洪水等による危険が切迫した場合における河川水門の操作の緊急性等にかんがみ、河川法（昭和 39 年法律第 167 号。以下「法」という。）第 99 条の親定に基づき、河川管理施設である河川水門の維持又は操作その他これに類する河川の管理に属する事務を河川水門所在の市町村に委託するものとする。

(知事の管理事項)

第 4 知事は、おおむね次の各号に掲げる事項に関し河川水門の管理を行う。

(1) 特に必要があると認める場合における河川水門の巡視及び点検をすること。

(2) 河川管理施設である河川水門の改修工事及び修繕工事を施行すること。

(3) 次に掲げる場合において、洪水等による災害が発生するおそれが大きいと認められるときは、関係市町村及び法第 26 条の規定により許可を受けて河川水門を設置した者（以下「許可河川水門設置者」という。）に対し、警戒勤務態勢をとるよう通知すること。

ア 気象予報又は気象警報が発令された場合

イ 著しい降雨又は融雪により河川の水位が上昇するおそれがあると認められる場合

ウ 河川の水位又は潮位に著しい変動がある場合

(4) 許可河川水門設置者に対し、河川水門の管理体制について指導し、及び助言すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、河川水門の管理に関し特に必要があると認める事項について適切な措置をとること。

(市町村の管理事項)

第 5 河川水門の管理の委託を受けた市町村は、次の各号に掲げるところにより、河川水門の維持又は操作その他これに類する河川の管理に属する事務を

執行するものとする。

- (1) 平常時における河川水門の維持又は操作は次に掲げるところにより行なうものとする。
  - ア 河川水門を支障なく閉鎖できるよう随時巡視点検し、常に良好な状態に維持すること。
  - イ 毎年度3回（原則として、6月、8月及び翌年3月とする。ただし、河川水門のうち、既往最高潮位の及ぶ土地の区域内に存する河川水門（以下「潮位関連河川水門」という。）にあっては、原則として、7月、11月及び翌年3月とする。）以上河川水門の開閉部分の試運転（注油を含む。以下同じ。）をすること。
  - ウ 河川水門付近に居住する者の協力を得て洪水等の発生の際河川水門が随時適切に操作できるようにしておくこと。
- (2) 前号アの規定により河川水門を巡視したときは、河川水門巡視記録（様式第1号）を作成し、備えておくものとする。
- (3) 次に掲げる場合において、洪水等が発生するおそれがあると認められるときは、警戒勤務態勢に入るものとする。
  - ア 次に掲げる気象予報又は気象警報が発令された場合
    - （ア）浸水注意報、洪水注意報、津波注意報（潮位関連河川水門の場合に限る。）
    - （イ）気象警報、浸水警報、洪水警報、高潮警報、津波警報、波浪警報（潮位関連河川水門の場合に限る。）
  - イ 洪水予報又は水防警報が発令された場合
  - ウ 河川の水位が警戒水位に達した場合
  - エ 海水に著しい変動があった場合（潮位関連河川水門の場合に限る。）
  - オ 人体に感じる程度の地震が発生した場合（潮位関連河川水門の場合に限る。）
  - カ 特に知事が指示した場合
- (4) 警戒勤務態勢時における河川水門の操作は、次に掲げるところにより行なうものとする。
  - ア 河川水門付近に河川水門を操作する者を待機させること。
  - イ 河川水門を点検して、いつでも操作できるようにしておくこと。
  - ウ 夜間に備えて、照明器具を準備しておくこと。
  - エ 洪水等の発生状況を判断し、適切かつ敏速に河川水門を操作すること。ただし避難の時間を確保できない恐れがある時は避難を優先すること。
- (5) 第2号の規定により警戒勤務態勢に入った後で、洪水等の発生するおそれがないと認められるときは、警戒勤務態勢を解除し、河川水門を開放しておくこと。
- (6) 次に掲げるところにより所要の報告をすること。
  - ア 毎年度4月15日までに河川水門管理体制報告書（様式第2号）を所管する広域振興局土木部長又は土木センター所長（以下「広域振興局長等」

という。)に提出するものとし、年度途中において河川水門管理体制に変動が生じたときもその都度提出するものとする。

イ 次に掲げる事項を行ったときは、その都度広域振興局長に報告すること。

(ア) 河川水門の試運転をしたとき。

(イ) 河川水門の異状を発見したとき。

(ウ) 警戒勤務態勢に入ったとき。

(エ) 河川水門を操作(試運転のための操作を除く。)したとき。

(オ) 警戒勤務態勢を解除したとき。

(7) 前号イ(ア)の規定による報告は、河川水門の試運転後7日以内に河川水門開閉操作報告書(様式第3号)により行なうものとする。

(情報連絡)

第6 知事は、河川水門の管理に関し必要な気象、降雨量、水位、指示等に関する情報連絡を市町村及び許可河川水門設置者との間において相互に密にし、洪水等の発生の際における河川水門の操作に遺憾のないようにするものとする。

(建設大臣等に対する協力要請)

第7 知事は、国土交通大臣、市町村長及び許可河川水門設置者に対し、国土交通大臣及び市町村長の管理する河川に設置されている河川水門及び法第26条の規定により許可を受けて設置された河川水門についても、その管理については、この要綱の趣旨に添って国土交通大臣、市町村長及び許可河川水門設置者を通ずる一体的運営が期せられるように協力を求めるものとする。

様式第1号

河 川 水 門 巡 視 記 録

年 月 日	巡視者 氏名:
-------	---------

	水門、樋門及び樋管名	巡 視 結 果	※対応状況（有の場合のみ）
巡		支障（有・無）	（1・2・3）
		支障（有・無）	（1・2・3）
		支障（有・無）	（1・2・3）
		支障（有・無）	（1・2・3）
		支障（有・無）	（1・2・3）
		支障（有・無）	（1・2・3）
視		支障（有・無）	（1・2・3）
		支障（有・無）	（1・2・3）
		支障（有・無）	（1・2・3）
		支障（有・無）	（1・2・3）
		支障（有・無）	（1・2・3）
		支障（有・無）	（1・2・3）
状		支障（有・無）	（1・2・3）
		支障（有・無）	（1・2・3）
		支障（有・無）	（1・2・3）
		支障（有・無）	（1・2・3）
		支障（有・無）	（1・2・3）
		支障（有・無）	（1・2・3）
況	<p>※ 対応状況欄には、以下の基準に合致する項目に○印を付すること。</p> <p>1:障害物等の除去を行うなど、施設閉鎖できるように対応した。</p> <p>2:障害の状況を施設管理者へ連絡した。</p> <p style="padding-left: 20px;">（連絡日時、相手の氏名： 月 日 時 分 氏名 ）</p> <p>3:その他（以下に状況を記載のこと）</p>		

様式第2号

第 号  
年 月 日

広域振興局長 様

市町村長 氏 名 印

年度河川水門管理体制（変更）報告書

このことについて、河川水門管理要綱（昭和43年岩手県告示第235号）第5第6号アの規定により報告します。

水門、 樋門及 び樋管	河川名 及び設 置場所	型式	開閉 方法	門数	管理操作 責任者 住所氏名	管理操作 担当者 住所氏名	試運転予定年月 日その他管理方 法

注 年度途中における報告にあつては、管理体制の変更に係る部分について報告をすること。

様式第3号

第 号  
年 月 日

広域振興局長 様

市町村長 氏 名 印

河 川 水 門 開 閉 操 作 報 告 書

このことについて、河川水門管理要綱（昭和43年岩手県告示第235号）第5第6号イ（ア）の規定により報告します。

水 門 , 樋 門 及 び 樋 管	河 川 名 及 び 設 置 場 所	型式	開閉 方法	門数	試 運 転 の 年 月 日	試 運 転 の 結 果 及 び 施 設 の 異 常 の 有 無 並 び に 措 置

注 試運転の結果及び施設の異常の有無並びに措置については、具体的に記入すること。



## 資料 1-2-14-3 : 海岸水門管理要綱

### 海岸水門管理要綱

(岩手県地域防災計画より)

(趣旨)

第1 この要綱は、別に定めのあるもののほか、海岸管理者が管理する海岸保全区域に設置されている水門及び樋門（以下「水門等」という。）を合理的に管理するために必要な事項を定めるものとする。

(管理の原則)

第2 水門等は、津波、高潮、その他海水の変動等（以下「津波等」という。）による災害から国土、公共物及び県民の生命、財産等を守るため、津波等の発生の場合、有効かつ迅速に操作されるよう維持管理されなければならない。

(水門等の管理委託)

第3 海岸管理者は、津波等による危険が切迫した場合における、水門等の操作の緊急性等にかんがみ、海岸保全施設である水門等の維持又は操作その他これらに類する海岸の管理に関する事務を水門等所在の市町村に委託するものとする。

(海岸管理者の管理事項)

第4 海岸管理者は、おおむね次の各号に掲げる事項に関し水門等の管理を行う。

(1) 特に必要があると認める場合における水門等の巡視及び点検をすること。

(2) 海岸保全施設である水門等の改修工事及び修繕工事を施工すること。

(3) 次に掲げる場合において、津波等による災害が発生する恐れが大きいと認められるときは、関係市町村に対し、警戒勤務態勢をとるよう通知すること。

ア 気象予報又は気象警報が発令された場合

イ 潮位に著しい変動がある場合

(4) 全各号に掲げるもののほか、水門等の管理に関し特に必要があると認める事項について適切な措置をとること。

(市町村の管理事務)

第5 水門等の管理の委託を受けた市町村は、次の各号に掲げるところにより、水門等の維持又は操作その他これに類する海岸の管理に属する事務を執行するものとする。

(1) 平常時における水門等の維持又は操作は、次に掲げるところにより行うものとする。

ア 水門等を毎日巡視点検すること。

イ 水門等の自動開閉装置の導水部分、水門等の開閉部分並びにこれらに関連する路面及び河床面を水門等の開閉に支障のないように整備しておくこと。

ウ 水防関係者及び付近住民に水門等の重要性を認識させ、非常の際は、なんびとも水門等を閉鎖できるよう指導しておくこと。

(2) 前号アの規定により水門等を巡視したときは、海岸水門等巡視日誌（様式第1号）を作成し備えておくものとする。

(3) 水門等は、毎年3回（原則として、7月、11月及び3月とすること。）以上開閉操作の試運転（水門等の主要部分への注油等も含む。）を行うものとする。

（警戒勤務）

第6 受託を受けた市町村は、次の各号のいずれかに該当する場合で、かつ、災害が発生するおそれがあると判断したときは、警戒勤務につき、水門等を閉鎖するものとする。

(1) 津波注意報又は津波警報が発令されたとき。

(2) 高潮警報又は波浪警報が発令されたとき。

(3) 海水に著しい変動があったとき。

(4) 人体に感じる程度の地震が発生したとき。

(5) 海岸管理者から指示されたとき。

2 警戒勤務態勢時における水門等の操作は次に掲げるところにより行うものとする。

(1) 水門等付近に水門等を操作する者を待機させること。

(2) 水門等を点検して、いつでも操作できるようにしておくこと。

(3) 夜間に備えて、照明器具を準備しておくこと。

(4) 津波等の発生状況を判断し、適切かつ迅速に水門等を操作すること。

（警戒勤務の解除）

第7 委託を受けた市町村は、前条の警戒勤務について後において、災害が起こるおそれがないと判断したときは、警戒勤務を解除し、水門等を開くものとする。

（報告）

第8 委託を受けた市町村は、毎年度4月15日までに当該年度の海岸水門等管理体制報告書（様式第2号）を所管の地方振興局長に提出しなければならない。

2 前号の報告書は、年度途中において水門等の管理体制に変動が生じたときも、その都度提出しなければならない。

3 委託を受けた市町村は、第5第3項に規定する試運転を行ったときは、水門等開閉操作報告書（様式第3号）を、当該試運転の日後10日以内に

所管の地方振興局長に提出しなければならない。

4 委託を受けた市町村は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに電話等で所管の地方振興局長に通報するものとする。

- (1) 水門等に異状を認めたとき。
- (2) 第6の規定に基づき、警戒勤務につき、水門等を閉鎖したとき。
- (3) 第7の規定に基づき、警戒勤務を解除し、水門等を開いたとき。

様式第 1 号

海 岸 水 門 等 巡 視 日 誌			
検 印			
年 月 日		巡視者職氏名	
天 候		気 温	
巡 視 状 況	概 要		
	水門又は樋門名	設 置 場 所	状 況

様式第 2 号

第 年 月 日 号

地方振興局長 殿

市町村長 氏 名 印

年度海岸水門等管理体制（変更）報告書

このことについて、海岸水門等管理要綱第 8 第 1 項（第 2 項）の規定により報告します。

水門又は樋門名	設置場所	型式	開閉方法	門数	管理操作責任者住所氏名	管理操作担当者住所氏名	試運転予定年月日 その他管理方法

様式第3号

第 年 月 日 号

地方振興局長 殿

市町村長 氏 名 印

海岸水門等開閉操作報告書

このことについて、海岸水門等管理要綱第8第3項の規定により報告します。

水門又は樋門名	設置場所	型式	開閉方法	門数	試運転及び注油等の年月日	試運転の結果及び水門等の異状の有無	措置の状況

注 試運転の結果及び施設の異状の有無の欄には、具体的に記入すること。

## 資料 1-2-17-1 岩手県沿岸排出油等防除協議会会則

### 岩手県沿岸排出油等防除協議会会則

#### (目的)

第1条 この協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）（以下「海防法」という。）第43条の6第1項の協議会として、岩手県沿岸海域において大量の油又は有害液体物質（以下「排出油等」という。）が排出され、沿岸に漂着又はそのおそれがある場合の防除活動について必要な事項を協議し、その実施を推進することを目的とする。

#### (協議会の名称)

第2条 この会の名称を「岩手県沿岸排出油等防除協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

#### (協議会の業務)

第3条 協議会は、次の業務を行う。

- (1) 排出油等の防除に関する自主基準（防除活動マニュアル等）の作成
- (2) 排出油等の防除活動に必要な防除資機材等の整備の推進
- (3) 排出油等の防除に関する講習及び訓練の実施
- (4) 排出油等の防除活動の連携の推進
- (5) その他排出油等の防除に関する重要事項の協議

#### (組織)

第4条 協議会は、会長及び会員をもって組織する。

- 2 会長は、釜石海上保安部長をもって充て、会務を総理する。
- 3 会員は、岩手県沿岸海域等において、別表に掲げる排出油等の防除活動に関係する行政機関、地方公共団体、関係団体及び民間事業所等とする。
- 4 協議会の組織を次の5地区に区分する。
  - (1) 久慈地区（洋野町、久慈市、野田村）
  - (2) 宮古地区（普代村、田野畑村、岩泉町、宮古市）
  - (3) 山田地区（山田町）
  - (4) 釜石地区（釜石市、大槌町）
  - (5) 大船渡陸前高田地区（大船渡市、陸前高田市）
- 5 各地区に地区部会を設け、各地区における大量の油又は排出油等が排出され、沿岸に漂着又はそのおそれがある場合の防除活動について必要な事項を協議し、その実施を推進することとする。
- 6 各地区部会の名称、部会長及び庶務担当は次のとおりとする。

地区部会名称	地区部会長	庶務担当
久慈地区部会	八戸海上保安部長	八戸海上保安部警備救難課
宮古地区部会	宮古海上保安署長	宮古海上保安署
山田地区部会	釜石海上保安部長	釜石海上保安部警備救難課
釜石地区部会	釜石海上保安部長	釜石海上保安部警備救難課

大船渡陸前高田地区部 会	釜石海上保安部 長	釜石海上保安部警備救 難課
-----------------	--------------	------------------

7 協議会に、排出油等防除に関する技術的事項の調査研究及び事故発生時における技術的事項に関する助言を行うため、技術専門委員会を置くことができる。技術専門委員会の委員は、会員の推薦する者のうちから第5条の会議の同意を得て会長又は地区部会長が指名する。

**(会議)**

第5条 会議は定例会議及び臨時会議とし、会長又は地区部会長が召集するものとする。

2 定例会議は、年1回程度開催する。

3 臨時会議は、必要に応じ開催する。

**(情報の交換)**

第6条 会員は、排出油等防除に必要な次の資料（4月1日現在のもの）を毎年1回、会長に提出するものとする。

なお、変更を生じた場合は随時報告するものとする。

(1) 資機材の整備、保有状況

(2) 情報連絡体制（連絡担当者、昼夜間の電話番号等）

(3) その他、必要な事項

**(訓練等)**

第7条 会員は、排出油等事故発生時における防除活動の技術、知識向上のため、各地区の排出油等防除訓練のほか、随時開催する講習会に積極的に参加するものとする。

**(情報提供)**

第8条 会長又は地区部会長は、大量の油若しくは有害液体物質が排出され、又は排出のおそれがある場合は、会員に対し、すみやかに事故に関する情報を通知するものとする。

**(総合調整本部の設置)**

第9条 会長又は地区部会長は、大量の油若しくは有害液体物質が排出され、又は排出のおそれがある場合には、総合調整本部を設置し、情報の共有や既に実施された防除措置の状況の周知等に努めるとともに、会員が、それぞれの立場に応じて相互に連携し、所要の協力を図りつつ、迅速かつ的確な防除活動を実施できるよう調整を行うものとする。

2 前項の総合調整本部が設置された場合、当該地区の会員は、総合調整本部に担当者を派遣するものとする。

3 会長又は地区部会長は、必要に応じて、原因者、P I等の保険機関担当者（保険査定人を含む）、指定海上防災機関の職員、その他の防除措置を的確に実施するために必要となる知識を有する者等会員以外の関係者も総合調整本部に参加を要請するものとする。

**(会員による防除活動等)**

第10条 会員である船舶所有者等、石油関係企業、石油化学・電力等の企業等は、海防法第39条第2項各号に掲げる原因者又は同条第4項各号に掲げる協力者として防除活動を実施する。

2 会員である関係行政機関及び地方公共団体にあつては、固有の事務又は



海防法第41条の2の規定による海上保安部長等の要請により防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。

- 3 会員である民間防災機関、曳船、サルベージ、港湾土木関係企業、油処理関連企業、漁業者団体等にあつては、原因者や地方公共団体等からの要請又は自衛による防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。

#### (経費の求償)

第11条 防除活動に要した経費の求償に関する事務は、原則として会員ごとに原因者に請求するものとし、協議会はその調整及び促進を図るものとする。

#### (災害補償)

第12条 防除活動に出動した者が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、または廃疾となった場合における災害補償については、法令に別段の定めがあるもののほか、当該被災した職員が所属する関係機関等が当たるものとする。

#### (排出油等防除計画に係る意見の提出)

第13条 協議会は、海防法第43条の6第2項の規定に基づき、会員の協議により必要と認める場合は、同法律第43条の5第1項に基づく岩手県沿岸海域に係る排出油等防除計画について、海上保安庁長官に対して意見を述べるものとする。

#### (協議)

第14条 この会則に疑義が生じた場合及びこの会則に定めのない事項について、協議の必要がある場合には、その都度協議し決定するものとする。

#### (庶務)

第15条 協議会の庶務は、釜石海上保安部警備救難課で行う。

#### 付則

##### (施行期日)

- 1 この会則は、平成6年12月1日から施行する。
- 2 本会則は、一部改正の日（平成10年1月28日）から施行する。
- 3 本会則は、一部改正の日（平成20年3月5日）から施行する。
- 4 本会則は、一部改正の日（平成26年3月31日）から施行する。
- 5 本会則は、一部改正の日（平成27年3月31日）から施行する。

#### 別表

岩手県沿岸排出油等防除協議会会員名簿（宮古地区部会抜粋）

（平成27年3月現在）

No	会 員 名	担当部局
1	宮古海上保安署	
2	東北地方整備局釜石港湾事務所 宮古港出張所	
3	東北運輸局岩手運輸支局	
4	岩手県総務部総合防災室	
5	岩手県農林水産部	水産振興課
6	岩手県県土整備部	港湾課
7	岩手県沿岸広域振興局 宮古水産振興センター	水産振興課

8	岩手県沿岸広域振興局 宮古土木センター	管理課
9	岩手県漁業協同組合連合会	指導部指導課
10	岩手県漁船保険組合	審査課
11	宮古警察署	地域課
12	宮古市	産業振興部水産課
13	岩泉町	農林水産課林業水産室
14	田野畑村	産業振興課
15	普代村	建設水産課
16	宮古地区広域行政組合消防本部 宮古消防署	庶務係
17	重茂漁業協同組合	
18	宮古漁業協同組合	総務部指導課
19	田老町漁業協同組合	購買課
20	小本浜漁業協同組合	総務
21	田野畑村漁業協同組合	
22	普代村漁業協同組合	
23	宮古港水先人	釜石水先人協会に所属
24	岩手県小型船安全協会	事務局
25	海洋曳船株式会社	総務部
26	コープケミカル株式会社 宮古工場	環境保安課
27	日本通運株式会社 宮古営業支店	盛岡支店総務課
28	カメイ株式会社 宮古支店	法人営業課
29	株式会社アベキ 宮古営業所	所長
30	株式会社塩釜商会 宮古支店	
31	宮古港湾運送株式会社	
32	株式会社本間組 岩手営業所	
33	株式会社佐賀組 宮古営業所	
34	大阪建設株式会社	海事部
35	株式会社タカヤ	土木部
36	陸中建設株式会社	骨材部

## 資料 1-3-1-1 : 宮古市災害対策本部条例

### 宮古市災害対策本部条例

昭和 17 年 6 月 6 日

条例第 20 号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第8項の規定に基づき、宮古市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する職員をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(補則)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年6月6日から施行する。

附 則(平成24年12月20日条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 資料 1-3-1-2 : 宮古市災害警戒本部設置要領

### 宮古市災害警戒本部設置要領

平成 21 年 12 月 28 日

訓令第 23 号

改正 平成 27 年 3 月 31 日 訓令第 5 号

改正 令和元 3 年 2 月 26 日 訓令第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、気象予警報が発表され、又は地震の発生等により、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、情報の収集、伝達等を迅速かつ円滑に行うため、宮古市災害警戒本部（以下「災害警戒本部」という。）の設置に関し必要な事項を定める。

(災害警戒本部の設置基準)

第 2 条 災害警戒本部の設置基準は、次のとおりとする。

- (1) 気象業務法施行令（昭和 27 年政令第 471 号）第 4 条に規定する気象警報、地面現象警報、高潮警報、波浪警報、浸水警報又は洪水警報が気象庁予報警報規程（昭和 28 年運輸省告示第 63 号）別表第 4 の宮古市の区域に発表されたとき。
- (2) 気象業務法施行令第 4 条に規定する津波注意報が、気象庁予報警報規程別表第 2 の岩手県津波予報区に発表されたとき。
- (3) 気象業務法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 101 号）第 1 条の 2 に規定する気象庁の行う観測において、宮古市の地域に震度 4 の地震が発生したとき。
- (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、大雨、長雨、大雪、融雪等により地滑り、土砂崩れその他の地面現象災害が発生するおそれがある場合において、副市長が必要と認めるとき。
- (5) 大規模な火災、爆発等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、副市長が必要と認めるとき。
- (6) その他災害応急対策上、副市長が必要と認めるとき。

(令 3 訓令 2 ・一部改正)

(災害警戒本部の所掌事務)

第 3 条 災害警戒本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 気象警報等の受領及び住民への伝達並びに関係機関との連絡調整に関すること。
- (2) 気象情報及び河川の水位、潮位の変化等の情報の収集に関すること。
- (3) 各地域の気象等に関する状況及び被害の発生状況の把握に関すること。
- (4) 応急措置の実施に関すること。
- (5) その他情報の収集等に関し必要な事項

(災害警戒本部の組織)

第 4 条 災害警戒本部は、本部長、副本部長、本部員及び本部職員をもって組織する。

2 本部長は、副市長をもって充てる。

3 副本部長は、危機管理監をもって充てる。

4 本部員は、総務部長、企画部長、市民生活部長、保健福祉部長、産業振興部長、都

市整備部長、上下水道部長及び教育部長をもって充てる。

5 本部職員は、危機管理監危機管理課職員及び危機管理監消防対策課職員並びに本部員の所属する部等の職員のうちから本部長が指名する。

(平27訓令5・一部改正)

(令3訓令2・一部改正)

(本部長等の職務)

第5条 本部長は、災害警戒本部の事務を総括し、会議を主宰する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 本部員及び本部職員は、上司の命を受け、災害警戒本部の事務に従事する。

(災害警戒本部の会議)

第6条 災害警戒本部の会議は、必要に応じて、本部長が招集する。

(災害警戒本部の事務所)

第7条 災害警戒本部の事務所は、危機管理監危機管理課に置く。

(沿岸広域振興局経営企画部宮古地域振興センター所長への報告)

第8条 本部長は、沿岸広域振興局経営企画部宮古地域振興センター所長に次の事項を報告しなければならない。

(1) 災害警戒本部の設置及び廃止に関すること。

(2) 被害の発生状況及びこれに対する措置状況に関すること。

(3) その他必要と認める事項

(令3訓令2・一部改正)

(災害の発生等に伴う措置)

第9条 本部長は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において災害予防及び災害応急対策を行う必要があると認めたときは、直ちに災害対策本部の設置の手続きをとらなければならない。

(災害警戒本部の廃止)

第10条 本部長は、次のいずれかに該当することとなったときは、災害警戒本部を廃止する。

(1) 災害の発生するおそれがなくなったとき、又は災害警戒本部を継続して設置する必要がなくなったとき

(2) 宮古市災害対策本部が設置されたとき

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか、災害警戒本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この訓令は、平成22年1月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日訓令第5号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年2月26日訓令第2号)

この訓令は、令和3年2月26日から施行する。

資料 1-3-6-1 : 市内報道機関一覧表 (宮古記者クラブ)

報道機関一覧表 (宮古記者クラブ)

(令和 2 年 9 月 2 7 日現在)

名 称		電 話	F A X	住 所	宮古不在時の 連 絡 先
テ レ ビ ・ ラ ジ オ	I B C 岩手放送	62-1244	62-1244	泉町 3-8	I B C 報道局
		0193-55 -4141	0193-23 -1147	釜石市上中島町 2-7-36	019-623-3141
	NHK 日本放送協会	62-1155	64-2314	大通 4 丁目 4-22 朝日生命ビル	NHK 報道 019-626-8826
	T V I テレビ岩手	64-2388	62-2566	黒森町 2 - 3	T V I 岩手 019-623-3530
	m i t めんこいテレビ	64-1836	64-3500	山口 1 丁目 1-18	M I T 報道 019-656-3303
I A T 岩手朝日テレビ	64-0545	64-0545	中里団地 3-602	I A T 報道 019-629-2901	
新 聞	朝日新聞 (宮古駐在)	080-235 4-6512	62-3144		盛岡総局 019-624-2211
	岩手日報	62-1771	62-4365	西町 1 丁目 5-38	本社 019-653-4111
	河北新報	65-1755	65-1756	鴨崎町 1-26	盛岡総局 019-624-2234
	読売新聞	62-1166	62-1161	長 根 2 丁 目 6-12-201	盛岡支局 019-653-1441
	毎日新聞 (三陸支援支局)	0193-27 -6811	0193-27 -6812	釜石市大渡町 1-7-6 ルモクラージュ 302	盛岡支局 019-652-3211
	宮古民友社	63-5919	63-0871	八木沢 3 丁目 6-3	
	共同通信社 (盛岡支局)	080-776 1-0583	019-652 -5624	盛岡市内丸 3-7	盛岡支局 019-624-3531

《参考》

みやこわが町	64-0888	64-3788	松山 5-13-6 タウン情報社内	
宮古エフエム 放送株式会社	77-3399	77-3936	栄町 3-35 キャトル 5F	

### 資料1-3-7-1：緊急輸送道路一覧

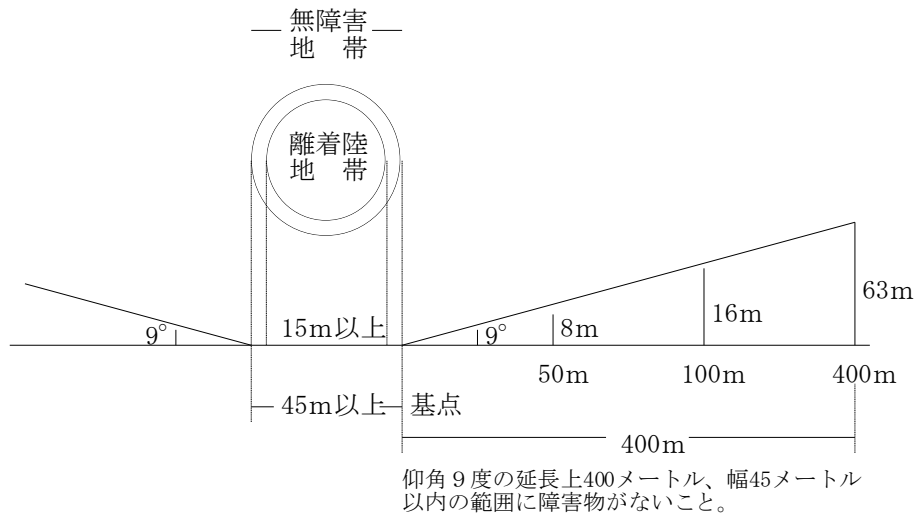
No	路線名	起点	終点	緊急輸送道路指定区分	備考
1	山口地区6号線	(主)宮古岩泉線 (宮古市五月町)	宮古市五月町1-1地先	2次	
2	山口地区23号線	宮古市五月町1-1地先	宮古地区広域行政組合消防本部	2次	
3	山口地区1号線	(主)宮古岩泉線 (宮古市五月町)	宮古地区合同庁舎	2次	
4	藤の川1号線	一般国道45号 (宮古市藤の川)	宮古市藤の川3-8地先	2次	
5	藤の川7号線	宮古市藤の川3-8地先	三陸国道事務所	2次	
6	小佐原1号線	一般国道45号 (宮古市佐原3丁目)	市道小佐原2号線	1次	
7	小佐原2号線	市道小佐原1号線	県立宮古病院	1次	
8	市街地16号線	一般国道45号 (宮古市田老1丁目)	宮古市田老字川向159-6 地先	2次	
9	重茂港線	市道館里線	重茂漁港	2次	
10	小堀内向新田線	一般国道45号 (宮古市田老字小堀内)	田老北IC	2次	
11	北部環状線	一般国道45号 (宮古市佐原3丁目)	(主)宮古岩泉線	1次	
12	中川原地区14号線	一般国道106号 (宮古市南町)	市道八幡沖鉄道踏切線 (宮古市南町)	1次	
13	八幡沖鉄道踏切線	市道中川原地区14号線 (宮古市南町)	宮古市役所	1次	
14	市街地33号線	一般国道45号 (宮古市田老字向山)	(一)有芸田老線 (宮古市田老字向山)	2次	
15	千徳大橋線	一般国道106号 (宮古市上鼻二丁目)	(一)宮古港線 (宮古市松山第6地割)	1次	
16	板屋近内線	(主)宮古岩泉線 (宮古市板屋二丁目)	市道北部環状2号線 (宮古市近内第4地割)	2次	
17	北部環状2号線	市道板屋近内線 (宮古市近内第4地割)	市道北部環状線	1次 2次	
18	館里線	(主)重茂半島線 (宮古市重茂第1地割)	市道重茂港線	2次	
19	末広町線	市道新川町保久田線	(主)宮古岩泉線 (宮古市末広町)	3次	
20	新川町保久田線	一般国道45号 (新川町)	市道末広町線	3次	

## 資料1-3-7-1：ヘリポートの設置基準

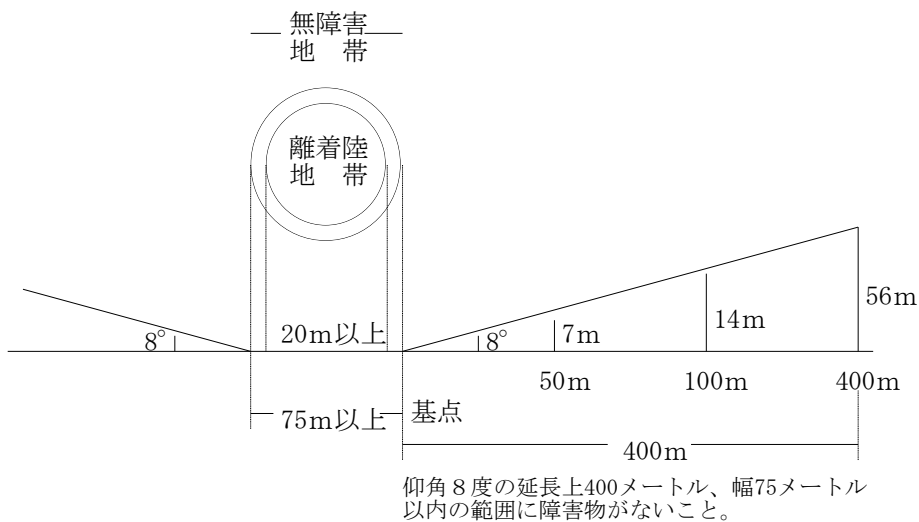
### 1 離着陸地帯及び無障害地帯

#### (1) 自衛隊のヘリコプター

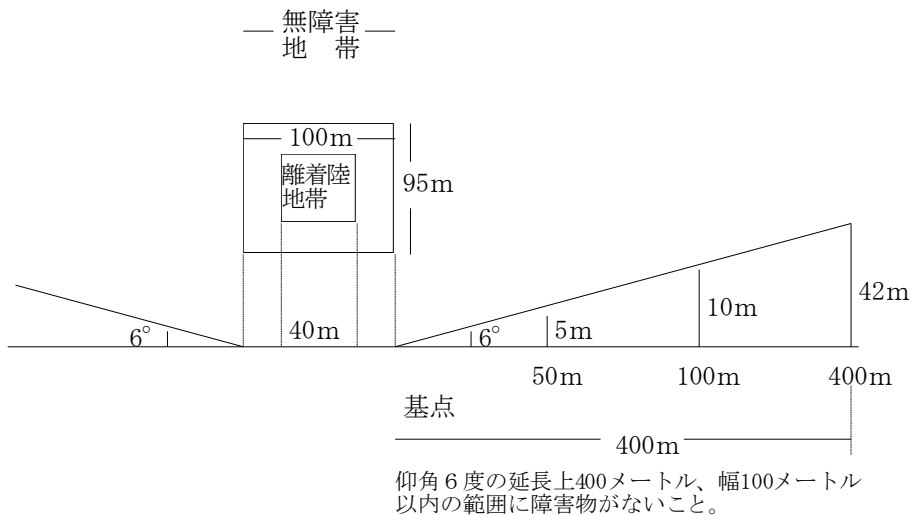
##### ① 小型機(OH-6)の場合



##### ② 中型機(HU-1)の場合



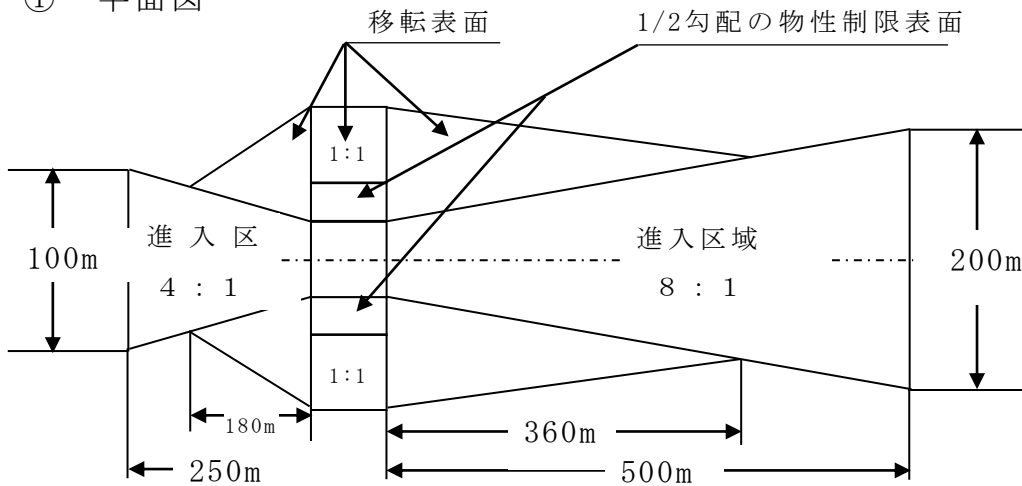
##### ③ 大型機(V-107)の場合



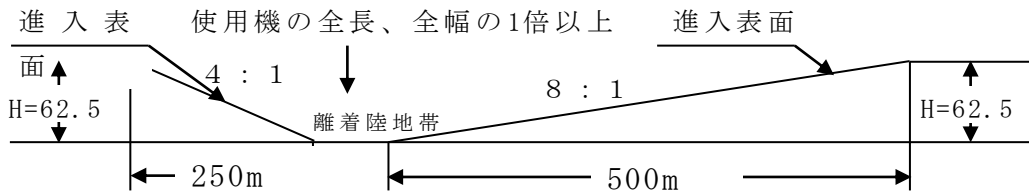


(2) 自衛隊以外のヘリコプター  
 回転翼航空機の場合の進入区域、進入方面、転移表面の略図

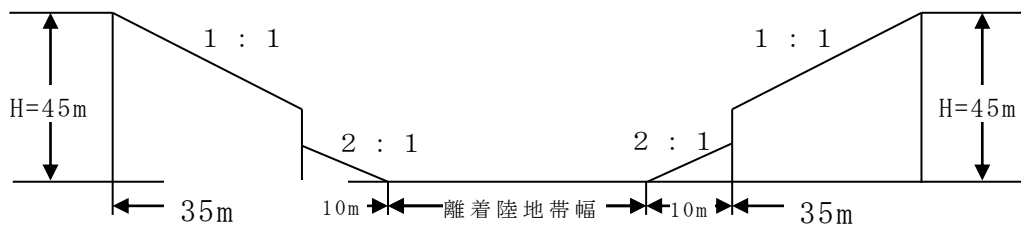
① 平面図



② 進入方面断面図

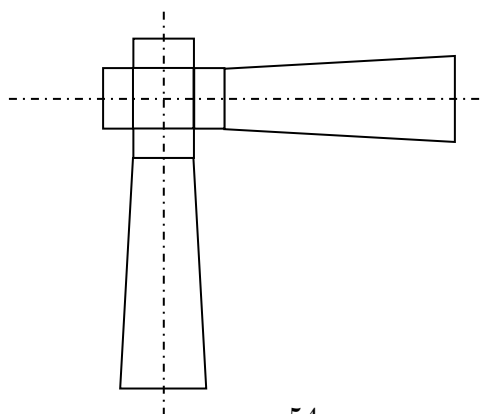


③ 転移表面断面図



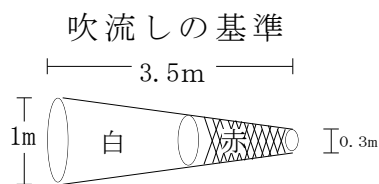
※離着陸地帯の外側10メートルの範囲内に1/2勾配の表面上に  
 出る高さの物件がない区域。

④ 進入経路と出発経路が同一方向に設定できない場合の進入区域、進入表面



## 2 吹流し等

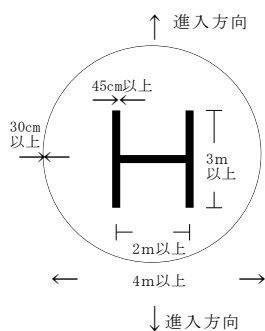
ヘリポート近くに上空から確認し得る風の方向を示す吹流し又は旗を立てること。



## 3 着陸中心点

着陸中心点には、石灰等（積雪時は墨汁、絵具等）を用いてH記号を標示して着陸中心点を示すこと。

### H記号の基準



## 4 危険予防の措置

### (1) 離着陸地帯への立入禁止措置

離着陸地帯及び運行の障害となるおそれのある範囲には立ち入らない措置を講ずること。

### (2) 防塵措置

表土が砂塵の発生するところでは、散水等の措置を講ずること。

### (3) 重量計の準備

物資を輸送する場合は、重量計を準備すること。

資料1-3-7-2：ヘリポートの現況（世界測地系）

番号	施設	地名・地番	座標	長さ×幅 (m)	燃料補給の可否
①	医療の村	宮古市崎嶽ヶ崎4-1	N 39° 39' 28" E 141° 57' 04"	138 55	可（調達）
②	宮古消防署訓練場	宮古市五月町2-1	N 39° 38' 49" E 141° 56' 48"	130 60	〃
③	宮古市立崎山中学校	宮古市崎山3-1-1	N 39° 40' 44" E 141° 57' 42"	130 100	〃
④	三陸病院グラウンド	宮古市田鎖第12地割	N 39° 37' 45" E 141° 53' 51"	100 100	〃
⑤	閉伊川スポーツ公園 (左岸)	宮古市宮古第7地割中 川原	N 39° 38' 08" E 141° 56' 53"	700 150	〃
⑥	閉伊川スポーツ公園 (右岸)	宮古市宮古第7地割中 川原	N 39° 38' 01" E 141° 56' 49"	700 150	〃
⑦	県立宮古高等学校	宮古市宮町2-2-1	N 39° 38' 12" E 141° 56' 50"	120 120	〃
⑧	県立 宮古商業高等学校	宮古市磯鶏3-5-1	N 39° 37' 05" E 141° 57' 34"	160 150	〃
⑨	宮古市立河南中学校	宮古市河南1-1-1	N 39° 37' 18" E 141° 57' 16"	150 120	〃
⑩	老木グラウンド	宮古市老木第11地割	N 39° 37' 45" E 141° 53' 10"	300 130	〃
⑪	合同資源産業 (ラサ工業)	宮古市小山田1-7	N 39° 37' 55" E 141° 56' 48"	200 200	〃
⑫	県立宮古北高等学校	宮古市 田老字八幡水神43-2	N 39° 43' 46" E 141° 57' 08"	150 120	〃
⑬	新里山村広場	宮古市刈屋第17地割	N 39° 38' 09" E 141° 46' 32"	120 100	〃
⑭	宮古市立新里中学校 グラウンド	宮古市 刈屋15-133	N 39° 38' 28" E 141° 46' 25"	110 110	〃
⑮	川井地区河川公園	宮古市川井2-81	N 39° 35' 50" E 141° 40' 44"	200 50	〃
⑯	川内 (YA-H0やまびこ産直館)	宮古市川内8-2	N 39° 38' 58" E 141° 35' 21"	120 75	〃
⑰	旧宮古市立門馬小学校	宮古市 区界4-148-1	N 39° 38' 22" E 141° 25' 32"	115 80	〃
⑱	宮古市立重茂中学校	宮古市重茂2-1	N 39° 35' 14" E 142° 01' 10"	90 65	〃

## 資料 1-3-10-1 : 大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定

### 大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、岩手県内において地震、津波等による大規模災害が発生した場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条の2及び第67条第1項の規定に基づき、岩手県内の市町村（以下単に「市町村」という。）間の相互応援が迅速かつ円滑に行われるために必要な事項について定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 応急措置を行うに当たって必要となる情報の収集及び提供
- (2) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- (3) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供及びあっせん
- (4) 災害応急活動に必要な車両等の提供及びあっせん
- (5) 災害応急活動に必要な職員等（以下「応援職員等」という。）の派遣
- (6) 被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援調整市町村)

第3条 市町村は、被災した市町村（以下「被災市町村」という。）及び応援を行う市町村（以下「応援市町村」という。）の間の連絡調整等を行う市町村（以下「応援調整市町村」という。）を、地域ごとに定めるものとする。

(応援要請等)

第4条 被災市町村は、次に掲げる事項を明らかにして、応援調整市町村に対し、応援の要請を行うものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 第2条第2号及び第3号に掲げる物資及び資機材の品名、数量等
- (3) 第2条第4号に掲げる車両等の種類、規格及び台数
- (4) 応援職員等の職種別人員
- (5) 応援場所及び応援場所までの経路
- (6) 応援を要する期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 応援調整市町村は、前項の要請を受けた場合は、他の市町村及び岩手県と十分連絡をとり、各市町村が実施する応援内容等の調整を図るものとする。

(自主応援)

第5条 市町村は、甚大な被害が発生したと認められる場合において、被災市町村との連絡がとれないとき又は被災市町村からの応援の要請を待ついとまがない

---

ときは、前条第1項の要請を待たずに、必要な応援を行うことができるものとする。この場合において、当該市町村は、同項の規定により被災市町村から応援の要請を受けたものとみなす。

(応援費用の負担等)

第6条 応援市町村が応援に要した費用は、原則として、被災市町村の負担とする。

2 被災市町村は、前項の費用を支弁するいとまがない場合は、応援市町村に当該費用の一時繰替支弁を求めることができるものとする。

(連絡担当課)

第7条 市町村は、相互応援に関する連絡担当課を定め、災害が発生したときは、速やかに、相互に連絡するものとする。

(情報等の交換)

第8条 市町村は、この協定に基づく相互応援が円滑に行われるよう、必要に応じて、情報及び資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めるもののほか、特に必要がある場合は、その都度、市町村が協議して定めるものとする。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、第7条に規定する連絡担当課が協議して定めるものとする。

第10条 この協定は、平成8年10月7日から効力を生ずるものとする。

この協定を証するため、本協定書59通を作成し、市町村がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成8年10月7日

## 資料 1-3-10-2 :

### 大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定実施細目

#### 大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定（以下「協定」という。）第9条第2項の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(応援調整市町村)

第2条 協定第3条に規定する応援調整市町村は、別表第1のとおりとする。

2 応援調整市町村の役割は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 被災市町村の被害状況に関する情報の収集及び提供
- (2) 被災市町村が必要とする応援の種類等の集約及び各市町村との連絡調整等
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援要請の方法)

第3条 協定第4条第1項の親定による応援の要請は、電話、ファクシミリ等により行うものとし、後日、文書を提出するものとする。

2 ファクシミリ又は文書による応援要請は、別紙様式によるものとする。

(応援職員等の派遣に要した費用の負担)

第4条 協定第6条第1項に規定する費用のうち、応援職員等の派遣に要した費用の負担については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 被災市町村が負担する費用は、応援市町村が定める規程により算定した応援職員等の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 応援職員等が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定に基づき、必要な補償を行う。
- (3) 応援職員等が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災市町村が、被災市町村への往復の途中において生じたものについては応援市町村が、それぞれ賠償する。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、応援職員等の派遣に要した費用については、被災市町村及び応援市町村が協議して定める。

(応援費用の請求等)

第5条 応援市町村が、協定第6条第2項の規定により応援に要した費用を繰替支弁した場合は、次に定めるところにより算出した額を、被災市町村に請求するものとする。

- (1) 応援職員等の派遣については、前条に規定する費用
- (2) 備蓄物資については、提供した当該物資の時価評価額及び輸送費
- (3) 調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費

(4) 車両、資機材等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

(5) 施設の提供については、借上料

(6) 協定第2条第7号に規定するものについては、その実施に要した額

2 前項の規定による請求は、応援市町村長による請求書（関係書類を添付）により、連絡担当課を経由して、被災市町村長に請求するものとする。

3 前2項により難いときは、被災市町村及び応援市町村が協議して定めるものとする。

（費用負担の協議）

第6条 協定第6条第1項の規定にかかわらず、被災市町村の被災状況等を勘案し、特別の事情があると認めるときは、応援に要した費用の負担について、被災市町村及び応援市町村の間で協議して定めることができるものとする。

（連絡担当課）

第7条 協定第7条に規定する連絡担当課は、別表第2のとおりとする。

（訓練の実施）

第8条 市町村は、協定に基づく相互応援が円滑に行われるよう、必要な訓練を適宜実施するものとする。

（協定等の見直し）

第9条 協定及びこの実施細目は、必要に応じて見直すこととし、その事務処理については、応援調整市町村が持ち回りで担当する。

## 附 則

この実施細目は、平成8年10月7日から施行する。

別表第1（第2条関係）

## 応 援 調 整 市 町 村

地域名	構 成 市 町 村	応 援 調 整 市 町 村	
		正	副
二 戸	二戸市，軽米町，九戸村，浄法寺町，一戸町	盛岡市	久慈市
久 慈	久慈市，普代村，種市町，野山村，山形村，大野村	二戸市	盛岡市
盛 岡	盛岡市，雫石町，葛巻町，岩手町，西根町，滝沢村，松尾村，玉山村，紫波町，矢巾町，安代町	北上市	宮古市
宮 古	宮古市，田老町，山田町，岩泉町，田野畑村，新里村，川井村	盛岡市	花巻市
岩 手 中 部	花巻市，北上市，大迫町，石鳥谷町，東和町，湯山町，沢内村	一関市	釜石市
胆 江	水沢市，江刺市，金ヶ崎町，前沢町，胆沢町，衣川村	花巻市	大船渡市
釜 石	遠野市，釜石市，大槌町，宮守村	遠野市	江刺市
南 磐	一関市，花泉町，平泉町，大東町，藤沢町，千厩町，東山町，室根町，川崎村	水沢市	陸前高田市
気 仙	大船渡市，陸前高田市，住田町，三陸町	一関市	水沢市



別表第2（第7条関係）

## 連 絡 担 当 課

地域	市町村名	連絡担当課	電 話 番 号		FAX番号
			防災行政無線	有線電号	
二戸	二戸市	生活環境課	×-431-1	0195-23-3111	25-5160
	軽米町	総務課	×-432-1	0195-46-2111	46-2335
	九戸村	総務課	×-433-1	0195-42-2111	42-3120
	浄法寺町	総務課	×-441-1	0195-38-2211	38-2161
	一戸町	総務課	×-442-1	0195-33-2111	33-3770
久慈	久慈市	消防防災課	×-487-1	0194-53-3109	53-3115
	普代村	住民課	×-20-483-1	0194-35-2111	35-3017
	種市町	総務課	×-482-1	0194-65-2111	65-4334
	野田村	住民課	×-484-1	0194-78-2111	78-3995
	山形村	総務課	×-485-1	0194-72-2111	72-2848
	大野村	総務課	×-486-1	0194-77-2111	77-4015
盛岡	盛岡市	消防防災課	×-411-1	019-651-4111	622-6211
	雫石町	総務課	×-421-1	019-692-2111	692-1311
	葛巻町	総務課	×-401-1	0195-66-2111	66-2101
	岩手町	総務課	×-402-1	0195-62-2111	62-3104
	西根町	総務課	×-422-1	0195-76-2111	75-0469
	滝沢村	総務課	×-423-1	019-684-2111	684-1517
	松尾村	総務課	×-424-1	0195-74-2111	74-2102
	玉山村	総務課	×-425-1	019-683-2111	683-1130
	紫波町	町民課	×-20-412-1	019-672-2111	672-2311
	矢巾町	住民課	×-413-1	019-697-2111	697-3700
安代町	総務課	×-403-1	0195-72-2111	72-3531	
宮古	宮古市	消防防災課	×-466-1	0193-62-5533	62-3637
	田老町	総務課	×-462-1	0193-87-2111	87-3667
	山田町	総務課	×-463-1	0193-82-3111	82-4989
	岩泉町	総務課	×-471-1	0194-22-2111	22-3562
	田野畑村	住民生活課	×-472-1	0194-34-2111	34-2632
	新里村	住民生活課	×-464-1	0193-72-2111	72-3282
	川井村	総務課	×-465-1	0193-76-2111	76-2042
岩手中部	花巻市	消防防災課	×-495-1	0198-24-2119	24-0259
	北上市	消防防災課	×-20-502-1	0197-64-1122	63-7023
	大迫町	総務課	×-492-1	0198-48-2111	48-2943
	石烏谷町	総務課	×-493-1	0198-45-2111	45-3733
	東和町	総務課	×-20-494-1	0198-42-2111	42-3605
	湯田町	福祉課	×-506-1	0197-82-2111	82-3111
	沢内村	総務課	×-507-1	0197-85-2111	85-2119

地域	市町村名	連絡担当課	電 話 番 号		F A X 番号
			防災行政無線	有 線 電 号	
胆 江	水 沢 市	生活環境課	×-521-1	0197-24-2111	24-1991
	江 刺 市	企画調整課	×-511-1	0197-35-2111	35-5120
	金ヶ崎町	生活環境課	×-522-1	0197-42-2111	42-4474
	前 沢 町	町 民 課	×-523-1	0197-56-2111	56-3427
	胆 沢 町	町 民 課	×-524-1	0197-46-2111	46-4455
	衣 川 町	総 務 課	×-20-525-2	0197-52-3111	52-4142
釜 石	釜 石 市	総 務 課	×-451-1	0193-22-2127	22-2686
	遠 野 市	消防防災課	×-563-1	0198-62-4311	62-2271
	大 槌 町	総 務 課	×-20-452-1	0193-42-2111	42-3855
	宮 守 村	総 務 課	×-562-1	0198-67-2111	67-2037
両 磐	一 関 市	企画調整課	×-531-1	0191-21-2111	21-2164
	花 泉 町	総 務 課	×-532-1	0191-82-2211	82-2210
	平 泉 町	総 務 課	×-533-1	0191-46-2111	46-3080
	大 東 町	町 民 課	×-541-1	0191-72-2111	72-2222
	藤 沢 町	自治振興課	×-542-1	0191-63-2111	63-5133
	千 厩 町	町民生活課	×-543-1	0191-53-2111	53-2110
	東 山 町	総 務 課	×-544-1	0191-47-2111	47-2118
	室 根 村	住民福祉課	×-20-545-2	0191-64-2111	64-2115
気 仙	川 崎 村	民 生 課	×-546-1	0191-43-2111	43-2550
	大 船 渡 市	総 務 課	×-551-1	0192-27-3111	26-4477
	陸 前 高 田 市	総 務 課	×-552-1	0192-54-2111	54-3888
	住 山 町	総 務 課	×-20-553-2	0192-46-2111	46-3515
	三 陸 町	総 務 課	×-554-1	0192-44-2111	44-2110

備考1 防災行政無線の「×」は、発信特番（市町村ごとに異なる）であること。

2  は、応援調整市町村であること。

別紙様式（第3条関係）

第 号  
年 月 日

（応援調整市町村長）

殿

（応援要請市町村長）

応 援 要 請 書

「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」に基づき、下記のとおり応援を要請します。

記

1 被害の種類及び状況

種 類	地震災害	津波災害	風水害	その他（ ）
人 的 被 害	(1) 死 者	(2) 行方不明者	(3) 重 傷 者	(4) 軽 傷 者
	人	人	人	人
住 家 被 害	(1) 全 壊	(2) 半 壊	(3) 一 部 破 損	(4) そ の 他
	棟 世帯	棟 世帯	棟 世帯	棟 世帯
公共施設等被害	（庁舎，学校，病院，道路，鉄道，港湾，ライフライン関係）			

※ 被害状況は、確認できる範囲で、概括的なもので差し支えないこと。

担当課・係名	
担当者名	
電話・FAX番号	

2 応援の種類

(1) 物資・資機材・車両等の提供

品名（種類・規格等）	数量	場所

(2) 職員等の派遣

職種	活動内容	人員	場所

(3) その他の応援要請事項

--

3 応援の期間

年	月	日	～	年	月	日
---	---	---	---	---	---	---

4 応援場所までの経路

陸路	
空路（ヘリポート等）	
水路（港湾）	

資料 1-3-14-1 : 災害救助法による救助の種類, 程度, 期間等

災害救助法による救助の種類, 程度, 期間等

平成30年4月1現在

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり320円以内 (加算額) 冬期 別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は、別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○ 建設型仮設住宅 1 規格 応急救助の趣旨を踏まえ実施主体が地域の実情、世帯構成に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 5,610,000円以内 3 建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費	災害発生の日から20日以内 着工	1 費用は設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として5,610,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内
		○ 借上型仮設住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。
炊出しその他の食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,140円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者 (飲料水及び炊事のための水であること)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費・人件費は別途計上

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考																																						
被服、寝具 その他生活必需品の給与又は貸与	住家の全半壊(焼)、 流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏期(4月～9月)冬期(10月～3月)の季別は、災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は、年度当初の評価額 2 現物給付に限ること																																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>1人世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> <th>6人以上1人増す毎に加算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全 壊 全 焼 流 失</td> <td>夏</td> <td>円 18,500</td> <td>円 23,800</td> <td>円 35,100</td> <td>円 42,000</td> <td>円 53,200</td> <td>円 7,800</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>30,600</td> <td>39,700</td> <td>55,200</td> <td>64,500</td> <td>81,200</td> <td>11,200</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">半 壊 半 焼 床上浸水</td> <td>夏</td> <td>6,000</td> <td>8,100</td> <td>12,200</td> <td>14,800</td> <td>18,700</td> <td>2,600</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>9,800</td> <td>12,800</td> <td>18,100</td> <td>21,500</td> <td>27,100</td> <td>3,500</td> </tr> </tbody> </table>				区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増す毎に加算	全 壊 全 焼 流 失	夏	円 18,500	円 23,800	円 35,100	円 42,000	円 53,200	円 7,800	冬	30,600	39,700	55,200	64,500	81,200	11,200	半 壊 半 焼 床上浸水	夏	6,000	8,100	12,200	14,800	18,700	2,600	冬	9,800	12,800	18,100	21,500	27,100	3,500
	区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増す毎に加算																																		
	全 壊 全 焼 流 失	夏	円 18,500	円 23,800	円 35,100	円 42,000	円 53,200	円 7,800																																		
		冬	30,600	39,700	55,200	64,500	81,200	11,200																																		
半 壊 半 焼 床上浸水	夏	6,000	8,100	12,200	14,800	18,700	2,600																																			
	冬	9,800	12,800	18,100	21,500	27,100	3,500																																			
医療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上																																						
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上																																						
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の搜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上																																						
被災した住宅の応急修理	1 住宅が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 1世帯当たりの限度額 584,000円以内	災害発生から1か月以内																																							

	困難である程度に住家が半壊(焼)した者			
救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等によりしようすることができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は、正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,400円以内 中学校生徒 4,700円以内 高等学校等生徒 5,100円以内	災害発生の日から(教科書) 1か月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 211,300円以内 小人(12歳未満) 168,900円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは、一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	1 洗浄、消毒等 1体当たり 3,400円以内 2 一時保存 ・既存建物借上費 通常の実費 ・既存建物以外 1体当たり 5,300円 3 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検索は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	住室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均 135,400円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

実費弁償	災害救助法施行令第40条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
------	------------------------------	--	-----------------	---------------------

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
救助の事務を行うに必要な費用	1 時間外手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び貸借料 6 通信運搬費 7 委託費	<p>救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度(以下「国庫負担対象年度」という。)における、各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。</p> <p>イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10</p> <p>ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9</p> <p>ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8</p> <p>ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7</p> <p>ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6</p> <p>ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5</p> <p>ト 5億円を超える部分の金額については100分の4</p>	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の清算する事務を行う期間以内	災害救助費の清算事務を行うのに要した経費も含む。



## 資料 1-3-15-1 : 避難情報の発令基準及び災害時行動計画

### 避難情報の発令基準及び災害時行動計画

#### 第1 趣旨

市では、平成28年8月、台風第10号による豪雨で甚大な被害が発生した。この経験を踏まえ、的確かつ迅速な災害対応を図ることができるよう、避難情報に関するガイドライン（令和3年5月 内閣府改定）を参考にして、洪水・内水氾濫、土砂災害に対する避難情報の発令基準を定めるとともに、市がとる標準的な行動計画を取りまとめるものとする。

#### 第2 避難情報の種類

1 避難情報の種類及び居住者等がとるべき行動等は次のとおりである。

避難情報	居住者等がとるべき行動等
【警戒レベル5】 緊急安全確保 (市長が発令)	●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！
【警戒レベル4】 避難指示 (市長が発令)	●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難
【警戒レベル3】 高齢者等避難 (市長が発令)	●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難
(参考) 【警戒レベル2】 大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁が発表)	※市が発令する避難情報ではない ●発表される状況：気象状況悪化 ●居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認
(参考) 【警戒レベル1】 早期注意情報 (気象庁が発表)	※市が発令する避難情報ではない ●発表される状況：今後気象状況悪化のおそれ ●居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める

---

### 第3 避難情報の発令基準

#### 1 基本的考え方

- ① 【警戒レベル3】高齢者等避難と【警戒レベル4】指示勧告の発令基準は、避難のための準備や移動に要する時間を考慮して設定する。
- ② 災害が発生したり、発生するおそれが極めて高い状況が認められるときは、直ちに、【警戒レベル5】緊急安全確保を発令する。
- ③ 土砂災害は、突発性が高く予測が困難なことから、大雨警報（土砂災害）、土砂災害警戒情報、土砂災害に関するメッシュ情報、記録的短時間大雨情報等を判断に活用しながら、【警戒レベル3】高齢者等避難を躊躇なく発令し、その段階から要配慮者だけでなく、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域又は土砂災害危険箇所とその隣接区域の居住者にも自主的避難を開始するように呼びかけを行う。
- ④ 洪水・内水氾濫は、水位情報、流域雨量指数等を判断に活用しながら、【警戒レベル3】高齢者等避難を発令し、その段階から要配慮者だけでなく、浸水想定区域内の不安を感じる居住者にも自主的避難を検討するように呼びかけを行う。
- ⑤ 【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】避難指示は、段階を踏むことに拘泥せず、状況に応じ臨機応変に発令する。
- ⑥ 大雨特別警報（土砂災害、浸水害）が発表された場合は、大雨警報（土砂災害、浸水害）・洪水警報の危険度分布を確認し、避難情報による立ち退き避難の範囲を再検討する。

## 2 閉伊川と津軽石川の洪水に備える基準

水位情報と流域雨量指数<sup>1</sup>とを組み合わせた定量的基準と定性的基準を次のとおり定め、このいずれかに該当したとき発令する。

### (1) 【警戒レベル3】高齢者等避難の発令基準

区分		閉伊川（川井より下流域）			津軽石川
		千徳 堤防高：8.36m	茂市 堤防高：6.5m	川井 堤防高：5.35m	新町 堤防高：5.4m
定量的基準	避難判断水位	3.7m	3.25m	2.40m	2.7m
	流域雨量指数	53.3 (基準Ⅱ(警報基準))			27.1 (基準Ⅱ(警報基準))
	発令の時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>観測所の水位が上記の避難判断水位を超え、かつ、当該河川の流域雨量指数の実況値または6時間先までの予測値のいずれかが上記基準に達した時点で避難所の開設準備を開始し、開設準備が整ったら発令する。</li> <li>ただし、開設準備の完了が夜間や早朝になると見込まれるときは、開設を待たずに発令する。</li> </ul>			
	発令区域	田鎖、松山、上鼻、板屋、千徳、太田、宮町、南町、向町、新川町、築地、小山田、藤原	太長根、大平、墓目、花原市、根市、田鎖	川井、下川井、坂本、袈岩、古田、西家、三ツ石、腹帯	津軽石、赤前
定性的基準		事象			発令区域
		堤防等で漏水・浸食等が発見され、これを水防団による水防工法により制圧したが、水位が当該漏水等箇所を下回らない見通しのとき。			当該箇所の近接地域と標高が低い周辺地域

<sup>1</sup> 河川の上流域に降った雨によって下流域において発生する洪水の危険度を把握する指標であり、河川ごとに洪水注意報基準（基準Ⅰ）・洪水警報基準（基準Ⅱ）・基準Ⅲが設定されている（資料1参照）。

(2) 【警戒レベル4】避難指示の発令基準

区分		閉伊川（川井より下流域）			津軽石川
		千徳 堤防高：8.36m	茂市 堤防高：6.5m	川井 堤防高：5.35m	新町 堤防高：5.4m
定量的基準	氾濫危険水位	3.9m	3.64m	2.9m	3.0m
	流域雨量指数	58.6 (基準Ⅲ)			29.8 (基準Ⅲ)
	発令の時期	観測所の水位が上記の氾濫危険水位（茂市と川井は未設定のため市が独自に設定）を超え、かつ、当該河川の流域雨量指数の実況値または6時間先までの予測値のいずれかが上記基準に達した時点で発令する。			
	発令区域	田鎖、松山、上鼻、板屋、千徳、太田、宮町、南町、向町、新川町、築地、小山田、藤原	太長根、大平、藁目、花原市、根市、田鎖	川井、下川井、坂本、袈岩、古田、西家、三ツ石、腹帯	津軽石、赤前
定性的基準	事象		発令区域		
	堤防等で漏水・浸食等が発見され、これを水防団による水防工法により制圧するのに時間を要する見通しのとき。			当該箇所近接地域と標高が低い周辺地域	
		夜間から明け方にかけて台風の接近などにより、大雨警報（浸水害）または洪水警報が発表される可能性が高いことが気象台から発表されたとき。			ハザードマップの浸水想定区域

(3) 【警戒レベル5】緊急安全確保の発令基準

区分		閉伊川（川井より下流域）			津軽石川
		千徳 堤防高：8.36m	茂市 堤防高：6.5m	川井 堤防高：5.35m	新町 堤防高：5.4m
定量的基準	氾濫発生水位	6.13m	5.07m	4.17m	4.20m
	発令の時期	観測所の水位が上記の氾濫発生水位（未設定のため市が独自に設定）を超えた時点で発令する。			
	発令区域	田鎖、松山、上鼻、板屋、千徳、太田、宮町、南町、向町、新川町、築地、小山田、藤原	太長根、大平、藁目、花原市、根市、田鎖	川井、下川井、坂本、袈岩、古田、西家、三ツ石、腹帯	津軽石、赤前
定性的基準	事象		発令区域		
	決壊、越水及び溢水又は異常な漏水・浸食の進行や亀裂若しくは樋門又は水門等の排水施設の機能支障が発見されたとき。			当該箇所近接地域と標高が低い周辺地域	

### 3 長沢川・小国川・田代川の洪水に備える基準

長沢川・小国川・田代川については、水位計が設置されていないことから、流域雨量指数と大雨警報（浸水害）・洪水警報の危険度分布（統合表示）<sup>2</sup>による定量的基準と定性的基準を次のとおり定め、このいずれかに該当したとき発令する。

#### (1) 【警戒レベル3】高齢者等避難の発令基準

区分		長沢川	小国川	田代川
定量的基準	流域雨量指数	18.0 (基準Ⅱ (警報基準))	27.9 (基準Ⅱ (警報基準))	18.8 (基準Ⅱ (警報基準))
	大雨警報（浸水害）・洪水警報の危険度分布（統合表示）	赤色表示（基準Ⅱ（重大な浸水害・洪水害が発生するおそれ）に到達すると予想）		
	発令の時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>洪水警報が発表され、当該河川の流域雨量指数の実況値又は6時間先までの予測値のいずれかが上記基準に達し、かつ、大雨警報（浸水害）・洪水警報の危険度分布（統合表示）で赤色表示のメッシュが当該河川の流路上に表れたときは、そのメッシュがかかる区域を単位として避難所の開設準備を開始し、開設準備が整ったら発令する。</li> <li>ただし、開設準備完了が夜間や早朝になると見込まれるときは、開設を待たずに発令する。</li> </ul>		
	発令区域	長沢、寺沢、花輪、田鎖、松山	小国、江繫、下川井	田代
定性的基準	事象		発令区域	
	堤防等で漏水・浸食等が発見され、これを水防団による水防工法により制圧したが、水位が当該漏水等箇所を下回らない見通しのとき。		当該箇所との近接地域と標高が低い周辺地域	

#### (2) 【警戒レベル4】避難指示の発令基準

区分		長沢川	小国川	田代川
定量的基準	流域雨量指数	19.8 (基準Ⅲ)	30.7 (基準Ⅲ)	20.7 (基準Ⅲ)
	大雨警報（浸水害）・洪水警報の危険度分布（統合表示）	紫色表示（基準Ⅲ（重大な浸水害・洪水害が発生するおそれが高い）に到達すると予想）		
	発令の時期	洪水警報が発表され、かつ、当該河川の流域雨量指数の実況値又は6時間先までの予測値が上記基準に達し、かつ、大雨警報（浸水害）・洪水警報の危険度分布（統合表示）で、紫色表示のメッシュが当該河川の流路上に現れたときは、そのメッシュがかかる区域を単位として発令する。		

<sup>2</sup> 大雨による浸水害発生リスクと中小河川の氾濫による浸水害リスクを統合して1キロメッシュで表すものであり、正10分毎に更新され防災情報提供システムで提供される（資料2参照）。

	発令区域	長沢、寺沢、花輪、田鎖、 松山	小国、江繫、下川井	田代
定性的基準	事 象			発令区域
	堤防等で漏水・浸食等が発見され、これを水防団による水防工法により制圧するのに時間を要する見通しのとき。			当該箇所の近接地域と標高が低い周辺地域
	夜間から明け方にかけて台風の接近などにより大雨警報（洪水）が発表される可能性が高いと気象台から発表されたとき。			ハザードマップの浸水想定区域

(3) 【警戒レベル5】 緊急安全確保の発令基準

事象	発令時期	発令区域
洪水警報が発表され、大雨警報（浸水害）・洪水警報の危険度分布（統合表示）で、濃紫色（基準Ⅲ（重大な浸水害・洪水害が発生するおそれが高い）にすでに到達）のメッシュが当該河川の流路上に現れたとき。	ただちに	メッシュがかかる区域
決壊、越水及び溢水が確認されたとき。		当該区域・周辺区域・下流区域
水位が堤防を越えたことが確認されたとき。		

- 4 その他の河川（山口川・近内川・刈屋川・八木沢川等）の洪水・内水氾濫に備える基準  
上記2及び3以外の流域雨量指数の基準（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）が設定されていない河川（山口川・近内川・刈屋川・八木沢川等）の洪水と内水氾濫については、大雨警報（浸水害）・洪水警報の危険度分布（統合表示）をもとに、次のとおり発令基準を設定する。

区分	発令基準・発令時期	発令区域
【警戒レベル3】 高齢者等避難	大雨警報（浸水害）・洪水警報が発表され、大雨警報（浸水害）・洪水警報の危険度分布（統合表示）で、赤色表示（基準Ⅱ（重大な浸水害・洪水害が発生するおそれ）に到達すると予想）のメッシュが現れたときは、避難所の開設準備を開始し、開設準備が整ったら発令する。	メッシュがかかる区域
【警戒レベル4】 避難指示	大雨警報（浸水害）・洪水警報が発表され、大雨警報（浸水害）・洪水警報の危険度分布（統合表示）で、紫色表示（基準Ⅲ（重大な浸水害・洪水害が発生するおそれが高い）に到達すると予想）のメッシュが現れたときに発令する。	
【警戒レベル5】 緊急安全確保	大雨警報（浸水害）・洪水警報が発表され、大雨警報（浸水害）・洪水警報の危険度分布（統合表示）で、濃紫色（基準Ⅲ（重大な浸水害・洪水害が発生するおそれが高い）にすでに到達）のメッシュが現れたときに発令する。	

## 5 土砂災害に備える基準

### (1) 対象とする災害

急傾斜地の崩壊、地すべり及び土石流を対象とする。

### (2) 対象区域

土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域又は土砂災害危険箇所とその隣接区域を対象区域とする。

### (3) 【警戒レベル3】高齢者等避難の発令基準

次のいずれかの事象が生じた場合に当該右欄の発令区域に発令する。

事象	発令区域
大雨警報（土砂災害）が発表され、大雨警報（土砂災害）の危険度分布 <sup>3</sup> で赤色表示（実況または予想で大雨警報の基準 <sup>4</sup> に到達）のメッシュが現れた場合	対象区域のうち、左記のメッシュがかかる区域
避難経路が数時間後には、通行規制の基準値に達することが見込まれる場合	対象区域のうち、他に避難路がなく、区域周辺に安全が確保できる施設等が見当たらない区域
大雨注意報が発表され、夜間から翌日早朝にかけて大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨、言及されている場合	対象区域のうち、避難経路が1本かつ、区域周辺に安全が確保できる施設等が見当たらない区域

### (4) 【警戒レベル4】避難指示の発令基準

次のいずれかの事象が生じた場合に当該右欄の発令区域に発令する。

事象	発令区域
土砂災害警戒情報が発表され、大雨警報（土砂災害）の危険度分布で紫色表示（予想で土砂災害警戒情報の基準に到達）のメッシュが現れた場合	対象区域のうち、左記のメッシュがかかる区域
大雨警報（土砂災害）が発表され、その後、記録的短時間大雨情報が発表された場合	対象区域のうち、降水短時間予報（6時間先までの降水を1キロメッシュで予想）で豪雨（時間100ミリ程度）が見込まれるメッシュがかかる区域
土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水量変化等）が発見された場合	対象区域のうち、前兆現象が発生した区域

### (5) 【警戒レベル5】緊急安全確保の発令基準

次のいずれかの事象が生じた場合に当該右欄の発令区域に発令する。

事象	発令区域
土砂災害警戒情報が発表され、大雨警報（土砂災害）の危険度分布で濃紫色表示（実況で土砂災害警戒情報の基準に到達）のメッシュが現れた場合	対象区域のうち、左記のメッシュがかかる区域

<sup>3</sup> 予測は、最大2時間先までである（資料3）。

<sup>4</sup> 大雨警報は、土壌雨量指数が警報基準に達すると予想される3～7時間前に発表される。

土砂災害警戒情報が発表され、その後、記録的短時間大雨情報が発表された場合	対象区域のうち、降水短時間予報（6時間先までの降水を1キロメッシュで予想）で豪雨（時間100ミリ程度）が見込まれるメッシュがかかる区域
山鳴り・流木の流出、又は土砂災害が発生した場合	対象区域のうち、左の現象が発生した区域

## 6 避難勧告等の解除

### (1) 閉伊川・津軽石川の避難情報

- ・水位が氾濫危険水位及び後背地地盤高を下回り、かつ、当該河川の流域雨量指数の実況値が基準Ⅲを下回り、予測値が下降傾向になったときに対象区域の状況を確認したうえで解除する。

区分	閉伊川（千徳）	閉伊川（川井）	津軽石川（新町）
氾濫危険水位	3.9 m	2.9 m	3.0 m
後背地地盤高	千徳側より田鎖側が低く、田鎖側の地盤高は約4 mである。		新町の後背地の津軽石の地盤高は約2 mである。

- ・堤防が決壊した場合は、河川からの氾濫のおそれが無くなったときに解除する。

### (2) 長沢川・小国川・田代川の避難情報

- ・当該河川の流域雨量指数の実況値が基準Ⅲを下回り、予測値が下降傾向になったときに対象区域の状況を確認したうえで解除する。

### (3) その他の河川の洪水・内水氾濫の避難情報

- ・対象区域の大雨警報（浸水害）・洪水警報の危険度分布（統合表示）が基準Ⅲを下回ったときに対象区域の状況を確認したうえで解除する。

### (4) 土砂災害の避難情報

- ・土砂災害警戒情報が解除され、今後、まとまった降雨（10ミリ単位）が見込まれなくなったときに現地において斜面の緩み、湧き水などの土砂災害の発生リスクがなくなったことを確認したうえで解除する。



第3 行動計画

1 警報級の発表～警報発表

トリガー情報	県	市	市民
気象台の「警報級の可能性」で「高」「中」が発表されたとき		<ul style="list-style-type: none"> <li>・危機管理課は、警報が発表されたときの体制を確認する。</li> </ul>	
大雨警報発表 洪水警報発表		<p style="text-align: center;"><b>災害警戒本部設置</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・危機管理課は、情報収集・伝達体制を確立し、市長、副市長、危機管理監へ状況報告</li> <li>・県災害情報システムと庁内LAN掲示板に本部設置情報を入力するほか、宮古消防、各総合事務所、宮古地域振興センター、宮古警察署、三陸国道事務所に本部設置を電話連絡する。</li> <li>・収集する主要情報             <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>①閉伊川の水位（千徳・茂市・川井）</li> <li>②津軽石川の水位（新町）</li> <li>③閉伊川と津軽石川の流域雨量指数と予測値</li> <li>④長沢川・小国川・田代川の流域雨量指数と予測値</li> <li>⑤大雨警報(土砂災害)の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報、または、県の土砂災害危険度参考情報</li> <li>⑥）気象台が発表する気象情報・土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報等</li> </ul> </div> </li> <li>・無線放送マニュアルで放送のリハーサル</li> </ul>	

2 警報発表後（閉伊川）

トリガー情報	県	市	市民
<p>水位が水防団待機水位（千徳=2.5m、茂市=1.0m、川井=1.4m）を超える。</p>	<p>水防警報発令（千徳=2.5m）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水防団は体制を整える。</li> <li>宮古消防署は、体制が整ったら危機管理課にその旨報告する。</li> </ul>	
<p>・水位が避難判断水位（千徳=3.7m、茂市=3.25m、川井=2.4m）を超え、かつ、流域雨量指数又はその予測値が53.3に達する。</p> <p>・堤防等で漏水・浸食等→制圧&amp;水位下回らず。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p><b>【警戒レベル3】高齢者等避難の基準に該当</b></p> </div>	<p>水防警報発令（千徳=3.7m）</p> <p>土木センターは避難判断水位に達した時点でホットラインにより市に連絡</p> <p>併せて市に対しFaxにより、避難判断水位到達を通知</p>	<p style="text-align: center;"><b>災害対策本部設置</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県災害情報システムと市内LAN掲示板に本部設置情報を入力するほか、宮古消防、各総合事務所、宮古地域振興センター、宮古警察署、三陸国道事務所に本部設置を電話連絡する。</li> <li>対象区域で避難所の開設準備を開始する。</li> <li><b>開設準備が整ったら、対象区域に【警戒レベル3】高齢者等避難を発令する。</b></li> <li>発令情報は、県災害情報システムに入力しLアラート公開する。</li> <li>市民への伝達は、防災無線、防災ラジオ、ツイッター、フェイスブック、エリアメール、Lアラートで行う。</li> <li>危機管理課は、避難所に対し避難状況の確認を行う。</li> <li>水防団は、危険箇所の巡視活動に当たる。</li> <li>消防及び各課は、被害情報等を危機管理課に報告を行う。</li> <li>水位が上昇している場合は、他の区域で避難所の開設準備を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>危険な場所から高齢者等は避難する。</li> <li>要支援名簿登録者等は、避難を開始する。</li> <li>その他の市民で自宅にすることが不安な市民は、避難所に避難する。</li> <li>在宅の市民は、非常持ち出し品のとりまとめなど、避難の準備を行う。</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・水位が氾濫危険水位（千徳=3.9m、茂市=3.64m、川井=2.9m）を超え、かつ、流域雨量指数又はその予測値が58.6に達する。</li> <li>・堤防等で漏水・浸食等→制圧に時間</li> <li>・夜間に大雨警報（浸水害）又は洪水警報</li> </ul> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>【警戒レベル4】避難指示の基準に該当</p> </div>	<p>土木センターは氾濫危険水位に達した時点でホットラインにより市に連絡併せて市に対しFaxにより、氾濫危険水位到達を通知</p> <p>県災害対策本部等は、被災状況等の情報を市に提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象区域に【警戒レベル4】避難指示を発令する。</li> <li>・同時に、避難所の増開設を行う。</li> <li>・発令情報は、県災害情報システムに入力しLアラート公開する。</li> <li>・市民への伝達は、防災無線、防災ラジオ、ツイッター、フェイスブック、エリアメール、Lアラートで行う。</li> <li>・危機管理課は、避難所に対し避難状況の確認を行う。</li> <li>・消防及び各課は被害情報等を危機管理課に報告を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険な場所から全員避難（避難所等への立退き避難又は屋内安全確保）する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・水位が氾濫発生水位（千徳 6.13m、茂市=5.07m、川井=4.17m）を超える。</li> <li>・決壊、越水及び溢水又は異常な漏水・浸食の進行や亀裂若しくは樋門又は水門等の排水施設の機能支障が発見された。</li> </ul> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>【警戒レベル5】緊急安全確保の基準に該当</p> </div>	<p>土木センターは、市に対しFaxにより、氾濫の発生等を通知</p> <p>災害対策本部等は、危機管理課にリエゾン派遣</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象区域に【警戒レベル5】緊急安全確保を発令する。</li> <li>・発令情報は、県災害情報システムに入力しLアラート公開する。</li> <li>・市民への伝達は、防災無線、防災ラジオ、ツイッター、フェイスブック、エリアメール、Lアラートで行う。</li> <li>・危機管理課は、避難所に対し避難状況の確認を行う。</li> <li>・宮古消防及び各課は危機管理課へ報告を行う。</li> <li>・リエゾン派遣の可否を検討し、必要な場合は要請する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>→宮古地域振興センター：64-2211</li> <li>→三陸国道事務所：62-1711</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。</li> </ul>

3 警報発表後（津軽石川）

トリガー情報	県	市	市民
<p>水位が水防団待機水位（新町=2.1m）を超える。</p>	<p>水防警報発令（新町=2.1m）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水防団は体制を整える。</li> <li>宮古消防署は、体制が整ったら危機管理課にその旨報告する。</li> </ul>	
<p>・水位が避難判断水位（新町=2.7m）を超え、かつ、流域雨量指数の予測値が 27.1 に達する。</p> <p>・堤防等で漏水・浸食等→制圧&amp;水位下回らず。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p><b>【警戒レベル3】高齢者等避難の基準に該当</b></p> </div>	<p>水防警報発令（新町=2.7m）</p> <p>土木センターは避難判断水位に達した時点でホットラインにより市に連絡</p> <p>併せて市に対しFaxにより、避難判断水位到達を通知</p>	<p style="text-align: center;"><b>災害対策本部設置</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県災害情報システムと庁内LAN掲示板に警戒本部設置情報を入力するほか、宮古消防、各総合事務所、宮古地域振興センター、宮古警察署、三陸国道事務所に本部設置を電話連絡する。</li> <li>対象区域で避難所の開設準備を開始する。</li> <li><b>開設準備が整ったら、対象区域に【警戒レベル3】高齢者等避難を発令する。</b></li> <li>発令情報は、県災害情報システムに入力しLアラート公開する。</li> <li>市民への伝達は、防災無線、防災ラジオ、ツイッター、フェイスブック、エリアメール、Lアラートで行う。</li> <li>危機管理課は、避難所に対し避難状況の確認を行う。</li> <li>水防団は、危険箇所の巡視活動に当たる。</li> <li>消防及び各課は、被害情報等を危機管理課に報告を行う。</li> <li>水位が上昇している場合は、他の区域で避難所の開設準備を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>危険な場所から高齢者等は避難する。</li> <li>要支援名簿登録者等は、避難を開始する。</li> <li>その他の市民で自宅にすることが不安な市民は、避難所に避難する。</li> <li>在宅の市民は、非常持ち出し品のとりまとめなど、避難の準備を行う。</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・水位が氾濫危険水位（新町=3.0m）を超え、かつ、流域雨量指数の予測値が 29.8 に達する。</li> <li>・堤防等で漏水・浸食等→制圧に時間</li> <li>・夜間に大雨警報（浸水害）又は洪水警報</li> </ul> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>【警戒レベル4】避難指示の基準に該当</p> </div>	<p>土木センターは氾濫危険水位に達した時点でホットラインにより市に連絡</p> <p>併せて市に対しFaxにより、氾濫危険水位到達を通知</p> <p>災害対策本部等は、被災状況等の情報を市に提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象区域に【警戒レベル4】避難指示を発令する。</li> <li>・同時に、避難所の増開設を行う。</li> <li>・発令情報は、県災害情報システムに入力しLアラート公開する。</li> <li>・市民への伝達は、防災無線、防災ラジオ、ツイッター、フェイスブック、エリアメール、Lアラートで行う。</li> <li>・危機管理課は、避難所に対し避難状況の確認を行う。</li> <li>・消防及び各課は被害情報等を危機管理課へ報告を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険な場所から全員避難（避難所等への立退き避難又は屋内安全確保）する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・水位が氾濫発生水位（新町=4.2m）を超える。</li> <li>・決壊、越水及び溢水又は異常な漏水・浸食の進行や亀裂若しくは樋門又は水門等の排水施設の機能支障が発見された。</li> </ul> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>【警戒レベル5】緊急安全確保の基準に該当</p> </div>	<p>土木センターは、市に対しホットライン等より、氾濫の発生等を通知</p> <p>災害対策本部等は、危機管理課にリエゾン派遣</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象区域に【警戒レベル5】緊急安全確保を発令する。</li> <li>・発令情報は、県災害情報システムに入力しLアラート公開する。</li> <li>・市民への伝達は、防災無線、防災ラジオ、ツイッター、フェイスブック、エリアメール、Lアラートで行う。</li> <li>・危機管理課は、避難所に対し避難状況の確認を行う。</li> <li>・消防及び各課は被害情報等を危機管理課へ報告を行う。</li> <li>・リエゾン派遣の可否を検討し、必要な場合は要請する。 →宮古地域振興センター：64-2211 →三陸国道事務所：62-1711</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。</li> </ul>

4 警報発表後（長沢川・小国川・田代川）

トリガー情報	県	市	市民
<ul style="list-style-type: none"> <li>大雨警報（浸水害）・洪水警報の危険度分布（統合版）で、「予想又は実況で基準Ⅱ（警報基準）以上に到達」のメッシュが現れ、かつ、流域雨量指数の予測値が基準Ⅱ（長沢川=18.0、小国川=27.9、田代川=18.8）に達する。</li> <li>堤防等で漏水・浸食等→制圧&amp;水位下回らず。</li> </ul> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p><b>【警戒レベル3】高年齢者等避難の基準に該当</b></p> </div>		<p style="text-align: center;"><b>災害対策本部設置</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県災害情報システムと庁内LAN掲示板に警戒本部設置情報を入力するほか、宮古消防、各総合事務所、宮古地域振興センター、宮古警察署、三陸国道事務所に本部設置を電話連絡する。</li> <li>メッシュを単位に対象区域を設定し、避難所の開設準備を開始する。</li> <li><b>開設準備が整ったら、対象区域に【警戒レベル3】高年齢者等避難を発令する。</b></li> <li>発令情報は、県災害情報システムに入力しLアラート公開する。</li> <li>市民への伝達は、防災無線、防災ラジオ、ツイッター、フェイスブック、エリアメール、Lアラートで行う。</li> <li>危機管理課は、避難所に対し避難状況の確認を行う。</li> <li>水防団は、危険箇所の巡視活動に当たる。</li> <li>消防及び各課は、被害情報等を危機管理課に報告を行う。</li> <li>水位が上昇している場合は、他の区域で避難所の開設準備を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>危険な場所から高年齢者等は避難する。</li> <li>要支援名簿登録者等は、避難を開始する。</li> <li>その他の市民で自宅にすることが不安な市民は、避難所に避難する。</li> <li>在宅の市民は、非常持ち出し品のとりまとめなど、避難の準備を行う。</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>大雨警報（浸水害）・洪水警報の危険度分布（統合版）で、「予想で基準Ⅲ以上に到達」のメッシュが現れ、かつ、流域雨量指数またはその予測値が基準Ⅲ（長沢川=19.8、小国川=30.7、田代川=20.7）に達する。</li> <li>堤防等で漏水・浸食等→制圧に時間</li> <li>夜間に大雨警報（浸水害）または洪水警報</li> </ul> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> <p>【警戒レベル4】避難指示の基準に該当</p> </div>	<p>県災害対策本部等は、被災状況等の情報を市に提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>メッシュを単位に対象区域を設定し、【警戒レベル4】避難指示を発令する。</li> <li>同時に、避難所の増開設を行う。</li> <li>発令情報は、県災害情報システムに入力しLアラート公開する。</li> <li>市民への伝達は、防災無線、防災ラジオ、ツイッター、フェイスブック、エリアメール、Lアラートで行う。</li> <li>危機管理課は、避難所に対し避難状況の確認を行う。</li> <li>消防及び各課は被害情報等を危機管理課へ報告を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>危険な場所から全員避難（避難所等への立退き避難又は屋内安全確保）する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>大雨警報（浸水害）・洪水警報の危険度分布（統合版）で、「実況で基準Ⅲ以上に到達」のメッシュが現れ、かつ、流域雨量指数またはその予測値が基準Ⅲ（長沢川=19.8、小国川=30.7、田代川=20.7）に達する。</li> <li>決壊、越水及び溢水が確認される。</li> <li>水位が堤防を越えたことが確認される。</li> </ul> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> <p>【警戒レベル5】緊急安全確保の基準に該当</p> </div>	<p>県災害対策本部等は、危機管理課にリエゾン派遣</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>メッシュを単位（決壊等が確認された区域とそこから標高が低い区域）に対象区域を設定し、【警戒レベル5】緊急安全確保を発令する。</li> <li>発令情報は、県災害情報システムに入力しLアラート公開する。</li> <li>市民への伝達は、防災無線、防災ラジオ、ツイッター、フェイスブック、エリアメール、Lアラートで行う。</li> <li>危機管理課は、避難所に対し、避難状況の確認を行う。</li> <li>消防及び各課は被害情報等を危機管理課へ報告を行う。</li> <li>リエゾン派遣の可否を検討し、必要な場合は要請する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>→宮古地域振興センター：64-2211</li> <li>→三陸国道事務所：62-1711</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。</li> </ul>

## 5 警報発表後（その他の河川洪水・内水氾濫、土砂災害）

2～4に準じて対応を行う。

## 防災情報提供システムにおける流域雨量指数の予測値の利用上の留意点

### 水位周知河川・その他河川

#### 【水位が上昇する前】

- 流域面積の大きくない「水位周知河川」や「その他河川」においては水位が急激に上昇するため、実際に水位が上昇するよりも数時間前の早い段階から、当該河川の「流域雨量指数の予測値」を参照・利用いただくことが重要です。
  - ・ 内閣府の「避難勧告等に関するガイドライン」では、「水位周知河川」及び「その他河川」において「流域雨量指数の予測値」が洪水警報基準(単独基準Ⅱ)に到達すること(帳票における■又は■)をもって「避難準備・高齢者等避難開始」等を発令するという発令基準が例示されています。
  - ・ 警報基準等への到達は、必ずしも常に6時間前から予測できるとは限りません。積乱雲の急発達に伴う大雨などによって■や■の表示が突として1時間先などに出現する場合もありうることに留意して、早めの対応を検討してください。

#### 【水位が上昇した段階】

- 実際に水位が上昇した段階では、流域雨量指数のみを参照するのではなく、現地情報(水位やカメラ画像、水防団からの報告等)と合わせた利用をお願いします。
  - ・ 「水位周知河川」の避難勧告の発令については、実際に水位が上昇した段階では、流域雨量指数よりも、河川管理者が発表している「水位到達情報」の内容を優先して検討してください。

### 洪水予報河川

- 「洪水予報河川」の氾濫に対する避難勧告等の発令については、流域雨量指数ではなく、河川管理者と気象台が共同で発表している「指定河川洪水予報」の内容に応じて検討してください。

流域雨量指数の過去12時間の値      6時間先までの予測値

市町村	基準河川	基準Ⅲ (警報基準)			基準Ⅱ (注意基準)		基準Ⅰ (注意基準)		流域雨量指数の過去12時間の値												6時間先までの予測値						既往 最大事例
		単独 基準	単独 基準	複合 基準	単独 基準	複合 基準	単独 基準	複合 基準	3時	4時	5時	6時	7時	8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時	20時	
杉並区	神田川				7.0	5.6	3.7	3.7	3.8	4.0	4.1	4.5	4.6	4.8	4.9	5.2	5.3	5.5	5.4	6.2	6.3	6.5	7.2	7.4	7.5	7.7	
	妙正寺川	7.3	6.6	6.3	5.3	4.5	1.8	1.7	2.1	2.3	2.3	2.3	2.2	2.4	2.5	2.8	3.0	3.3	3.5	4.2	5.5	6.6	6.9	7.5	8.3	10.5	
	善福寺川	12.9	11.2	10.0	8.9	5.0	3.8	3.7	4.1	4.3	4.3	4.3	4.2	4.4	4.5	4.8	5.0	7.2	7.5	8.5	9.0	10.1	11.2	11.5	11.8	12.0	
新宿区	神田川				18.5	17.1	9.1	7.6	7.4	8.2	8.6	8.6	8.6	8.4	8.8	9.0	9.6	10.0	14.4	15.6	17.1	18.0	18.6	19.0	19.6	20.3	20.5
	妙正寺川	13.1	9.4	7.4	7.5	6.3	5.3	5.0	5.1	5.7	6.0	6.2	6.3	6.6	6.8	7.0	7.2	7.2	7.6	8.2	9.7	10.6	11.3	12.8	14.5	15.0	

6時間先までの予測値と洪水警報等の基準値への到達状況が確認できます。危険度の■や■は、過去の重大な災害の発生時に匹敵する危険な状況を表します。



## 大雨警報(浸水害)と洪水警報の危険度分布を 統合した危険度分布の提供

- ① 利用者の利便性を考慮し、大雨による浸水害発生や中小河川の外水氾濫による浸水害発生の危険度の高まりを包括的に把握できるよう、大雨警報(浸水害)の危険度分布・洪水警報の危険度分布とともに、それらの危険度を重ね合わせた情報をあわせて提供する。
- ② 大雨警報(浸水害)や洪水警報が発表されたときには、市町村内のどこで水害発生の危険度が高まっているかを、統合した危険度分布により視覚的に確認いただき、早めの安全確保行動等に活用いただきたい。
- ③ 危険度分布の予測を示す情報は、平成29年度出水期より、防災情報提供システムや気象庁ホームページ※を通じて提供する。その際、統合した危険度分布をデフォルト表示とし、大雨警報(浸水害)や洪水警報の危険度分布についても選択式で表示できるようにする予定である。

※統合した危険度分布を除く

### 危険度の高まりを伝える情報

大雨注意報  
洪水注意報

大雨警報  
(浸水害)  
洪水警報

等

危険度の  
高まりを  
伝える

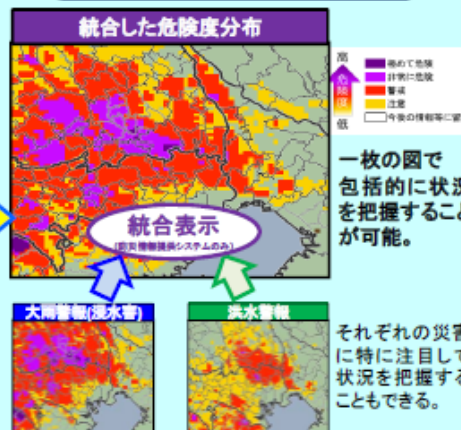


市町村

住民

危険な地域  
を視覚的  
に確認

### 警報等を補足する情報



大雨・洪水警報等で警戒が呼びかけられている市町村内で、実際に危険度の高まっている地域を確認。

## 統合した危険度分布の危険度に応じて住民等がとるべき行動の例(案)

### ■ 統合した危険度分布

- 大雨警報（浸水害）と洪水警報の危険度分布（統合した危険度分布）は、5段階で色分けされるそれぞれの危険度分布の予測のうち、危険度の高い方の色を表示し、短時間の大雨による浸水害発生や中小河川の外水氾濫及び河川周辺の内水氾濫による浸水害発生の危険度の高まりを伝えます。
- 統合した危険度分布では、氾濫が発生した場合の氾濫水の移動までは考慮されていません。洪水予報河川及び水位周知河川では氾濫が発生した場合の浸水想定区域が指定されているところがありますので、洪水ハザードマップの内容も参照して対応を検討してください。
- 洪水予報河川の外水氾濫に対する避難勧告等の判断については河川管理者と気象台が共同で発表している指定河川洪水予報、水位周知河川の外水氾濫に対する避難勧告の判断については河川管理者が発表している水位到達避難の内容に応じて検討してください。

### ■ 危険度分布の色の意味と住民等がとるべき行動の例（案）

色	意味	住民等がとるべき行動の例	(参考) 想定される周囲の状況例
	<p>&lt;基準Ⅲにすでに到達&gt; 重大な浸水害が、すでに発生しているにもかかわらず極めて危険な状況。</p>	<p>この状況になる前に、安全確保行動を完了する。</p>	
	<p>&lt;基準Ⅲに到達すると予想&gt; 重大な浸水害が、いつ発生してもおかしくない非常に危険な状況。</p>	<p>速やかに安全確保行動をとる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>山間部等の流れの速い河川沿いの家屋の住民は速やかに立ち退き避難をする。</li> <li>家屋の流失等のおそれがある場合、自宅最上階まで浸水する場合、長時間の浸水が継続することが予想される場合等、自宅にとどまることで命に危険が及ぶおそれがある居住者等については、氾濫危険情報に加え、危険度分布も参考にして、指定緊急避難場所から立ち退き避難する。</li> <li>屋内の安全な場所に移転すること（屋内安全確保）で命の危険を回避できる住民等は、屋内安全確保を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路が一面水に浸かり、倒壊やマンホールの埋りかたがわからない。</li> <li>周囲より低い場所にある多くの家が、いつ床まで水に浸かってもおかしくない。中には、すでに床まで水に浸かっているところがある。</li> <li>中小河川が、いつ氾濫してもおかしくない。</li> <li>地下街等の地下空間に水が流れ込むおそれがある。(P)</li> <li>道路冠水等のために鉄道やバスなどの交通機関の運行に影響が出るおそれがある。(P)</li> </ul>
	<p>&lt;基準Ⅱに到達すると予想&gt; 重大な浸水害への警戒が必要な状況。</p>	<p>安全確保行動をとる準備をし、早めの行動を心がける。安全確保行動に支援を必要とする方は、速やかに安全確保行動をとる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>多くの場所で倒壊や下水が溢れ、道路が冠水してもおかしくない。</li> <li>周囲より低い場所にある家が、床まで水に浸かるおそれがある。</li> <li>中小河川がさらに増水し、今後氾濫するおそれがある。</li> </ul>
	<p>&lt;基準Ⅰに到達すると予想&gt; 浸水害への注意が必要な状況。</p>	<p>住宅の地下室にいる方は、速やかに安全確保行動をとる。今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>周囲より低い場所で倒壊や下水が溢れ、道路が冠水するおそれがある。</li> <li>周囲より低い場所にある家が、床まで水に浸かるおそれがある。</li> <li>中小河川が増水している。</li> <li>住宅の地下室に、水が流れ込むおそれがある。</li> <li>立体交差の上側の道路（アンダーパス）に水が流れ込むおそれがある。</li> </ul>

### ■ 危険度分布の基準

<b>Ⅲ</b>	<p><b>重大な浸水害・洪水害が発生するおそれが高い</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大雨による内水浸水を対象とした表面雨量指数基準</li> <li>中小河川の外水氾濫を対象とした流域雨量指数基準（基準Ⅱよりも災害発生の可能性が高い）</li> </ul>	警報相当
<b>Ⅱ</b> 大雨警報(浸水害)・洪水警報の基準	<p><b>重大な浸水害・洪水害が発生するおそれ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大雨による内水浸水を対象とした表面雨量指数基準</li> <li>中小河川の外水氾濫を対象とした流域雨量指数基準</li> <li>河川周辺の内水氾濫を対象とした複合基準</li> </ul>	警報相当
<b>Ⅰ</b> 大雨注意警報・洪水注意警報の基準	<p><b>浸水害・洪水害が発生するおそれ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>軽微な浸水害を対象とした表面雨量指数基準、流域雨量指数基準及び複合基準</li> </ul>	注意報相当



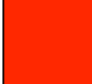


### 資料3

#### ■大雨警報(土砂災害)の危険度分布とは

大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂災害警戒判定メッシュ情報)は、土砂災害警戒情報及び大雨警報等を補足する情報です。5km四方の領域(メッシュ)ごとに土砂災害発生危険度を5段階に判定した結果を表示しています。避難にかかる時間を考慮して、危険度の判定には2時間先までの土壌雨量指数等の予想を用いています。

土砂災害警戒情報や大雨警報(土砂災害)が発表されたときには、土砂災害警戒判定メッシュ情報により、対象市町村内で土砂災害発生危険度が高まっている詳細な領域を把握することができます。土砂災害発生危険度が高まっている領域にお住まいの方は、[土砂災害危険箇所・土砂災害警戒区域等](#)の外の少しでも安全な場所への早めの避難を心がけてください。

#### ■メッシュの色と避難行動

色	説明	内閣府のガイドラインで土砂災害警戒区域等を対象に発令が必要とされている避難情報
	<実況で土砂災害警戒情報の基準※に到達> <過去の土砂災害発生時に匹敵する <b>極めて危険</b> な状況。既に土砂災害が発生しているおそれもあり。この状況になる前に避難を完了する。まだ避難していない場合は直ちに身の安全を確保する。>	【警戒レベル5】緊急安全確保
	<予想で土砂災害警戒情報の基準※に到達> <土砂災害がいつ発生してもおかしくない <b>非常に危険</b> な状況。速やかに土砂災害危険箇所・土砂災害警戒区域等の外の少しでも安全な場所へ避難する。>	【警戒レベル4】避難指示
	<実況または予想で大雨警報の基準に到達> <土砂災害への <b>警戒</b> が必要。避難準備をし、早めの避難を心がける。>	【警戒レベル3】高齢者等避難
	<実況または予想で大雨注意報の基準に到達> <土砂災害への <b>注意</b> が必要。今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意する。>	-
	<実況及び予想で大雨注意報の基準未達> <今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意する。>	-

※大阪府、熊本県では、府県の監視基準と気象台の監視基準に基づいて土砂災害警戒情報を発表していますが、土砂災害警戒判定メッシュ情報は気象台の監視基準のみで判定しています。

#### 第4 附則

附則（平成29年8月7日 試行開始）

1. この基準及び計画（案）は、平成29年8月7日から試行する。
2. 平成29年度末に試行の結果を検証したうえで必要に応じ見直しを行う。
3. 今後の地域防災計画の修正の際、この基準と計画を地域防災計画に位置付けるものとする。

附則（平成30年5月7日 試行継続）

1. この基準及び計画は、平成29年8月7日から試行する。
2. 平成30年度末に試行の結果を検証したうえで必要に応じ修正を行う。
3. 作成作業中のハザードマップの原案が固まった段階で行う予定のワークショップにおいて、平成28年台風10の被害状況を聴取し、反映すべき事項があったときには修正を行う。
4. 上記のプロセスを経たうえで平成30年度に行う地域防災計画の修正の際、この基準と計画を地域防災計画に位置付けるものとする。

附則（平成31年2月22日 運用開始）

1. この基準及び計画は、平成31年2月22日から運用する。

附則（令和3年5月20日 一部改正）

1. この基準及び計画は、令和3年5月20日から運用する。

附則（令和3年6月8日 一部改正）

1. この基準及び計画は、令和3年6月8日から運用する。

資料1-3-15-2 指定緊急避難場所及び指定避難所

指定緊急避難場所及び指定避難所

1 指定緊急避難場所(津波避難ビルを含む)

番号	地区	名称	指定緊急避難場所			指定避難所	
			洪水	土砂	津波・高潮	洪水・土砂	津波・高潮
1	田老地区	下撰待墓地裏高台			○		
2		館崎宅裏高台(下撰待)			○		
3		撰待公葬地高台			○		
4		水沢地区集会施設高台			○		
5		グリーンピア三陸みやこ付近高台			○		
6		青野滝地区集会施設高台			○		
7		重津部集会所高台			○		
8		乙部野高台			○		
9		和野地区集会施設高台			○		
10		真崎灯台高台			○		
11		堀丁高台			○		
12		三王地区自治会研修センター高台			○		
13		田老診療所前バス停高台			○		
14		出羽神社高台			○		
15		三王岩展望台付近駐車場高台			○		
16		熊野神社高台(荒谷)			○		
17		赤沼山高台			○		
18		田の沢高台			○		
19		小林沢入口高台			○		
20		日枝神社裏参道高台			○		
21		日枝神社表参道高台			○		
22		田老南インター高台			○		
23		宮古北高等学校高台			○		
24		アイノ山高台			○		
25		宮古水産加工団地付近旧国道高台			○		
26		檜内地区集会施設高台			○		
27		檜内漁港高台			○		
28	崎山地区	女遊戸高台			○		
29		女遊戸海水浴場高台			○		
30		宿高台			○		
31		姉ヶ崎地区センター高台			○		
32		大付月山神社高台			○		
33	大沢若宮神社高台			○			
34	市街地地区 等	浄土ヶ浜第3駐車場高台			○		
35		水産科学館高台			○		
36		浄土ヶ浜第1駐車場高台			○		
37		熊野神社高台(熊野町)			○		
38		鋤ヶ崎小学校裏高台			○		
39		日影町高台			○		
40		梅翁寺高台			○		
41		常安寺分院高台			○		
42		宮古漁協ビル駐車場高台			○		
43		大杉神社高台			○		
44		善林寺高台			○		
45		本照寺高台			○		
46		旧中央公民館裏高台			○		
47		介護施設あお空(津波避難ビル)			○		
48		後藤泌尿器科皮膚科医院(津波避難ビル)			○		
49		常安寺高台			○		
50		横町高台			○		
51	宮古小学校(校舎棟)	○	○				
52	宮古第一病院(津波避難ビル)			○			
53	小沢一丁目高台			○			
54	小沢二丁目高台			○			

55		もみじが丘公園高台			○		
56		鴨崎高台			○		
57		館合近隣公園高台			○		
58		市民交流センター(2階)	○	○	○		
59		岩手県立宮古高等学校(津波避難ビル)			○		
60		横山人幡宮高台			○		
61		宮町三丁目高台			○		
62	河南地区	小山田神社高台			○		
63		小山田地区センター高台			○		
64		小山田高台			○		
65		伊藤牧場跡高台			○		
66		比古神社高台			○		
67		磯鶏西・石崎高台			○		
68		宮古港インター高台			○		
69		三陸北部森林管理署宮古宿舎(津波避難ビル)			○		
70		わむら公園高台			○		
71		磯鶏小学校高台			○		
72		八木沢公園高台			○		
73		河南中学校高台			○		
74		県立宮古短期大学高台			○		
75		越田山高台			○		
76		越田山熊野神社高台			○		
77		宮古商工高等学校商業校舎高台			○		
78		三陸国道事務所高台			○		
79		藤の川地区会館高台			○		
80		藤の川海水浴場西側高台			○		
81		高浜稲荷神社高台			○		
82		高浜住宅高台			○		
83		金浜老人福祉センター高台			○		
84		金浜稲荷神社高台			○		
85		金浜農漁村センター高台			○		
86		千徳地区	長根寺高台			○	
87	青猿神社高台				○		
88	上下水道部庁舎		○	○	○		
89	西ヶ丘近隣公園高台				○		
90	かんばな公園高台			○			
91	津軽石地区	馬越高台			○		
92		馬越階段高台			○		
93		津軽石公民館裏高台			○		
94		館山公園高台			○		
95		根井沢高台			○		
96		瑞雲寺高台			○		
97		荷竹自治会館高台			○		
98		しょうなん団地高台			○		
99		久保田山高台			○		
100		津軽石中学校(校舎棟)	○	○			
101		駒形神社高台			○		
102		八幡神社高台			○		
103		赤前農漁村センター高台			○		
104		赤前小学校高台			○		
105	釜ヶ沢高台			○			
106	小堀内高台			○			
107	堀内高台			○			
108	太田の浜高台			○			
109	白浜農村公園高台			○			
110		笹沢高台			○		
111		北地区公民館高台			○		
112		林道鶴磯線高台			○		
113		荒巻高台			○		

114		音部神社高台			○		
115		笹見内地区会館高台			○		
116		重茂総合交流促進センター高台			○		
117		県道重茂半島線高台			○		
118		里・宇賀神社高台			○		
119		林道里麦生野線高台			○		
120	重茂地区	里漁港高台			○		
121		里陸開西側高台			○		
122		重茂水産体験交流館高台			○		
123		姉吉キャンプ場高台			○		
124		姉吉神社高台			○		
125		旧千鶏小学校裏高台			○		
126		千鶏神社高台			○		
127		千鶏コミュニティ消防センター高台			○		
128		石浜神社付近高台			○		
129		石浜中央バス停付近高台			○		
130		石浜バス停付近高台			○		
131		賀具羅神社高台			○		
132	川井地区	古田コミュニティ消防センター		○			
133		襲岩集会所		○			
134		下川井集会所		○			
135		上川井地区集会所		○			
136		岡村集会所		○			
137		夏屋集会所		○			
138		平津戸集会所		○			
139		区界団地集会所		○			
140		赤沢集会所		○			
141		上湯沢集会所		○			
合計			4	14	129	0	0

## 2 指定避難所

番号	地区	名称	指定緊急避難場所			指定避難所	
			洪水	土砂	津波・高潮	洪水・土砂	津波・高潮
1	田老地区	第32分団屯所					○
2		グリーンピア三陸みやこ(※2)				○	○
3		三王地区自治会研修センター				○	○
4		田老第一小学校(※1)					○
5		田老総合事務所				○	
6		宮古北高等学校				○	○
7	田代・崎山地区	崎山中学校				○	○
8		田代林業者センター				○	
9	市街地地区 等	第二中学校				○	○
10		鉾ヶ崎小学校(※1)					○
11		鉾ヶ崎公民館				○	
12		旧愛宕小学校(東棟)				○	○
13		宮古小学校(※1)				○	○
14		山口公民館				○	○
15		山口小学校				○	○
16		第一中学校(※1)				○	○
17	河南地区	小山田地区センター				○	○
18		旧藤原小学校(※1)				○	○
19		磯鶏小学校				○	○
20		河南中学校				○	○
21		金浜老人福祉センター				○	○
22	金浜農漁村センター				○		
23	千徳地区	千徳公民館(2階)				○	
24		千徳小学校				○	○
25		宮古西中学校				○	○
26		宮古浄化センター(2階)				○	
27		松山地区センター				○	

28	花輪地区	花輪中学校				○	
29		花輪小学校				○	
30		長沢農村センター				○	
31	津軽石地区	津軽石公民館				○	
32		津軽石小学校(※1)					○
33		津軽石中学校(※1)				○	○
34		赤前小学校				○	○
35		旧海幸園				○	
36		白浜地区会館					○
37	重茂地区	北地区公民館				○	
38		第26分団屯所				○	○
39		重茂総合交流促進センター				○	○
40		千鶏コミュニティ消防センター				○	○
41	新里地区	旧臺目小学校				○	
42		新里高齢者コミュニティセンター				○	
43		新里福祉センター				○	
44		基幹集落センター				○	
45		新里小学校				○	
46		林業活力センター				○	
47		和井内ふるさと会館				○	
48		四番地区総合センター				○	
49		新里生涯学習センター				○	
50		腹帯地区コミュニティ消防センター				○	
51		腹帯生活改善センター				○	
52	川井地区	川井生涯学習センター				○	
53		川井地域振興センター				○	
54		箱石地域振興センター				○	
55		川井中学校				○	
56		薬師塗漆工芸館				○	
57		門馬地域振興センター				○	
58		旧門馬小学校				○	
59		江繫地域振興センター				○	
60		小国地域振興センター				○	
合計			0	0	0	55	27

※1 津波が収まったのちに状況に応じて開設する。

※2 ペット同行・同伴避難所として併設指定



資料 1-3-15-3 : 消防団担当区域表

消 防 団 担 当 区 域 表

平成 3 1 年 4 月 1 日 現在

地域	分団 区域	管轄区域
宮古	1	もとまち しんかわちよう 本町、新川町、築地一丁目
	2	向町、大通一・二丁目
	3	あらまち くろだまち さわだ よこまち ほくた こざわ 新町、黒田町、沢田、横町、保久田、緑ヶ丘、小沢、五月町
	4	ふじわらかみまち こやまだ 藤原上町、藤原、小山田
	5	築地二丁目、愛宕、光岸地
	6	りんこうどおり くわがさきかみまち くわがさきなかまち くわがさきしもまち みなとまち くわがさきしもまち みなとまち たこ はまちよう 臨港通、鉾ヶ崎上町、鉾ヶ崎仲町、鉾ヶ崎下町、港町、港町、港の浜町、 やまねちよう ひちはまちよう くまのちよう ひかげちよう 山根町、日立浜町、熊野町、日影町 1・2・3・4・5 番
	7	中里団地、日影町 6・7・8 番、日の出町、佐原
	8	すえひろちよう みなみまち 末広町、大通三・四丁目、南町
	9	山口、田の神、西町、黒森町、鴨崎町、宮町一・二丁目、泉町、和見町、宮園、 たてあいちよう さかえちよう 館合町、栄町、宮町三丁目
	10	磯鶏、磯鶏沖、磯鶏石崎、磯鶏西、上村、実田、藤の川、神林、河南、八木沢
	11	高浜、金浜
	12	長根、太田、千徳町、板屋、上鼻、神田沢町、宮町四丁目、長町、西ヶ丘一・二丁目、 根市、花原市
	13	近内、岩船、西ヶ丘三・四丁目
	14	たしろ さばね うすき 田代 (佐羽根)、田代 (中里、臼杵、君田、落合)
	15	白浜
	16	崎鉾ヶ崎、崎山、崎山 (松月)
	17	花輪、田鎖、松山
	18	長沢
	19	老木
	20	津軽石 (法の脇、稲荷ヶ下、馬越、本町、栄通り、前田、有川、沼里)
	21	津軽石 (新町、駒形通、藤畑、根井沢、館ヶ下)
	22	赤前、赤前 (堀内)
	23	津軽石 (荷竹、弘川)
	24	おもえ さと たて 重茂 (里、館)
	25	重茂 (千鷲、姉吉、石浜、川代)
	26	おとべ こづのがら ささみない むぎい の 首部 (小角柄、笹見内、麦生野)
	27	重茂 (荒巻、鶺鴒、仲組、追切)

田老	28	たてもり 館が森（上町、中町、下町、川向行政）、かわむかい 川向（上町、中町、下町、川向行政） たな 田老一丁目（田中以外）、田老二丁目、田の沢、上荒谷、ケラス
	29	かしない 榎内、西向山（榎内行政）、むかいやま 向山、こだしる 小田代（大平行政）、やはたすいじん 八幡水神（大平行政）、 たなか たてもり 小林（大平行政）、田中、館が森（堺町、田中行政）、川向（堺町、田中行政）、 たなか 西向山（大平行政）、古田（大平行政）、田老一丁目（田中）
	30	のほら あらさり おとべ ちしだ 野原、菁砂里、乙部、越田、和野、しゅんたつ 駿達、たき 滝の沢、おとべの なかもりや 乙部野、中荒谷、下荒谷、 たな 田老三丁目、田老四丁目、田老三王一丁目、田老三王二丁目、田老三王三丁目、
	31	にっただいら しんでん ながはたけ とぶ おもつべ おもつべきた あおのたきみなみ あおのたき あおのたきた こほりないみなみ 新田平、新田、長畑、飛、重津部、重津部北、青野滝南、青野滝、青野滝北、小堀内南、 こほりない むかいしんでん 小堀内、向新田（小堀内行政）
	32	むかいしんでん みずさわみなみ みずさわ かたまき ほしやま かみせつたい せつたい しもせつたい くるみはた かみおき 向新田（水沢行政）、水沢南、水沢、片巻、星山、上撰待、撰待、下撰待、胡桃畑、上沖、 はた いわせばり はたかわむかい はらいかわ 畑、岩瀬張、畑川向、弘川
	33	わまき やはたすいじん 小林（神田行政）、和蒔、八幡水神（養呂地行政）、養呂地、ようろち むかいわはた すえまえ もりさき あおくら 立腰、七滝、笹見平、篠倉、辰の口、上小田代、小田代（小田代行政）、 ななたき ささみだいら しのから たつ くち かみこだしる こだしる ふるた すえまえざわ すずこさわ ひかげ わやま 古田（小田代行政）、末前沢、鈴子沢、日影、和山
新里	34	ひきめ 慕目
	35	もいち ふとながね まわだち ほろち ほろや もいち わみ ひなた ひかげ 茂市（太長根、廻立、袈地、袈屋）、茂市（和美、日向、日蔭）
	36	はらたい 腹帯
	37	かりや しもかりや なかの たてまち ひなた きたやま たんの 刈屋（下刈屋、中野、館町、日向、北山、丹野）
	38	かりや なかざと ながた わい 刈屋（中里、永田）、和井内（一番地区）
39	和井内（一番地区を除く区域）	
川井	40	なかかわい かみかわい 片栗 きつた 髪岩 つぎ 髯ない 篠戸 壺道 中川井、上川井、片栗、吉田、髪岩、繫、桐内、篠戸、壺道
	41	箱石、岡村、鈴久名、法師渡
	42	かわうち 笈屋 蟹崎 小滝 川内、笈屋、蟹崎、小滝
	43	牟津戸 筒馬 松草 田代 芸石 区界 牟津戸、筒馬、松草、田代、芸石、区界
	44	永田 栗角 玉沢 蘭根 湯沢 大仁田 新田 永田、栗角、玉沢、蘭根、湯沢、大仁田、新田
	45	大久保 赤沢 下村 中村 向田 大畑 尻石 大久保、赤沢、下村、中村、向田、大畑、尻石

## 資料 1-3-16-1 : 災害時の医療救護活動に関する協定書

### 災害時の医療救護に関する協定書

宮古市（以下「甲」という。）と社団法人宮古医師会（以下「乙」という。）とは、災害が発生した場合の医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、宮古市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が乙に協力を得て行う医療救護活動を円滑に実施するため、その実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（医療救護班の派遣）

第2条 甲は、防災計画に基づく医療救護活動を行う必要が生じたときは、乙に対し、医師、看護師等で編成する医療救護班（以下「医療救護班」という。）の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲の要請を受けたときは、直ちに、医療救護班を甲の指定する場所に派遣するものとする。

（医療救護班の業務）

第3条 医療救護班の業務は次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急処置
- (2) 後送医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 助産
- (4) 死亡の確認

（医療救護班の輸送）

第4条 医療救護班の輸送は、原則として甲が行う。

（救護所の設置）

第5条 甲は、災害の状況により必要に応じて救護所を設置する。

2 甲は、前項に定めるもののほか、災害の状況により必要と認めたときは、医療救護活動が可能な被災地周辺の医療施設に乙の協力を得て救護所を設置する。

（使用医薬品等）

第6条 医療救護活動に使用する医薬品、医療材料その他医療関係物品（以下「医薬品等」という。）は、原則として甲が備える医薬品等とする。

2 前項の医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

（救護所における給食等）

第7条 救護所において必要とする給食及び給水は、甲が行う。

（医療費）

第8条 甲は、次の各号に掲げる費用（甲の要請に基づき乙が医療救護活動を実施したときに要する費用に限る。）について、当該各号に定める額を負担する。

- (1) 医療救護班を派遣したときの人件費、災害救助法（昭和22年法律第1

18号)の規定に基づく実費弁償の程度を基準として、甲、乙協議して定める額

(2) 医療救護班が調達した医薬品等を使用したときのその使用した医薬品等の費用、実費の額

(3) 後送医療施設及び救護所において行った医療救護活動に伴い、当該後送医療施設及び救護所の施設又は設備を損傷したときの当該施設又は設備の原状回復に要する費用、実費の額

(扶助費)

第10条 甲は、医療救護班の医師、看護師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、災害救助法の規定に基づき支給される扶助金の例により扶助費を支給する。

(医療紛争の措置)

第11条 医療救護班が医療救護活動により患者との間に医療紛争が生じたときは、乙は、直ちに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の連絡を受けたときは速やかに調査し、乙と協議の上誠意をもって解決のため適当な措置を講ずるものとする。

(報告)

第12条 乙は、医療救護活動終了後速やかに甲の定めるところにより医療救護活動従事者の氏名及び人数その他医療救護活動の内容を、甲に報告するものとする。

(費用等の請求)

第13条 乙は、第9条の費用及び第10条の扶助費(以下「費用等」という。)を請求するときは、甲の定めるところにより行うものとする。

(支払)

第14条 甲は、前条の規定により費用等の請求があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、その費用等を乙に支払うものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲、乙協議して定める。

(協定期間)

第16条 この協定の有効期間は、昭和63年10月4日から昭和64年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了1ヶ月前までに甲、乙いずれかから何ら意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後この例による。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれその1通を保有するものとする。

昭和63年10月4日

甲 宮古市長

乙 社団法人宮古医師会 会長

## 資料 1-3-16-2 : 宮古医師会災害医療救助隊設置要領

### 宮古医師会災害医療救助隊設置要領

#### (目的)

宮古医師会は、天災又は不慮の災害により宮古、下閉伊地区内市町村内に傷病者が多発した場合、岩手県及び各市町村災害対策本部長の要請に基づき地区内住民の医療救助活動を行う。又岩手県医師会長や岩手県又は各市町村災害対策本部長の要請ある場合や、宮古医師会長の発意によって他地域にも出動して救助活動を行う。

救助活動を行うのは集団災害であつて、台風、豪雨、地震、津波、爆発、火災、交通災害、工事災害、その他これに類する突発的大事故により、一時に多数の傷病者が発生した場合をいう。

#### (組織及び編成)

第1条 本救助隊は本部を設置し、本部は宮古医師会内におく。

第2条 本部内に対策委員会をおき、本部員がその任に当たり、救助対策の企画、研究を行い常にその内容の充実につとめる。

第3条 本救助隊は、宮古医師会員をもって構成する。必要に応じて医療職員の応援を求めることができる。

第4条 本救助隊には隊長1名、副隊長2名をおき、会長、副会長がその任に当たる他、本部は当該担当理事及び医師会職員をもって構成する。

第5条 本救助隊は、医師会員を8班に分けて構成するが、その編成は別に定める。

#### (医療救急救助活動)

第6条 本救助隊長は、災害発生により、医療救助活動の必要を認めた時は、速やかに各班に救助の出動を指令する。更に必要ありと認めた時には、隊員を県もしくは市町村の災害対策本部に派遣する他、各郡市医師会長にも必要な報告、連絡を行う。

第7条 各班長は、出動指令を受けた時には、直ちに各会員に伝達し、速やかに救助活動を開始する。

第8条 救助活動の伝達連絡に必要なときは、消防本部の救急医療情報システム及び救急車の無線電話、報道機関等の協力を要請する。

第9条 出動隊員は、負傷者に応急処置を行い、負傷の程度に応じて各救急医療機関に搬送させる。出動した各班長は状況を確認し、本部に報告し、必要在る場合には増員を要請する。

第10条 重傷者収容医療機関は、本対策委員会の調査に基づく重要受諾医療機関がこれに当たる。

#### (報告)

第11条 救護活動終了後、出動会員、収容医療機関は、その詳細を書面で本部に報告するものとする。

---

(医薬品及び医療器具)

第12条 救助活動に必要な医薬品、医療材料は別に定める。

(補則)

第13条 医療救助者の活動中の死傷時の補償は、別に定める。

第14条 活動終了後に本部に報告する書式は、別に定める。

第15条 本条文は、必要に応じて変更することがある。

第16条 この要領は、昭和 年 月 日より施行する。

## 資料 1-3-16-3 : 災害救助法を適用した場合の医療及び助産救助

### 災害救助法を適用した場合の医療及び助産救助

#### 1 救助対象者

##### (1) 医療救助

医療を必要とする負傷又は疾病状態にあるにもかかわらず災害のため医療の方途を失った者

##### (2) 助産救助

災害発生時（おおむね発生前後7日以内）に分娩した者であって、災害のため助産の方途を失った者（死産、流産を含むものとする。）

#### 2 実施方法

##### (1) 実施者

原則として、県本部長と委託契約している日本赤十字社岩手県支部等が編成する救護班が実施するものとする。被災者の傷病の程度により医療施設（県資料編 3-15-4）に收容する必要がある者については、最寄の施設に收容して救助を行うものとする。

##### (2) 救護所の設置

救護班は、次に掲げる場所に救護所を設置するものとする。

ア 被災者の收容所の付近

イ 被災者の居住地域から交通に便利な位置

ウ その他適当な場所

##### (3) 巡回救助

救護班は、救護所において行う医療、助産の救護の徹底を期することができないと認めたときは、被災地域又は被災者の居住場所を巡回して救助を行うものとする。

#### 3 救護期間

医療及び助産の期間は、原則として次のとおりとする。

区 分	救 護 期 間
医 療 救 護	災害発生の日から14日以内
助 産 救 護	分娩した日から7日以内

#### 4 救助の範囲

##### (1) 医療救助

ア 診療

イ 薬剤又は治療材料の支給

ウ 処置、手術、その他の治療及び施術

エ 病院又は診療所への收容

- 
- オ 看護
- (2) 助産救助
- ア 分娩の介助
- イ 分娩前、分娩後の処置
- ウ 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給
- 6 費用の限度
- (1) 医療
- ア 救護班による場合  
使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費
- イ 一般の病院又は診療所による場合  
社会保険診療報酬の額以内
- ウ 施術者による場合  
当該地域における協定料金の額以内
- (2) 助産
- ア 救護班、産院その他の医療機関による場合  
使用した衛生材料及び処置費（救護班の場合を除く。）等の実費
- イ 助産師による場合  
当該地域における慣行料金の8割以内の額



資料 1-3-16-4 : 医薬品等調達関係団体連絡先一覧表

医薬品等調達関係団体連絡先一覧表

(令和 2 年 4 月 1 日現在 県地域防災計画より)

団 体 名 称	事 務 局	電 話 番 号
岩手県医薬品卸業協会	花巻市空港南 2-18 東北アルフレッサ (株) 内	0198-26-3540
岩手県医療機器販売業協会	紫波郡矢巾町高田 10-37 (株) 南部医理科 内	019-697-3264
一般社団法人日本産業・医療ガス協会 東北地域本部医療ガス部門 岩手県支部	盛岡市本町通 1-17-13 岩手県ガス会館 内	019-623-6471
(一社) 岩手県薬剤師会	盛岡市馬場町 3-12 岩手県薬剤師会館 内	019-622-2467
日本赤十字社岩手県支部	盛岡市三本柳 6-1-6 岩手県赤十字血液センター 学術情報・供給課 内	019-637-4702

## 資料 1-3-19-1 : 仮設住宅建設仕様書

### 仮設住宅建設仕様書

1 面積 1戸当り 29.7㎡(9坪)の場合

2 建設敷地

- (1) 建設敷地は、平坦なる場所を選定するものとする。
- (2) 敷地地均しは、周囲地盤より15cm内外高めに敷均すこと。周囲に雨水等が停留しないよう溝を設けるものとする。

3 構造概要

- (1) 軽量鉄骨造 5連戸建
- (2) 基礎 杭打 松丸太杭打 未口901=900 @910 根入603
- (3) 床束 // // // // //
- (4) 土台 松 75×75 防腐剤塗布
- (5) 大引 軽量形網 C-75×46×15×1.6
- (6) 小屋組 切妻とし軽量形網

4 仕上概要

- (1) 屋根 長尺カラー鉄板瓦棒葺#31 合板ベニヤ張 厚3T1 (パネル工法)
- (2) 外壁 カラー鉄板張 #31 (パネル工法)
- (3) 内壁 合板ベニヤ張 厚3T1 但し台所は石膏ボード 厚9  
間仕切壁は両面合板ベニヤ張 厚2.7T2  
但し台所側は石膏ボード 厚9
- (4) 天井 合板ベニヤ張 厚3T1 但し台所は石膏ボード 厚9
- (5) 床 パネル工法(台所、便所、居室一部、居室一畳敷8畳)
- (6) 押入 中棚、カーテンレール付

5 建具概要

- (1) 木製ベニヤフラッシュ戸(玄関、便所)
- (2) 簡易スチールサッシ引違ガラス戸(居室)

6 付帯設備

(1) 電気設備 居室、台所、便所各1箇所ずつ笠付電灯(100W・60W・40W)

居室、台所各1箇所ずつコンセント、電力計1棟1箇所

- (2) 給水設備 台所1箇所、給水管配管は外部へ1m出るものとする
- (3) 排水設備 台所1箇所、排水管配管は外部へ1m出るものとする
- (4) その他の設備 流しコンロ台はKJ品使用、無臭トイレ(両用便器、便槽3001、メガネ石、給排気口)

7 後片付 現場は後片付けを十分に行うこと。

8 注意事項 金物等資材は有効に使用し努めてこれを節約すること。

本書に記載なき事項(冷暖房設備等含む)は係員の指示によること。

## 資料 1-3-21-1 : 災害救助法を適用した場合の障害物の除去基準

### 災害救助法を適用した場合の障害物の除去基準

#### 1 障害物除去の対象者

障害物の除去の対象となる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 当面の日常生活が営み得ない状態にある者
- (2) 障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれた者
- (3) 自らの資力をもってしては障害物の除去ができない次に掲げる者

ア

イ 特定の資産のない失業者

ウ 特定の資産のない未亡人、母子世帯

エ 特定の資産のない老人、病弱者又は身体障害者

オ 特定の資産のない勤労者

カ 特定の資産のない小企業者

キ 前各号に準ずる経済的弱者

- (4) 住家の半壊又は床上浸水した者

#### 2 実施の方法

市本部長が人夫又は技術者を動員して行うものとする。

#### 3 除去の対象者

半壊、床上浸水世帯数の15%以内とする。

#### 4 費用の限度

除去に必要な機械、器具の借上費、輸送費及び人夫賃は災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)第9条の2の規定により知事が定める額とする。

#### 5 実施期間

災害発生の日から10日以内

資料 1-3-22-1 : 火葬場一覧表

火 葬 場 一 覧 表

(平成30年4月現在 県地域防災計画より)

火葬場名称	経営者	所在地	電話番号	基数	燃料
みやこ斎苑	宮古市	千徳14-71-4	64-2225	4	灯油
常安寺火葬場	宗教法人 常安寺	沢田4-11	62-4252	2	灯油
宮古市川井火葬場	宮古市	箱石2-87-1	76-2111	1	灯油

## 資料 1-3-22-2 : 遺体の収容及び取扱い

### 遺 体 の 収 容 及 び 取 扱 い

#### 1 遺体の収容

遺体は、捜索班が収容するものとする。ただし、家族等が収容しようとする遺体については、次の措置を終ってから収容させるものとする。

- (1) 異常遺体に関する検分
- (2) 医師の検案
- (3) 遺体請書の徴収

#### 2 遺体の取扱い

遺体の取扱いに当っては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 死者に対する礼意を失しないこと。
- (2) 粗暴な取扱いをしないこと。
- (3) 遺体を損壊しないように注意すること。
- (4) 死者の身体に装着している衣類、貴金属及び死者の所持していたと認められる物品は、遺体ごとに取りまとめておくこと。
- (5) 現金及び貴金属の取扱いを厳重にすること。

#### 3 遺体収容所の設置

- (1) 市本部長は、災害によって多数の死者があり、遺体のあった場所で遺体の処理が困難であると認めるときは、遺体収容所を設けるものとする。
- (2) 遺体収容所を設けるときは、次の事項に留意するものとする。
  - ア 病院、診療所、寺院、その他遺体の状態を公衆の目にさらさない施設又は場所を選ぶこと。
  - イ 遺体の洗浄、縫合等の遺体の処理作業に便利な所を選ぶこと。
  - ウ 遺体の一時安置、仮埋葬等の作業が容易に行い得る場所を選ぶこと。

## 資料 1-3-22-3 : 遺体の処理

### 遺 体 の 処 理

#### 1 遺体処理班の設置

市本部長は、災害による死者が多数あるときは、医師、看護師及びその助手数名をもって、必要と認める数の遺体処理班を設けるものとする。

#### 2 遺体処理要領

遺体の処理は、おおむね次の要領により行うものとする。

(1) 警察官又は海上保安官は、異常遺体に関する検分等警察上必要な措置をとるものとする。

(2) 遺体処理班員及び警察官又は海上保安官は、相互に協力して次の措置をとるものとする。

ア 身元不明の遺体の状態、身体的特徴、着衣、装身品具、携帯品を記録し、かつ、写真に撮影すること。

イ 前記アの写真は、遺体洗浄後に撮影した写真と併せて遺体の特徴、着衣、装身品具等の記録とともに掲示するなど、身元の発見に必要な措置をとること。

(3) 遺体の洗浄、縫合、消毒

ア 遺体の洗浄、縫合、消毒は、遺体処理班が行うものとする。

イ 身元の判明している遺体を遺族等が自ら処理しようとする場合には、遺体の消毒方法を指示するものとする。

ウ 身元不明の遺体は、洗浄、縫合、消毒等の処理をした後遺体の顔面部、身体の特徴を写真に撮影すること。

#### 3 遺体の一時安置

(1) 市本部長は、身元不明の遺体を一時安置するものとする。

(2) 一時安置する遺体が多数あるときは、遺体ごとに一連番号を附して納棺し、台帳に登録するものとする。

(3) 前記イの遺体の着衣、装身品具、携帯品等は、遺体の番号と同一番号を附して梱包して別に保存するものとする。この場合において、現金、貴金属、有価証券等については、盗難、紛失のおそれのない方法で保管するものとする。

(4) 遺体は、番号順に並べて安置するものとする。

(5) 一時安置した遺体の身元が判明し、遺族に引渡すときは、次の要領により引渡すものとする。

ア 検案書を交付すること。

イ 遺体請書をとること。

ウ 着衣、携帯品及び保管貴金属等の受領書をとること。

---

## 資料 1-3-22-4 : 遺体の埋葬

### 遺 体 の 埋 葬

- 1 遺体の埋葬は、おおむね次の要領により行うものとする。
  - (1) 埋葬は、火葬場の従業員又は遺体捜索班員等をして行わせるものとする。
  - (2) 身元の判明している遺体を先にし、原則として火葬するものとする。
  - (3) 身元不明の遺体は、原則として土葬する。
  - (4) 一時安置した多数の遺体を埋葬するときは、安置の際に附した遺体番号の順により埋葬するものとする。
- 2 遺体を埋葬するにあたっては、次の事項に留意するものとする。
  - (1) 遺体に対する礼意を失しないように儀礼をつくすこと。
  - (2) 遺体を収納した棺の取扱いは、粗暴にわたることのないようにすること。

## 資料 1-3-23-1 : 災害救助法を適用した場合の労務者雇上げの基準

### 災害救助法を適用した場合の労務者雇上げの基準

#### 1 雇上げの範囲

##### (1) 被災者避難のための労務者

災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を安全地帯に避難させるための誘導労務者

##### (2) 医療及び助産における移送労務者

ア 救護班では、処置できない重症患者又は救護班が到着するまでの間に医療措置を講じなければならない患者がおり、病院、診療所等に運ぶための労務者

イ 救護班によって、医療、助産が行われる際の医師、助産師、看護師等の移動にともなう労務者

ウ 自宅療養することになった重症患者を輸送するための労務者

##### (3) 被災者の救出労務者

被災者の身体の安全を保護するための救出労務者

##### (4) 飲料水の供給労務者

飲料水を供給するための機械器具の運搬、操作等に要する労務者及び飲料水を浄化するための医薬品等の配布に要する労務者

##### (5) 救済用物資の整理、輸送及び配分労務者

被服、寝具、その他生活必需品、学用品、炊出し用の食糧品、調味料、燃料、医薬品、衛生材料を整理し、輸送及び配分するための労務者

##### (6) 遺体捜索労務者

遺体の捜索に必要な機械器具、その他の資材を操作及び後始末に要する労務者

##### (7) 遺体の処理（埋葬を除く）労務者

遺体の洗浄、消毒等の処置をする労務者及び仮安置所まで輸送するための労務者

#### 2 雇上げ範囲の特例

前記アに掲げる労務者のほか、埋葬、炊出し、その他の救助活動に従事する労務者を雇上げる必要がある場合は、県本部長は、その旨を厚生大臣に申請し（市町村本部長が救助実施者である場合は、県本部長は、市町村本部長の申請に基づき厚生労働大臣に申請し、）その承認を得て雇上げることができる。

#### 3 労務者雇上げの期間

それぞれの実施が認められている次の期間

##### (1) 被災者の避難労務者 被害が現に発生し、又はそのおそれのある 1 日程度



(2) 医療及び助産のための移送労務者

- ア 医療のための移送 災害発生の日から14日以内
- イ 助産のための移送 災害発生の日から13日以内

(3) 被災者の救出労務者 災害発生の日から13日以内

(4) 飲料水の供給労務者 災害発生の日から7日以内

(5) 救済用物資の整理及び配分労務者

- ア 被服、寝具、その他生活必需品の整理等 災害発生の日から10日以内

- イ 学用品の整理等

- (ア) 教科書 災害発生の日から1ヶ月

- (イ) その他の学用品 災害発生の日から15日以内

- ウ 炊出し用食糧品等の整理等 災害発生の日から7日以内

- エ 医薬品等の整理 災害発生の日から14日以内

(6) 遺体の捜索労務者 災害発生の日から10日以内

(7) 遺体の処理労務者 災害発生の日から10日以内

4 労務者雇上げ期間の特例

前記(3)の期間を延長する必要がある場合には、前記(2)に規定した手続きに準じて厚生労働大臣の承認を得て、雇い上げ期間を延長することができる。

5 費用の限度

法令その他に特例の定めがある場合を除き、就労地域における慣行料金(当該地域の公共職業安定所の業種別標準賃金)以内を原則とする。

## 資料 1-3-24-1 : 災害救助法による学用品支給基準

### 災害救助法による学用品支給基準

災害救助法による教科書、文房具等学用品の支給の基準は次によるものとする。

#### 1 支給対象者

住家が全壊、全焼、流出、半壊、半焼及び床上浸水程度の被害を受けた小、中学校の児童、生徒で学用品を喪失又はき損した者

#### 2 支給品目及び費用の基準

##### (1) 教科書及び教材

「教科書の発行に関する臨時措置法」第2条に規定する教科書及び教育委員会に届又は承認を受けて使用している教材を支給するための実費とする。

##### (2) 文房具及び通学用品

文房具＝ノート、鉛筆、消ゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等の類

通学用品＝運動靴、カサ、カバン、風呂敷、ゴム靴等の類

費用の基準は、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第9条の2の規定により知事が定める額とする。

#### 3 支給期間

(1) 教科書及び教材 災害発生の日から1ヶ月以内

(2) 文房具及び通学用品 災害発生の日から15日以内

ただし、交通、通信の途絶等により期間内に支給が困難と認められるときは、市本部長は、県本部長に対し期間延長の申請をし、県本部長が厚生労働大臣の承認を得て期間の延長ができるものとする。

資料 1-3-26-1 : 電力施設現況一覧表

電力施設現況一覧表

(県地域防災計画による)

1 発電所

事業者名	発電所名	所在地
東北電力(株)(無人)	川内	宮古市川内
〃	鈴久名	宮古市鈴久名
〃	腹帯	宮古市腹帯

2 変電所

事業者名	変電所名	所在地
東北電力ネットワーク(株)(無人)	東宮古	宮古市日の出町
〃	津軽石	宮古市大字津軽石
〃	宮古	宮古市大字老木
〃	千徳	宮古市長根

3 電力センター

事業者名	名称	所在地
東北電力ネットワーク(株)	宮古電力センター (築地事務所)	宮古市築地2丁目2-33
〃	宮古電力センター (太田事務所)	宮古市太田1-3-7

資料 1-3-26-2 : 液化石油ガス充てん所・オートガススタンド・充てん設備の所在地

液化石油ガス充てん所・オートガススタンド・充てん設備の所在地

(令和 2 年 4 月 1 日現在 県地域防災計画による)

名 称	所 在 地	電話番号
(株)丸片ガス 宮古営業所	宮町四丁目 2-40	62-1525
泉金物産(株) 宮古支店	上鼻二丁目 1-25	62-6021
東邦岩手(株) 宮古充填所	赤前 4-1	63-4251
(株)丸光商事 宮古LPガス充てん所	根市 2-33-2	62-5000

## 資料 1-4-2-1 : 災害復興住宅資金

### 災害復興住宅資金

(岩手県地域防災計画 令和元年 12 月 1 日現在)

貸付対象	根拠法令	融資限度額	貸付条件
<p>火災、地震、暴風雨等の災害によって住宅が滅失又は損壊した者に対し、住宅の建設補修及び宅地の整備等を行うのに必要な資金を「住宅金融支援機構」から融資を受ける。</p> <p>1 建設等資金 (1) 建設資金 住宅が全壊、大規模半壊又は半壊した旨のり災証明書の発行を受けた場合 (2) 整地資金 建物と同時に宅地についても被害をうけて整地を行う場合 (3) 土地取得資金 宅地が流出したなどで新たに宅地を取得する場合</p>	<p>独立行政 法人住宅 金融支援 機構法 (平成 17 年 7 月 6 日法律第 82 号)</p>	<p>1 建設資金 1,680 万円 2 整地資金 450 万円 3 土地取得資金 970 万円</p>	<p>1 据置期間 3 年以内(この期間返済期間を延長する。) 2 返済期間 耐火構造、準耐火構造、木造(耐久性) 35 年以内 木造(一般) 25 年以内 3 利子 固定金利 4 返済方法 元金均等返済又は元利均等返済</p>
<p>2 購入資金 (1) 購入資金 住宅が全壊、大規模半壊又は半壊した旨のり災証明書の発行を受けた場合 (2) 土地取得資金 敷地の所有権又は賃借権を取得する場合</p>		<p>1 新築購入資金 2,620 万円 2 中古住宅購入資金 (1) リ・ユースプラス住宅、リ・ユースプラスマンション 2,620 万円 (2) リ・ユース住宅、リ・ユースマンション 2,320 万円 3 購入資金のうち、土地取得資金は 970 万円が限度</p>	<p>1 据置期間 3 年以内(この期間返済期間を延長する。) 2 返済期間 (1) 新築購入 耐火構造、準耐火構造、木造(耐久性) 35 年以内 木造(一般) 25 年以内 (2) 中古住宅購入 リ・ユースプラス住宅、リ・ユースプラスマンション 35 年以内 リ・ユース住宅、リ・ユースマンション 25 年以内 3 利子 固定金利 4 返済方法 元金均等返済又は元利均等返済</p>
<p>3 補修等資金 (1) 補修資金 住宅に被害が生じた旨の罹災証明書の発行を受けた場合 (2) 引方移転資金 補修する家屋を引方移転する場合 (3) 整地資金 宅地に被害を受けて整地する場合</p>		<p>1 補修資金 740 万円 2 引方移転資金 450 万円 3 整地資金 450 万円 2と3をあわせて融資する場合は、合計で 450 万円が限度</p>	<p>1 据置期間 1 年以内(返済期間は延長しない。) 2 返済期間 20 年以内 2 利子 固定金利 3 返済方法 元金均等返済又は元利均等返済</p>

## 資料 1-4-2-2 : 生活福祉資金

### 生活福祉資金

(岩手県地域防災計画 平成 27 年 12 月 17 日現在)

貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
低所得世帯、障がい者世帯及び高齢者世帯のうち、他からの融資を受けることのできない世帯	生活福祉資金貸付制度要綱 (平成 21 年 7 月 28 日厚生労働省発社援 0728 第 9 号)	災害援護資金 1 世帯 150 万円以内  住宅改修費 1 世帯 250 万円以内	1 据置期間 6 月以内 2 償還期間 据置期間経過後 7 年以内 3 連帯保証人 原則必要 (ただし連帯保証人を立てない場合でも利用可能。) 4 利子 連帯保証人有り : 無利子 連帯保証人無し : 年 1.5% 5 償還方法 年賦償還、半年賦償還又は月賦償還 (ただし繰上償還可能。) 6 申込方法 借申込書に官公署が発行する被災証明書、被災証明書を添付し民生委員を通じ、市町村社会福祉協議会を経由して都道府県社会福祉協議会へ申し込む。

### 資料 1-4-2-3 : 災害援護資金

#### 災害援護資金

(岩手県地域防災計画 平成 27 年 4 月 1 日現在)

貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
台風, 地震等の自然災害により, 家屋等に被害を受けた世帯で世帯の前年の年間所得が 1 人世帯 220 万円以内 2 人世帯 430 万円以内 3 人世帯 620 万円以内 4 人世帯 730 万円以内 5 人以上の世帯については, 1 人増すごとに 730 万円に 30 万円を加えた額以内 ただし, その世帯の住居が滅失した場合にあっては, 1, 270 万円以内 平成 14 年 8 月 1 日現在	災害弔慰金の支給等に関する法律 (昭和 48 年 9 月 18 日法律第 82 号)	対象被害及び貸付限度額 1 世帯主の 1 ヶ月以上の負傷 150 万円 2 住居の全壊 250 万円 3 住居の半壊 170 万円 4 家財の 3 分の 1 以上の損害 150 万円 5 重複被害 (1) = 1 + 2 350 万円 (2) = 1 + 3 270 万円 (3) = 1 + 4 250 万円 6 住居全体の滅失若しくは流失 350 万円	1 据置期間 3 年 (特別の事情がある場合 5 年) 2 償還期間 据置期間経過後 7 年 (特別の事情がある場合 5 年) 3 貸付 利率年 3% (据置期間中は無利子) 4 償還方法 年賦又は半年賦 5 延滞利率 年 10. 75%

資料2-2-14-1 : 重要水こう門の操作連絡経由図

重要水こう門の操作連絡経由図

津波・高潮の場合 ( 1 / 4 )

所管	設置箇所	水門ひ門名	管理操作担当者
河川局	磯鷄	神林水門 1 号	宮古10
		神林陸閘 4 号	
		神林陸閘 2 号	
		神林陸閘 1 号	
	神林	神林陸閘 3 号	
		神林陸閘 5 号	
		神林ひ門 2 号	
	高浜	高浜水門 1 号	宮古11
		高浜水門 2 号	
		高浜水門 3 号	
		高浜陸閘 1 号	
	金浜	金浜 6 号ひ門	宮古11
		金浜 6 号水門	
		金浜 6 - 1 号水門	
		金浜 6 - 1 号ひ門	
古川ひ管			
赤前	赤前水門 3 号	宮古22	
	赤前水門 4 号		
	赤前水門 5 号		
	赤前水門 6 号		
重茂	重茂水門	宮古24	
港湾局	藤原	藤原陸閘 1 号	宮古4
		藤原陸閘 2 号	
	磯鷄	藤原陸閘 3 号	宮古10
		磯鷄ひ門 1 号	
農林水産省	大沢	大沢水門 (海側)	宮古16
		大沢水門 (陸側)	
		大沢ひ門	
県漁港課	音部	音部水門	宮古26
		音部門扉 1 号	
		音部門扉 2 号	
		音部門扉 3 号	

宮古市役所  
水防本部  
電話0193-62-2111

宮古地方振興局  
水防隊  
電話0193-64-2221

防災行政  
情報通信  
ネットワーク

岩手県水防本部  
県土整備部河川課  
電話019-651-3111



津波・高潮の場合（2 / 4）

所管	設置箇所	水門ひ門名	管理操作 担当者
宮古市	神林	神林ひ門 1 号	宮古10
	白浜	白浜水門	宮古15
		白浜ひ門 1 号	
		白浜ひ門 2 号	
		白浜ひ門 3 号	
		白浜ひ門 4 号	
		白浜ひ門 5 号	
	女遊戸	女遊戸水門	宮古16
		女遊戸ひ門 1 号	
		女遊戸ひ門 2 号	
	赤前	堀内ひ門	宮古22
		堀内水門	
		小堀内ひ門	
		小堀内水門	
		釜ヶ沢陸閘	
		釜ヶ沢ひ門 3 号	
河川水門	閉伊川	出崎陸閘 1 号（佐々木鉄工所裏ひ門）	宮古 団本部
		出崎陸閘 3 号（漁協ビル下ひ門）	
		閉伊川 1 号水門（宮古大橋上水門）	宮古1
		閉伊川 2 号ひ門（宮古大橋下水門）	
		閉伊川 3 号水門（電話局前水門）	
		閉伊川船場ひ門	宮古2
		閉伊川ひ管	
		閉伊川ひ管	
		閉伊川ひ管	
		藤原ひ門 1 号	宮古4
		藤原ひ門 2 号	
		藤原ひ門 3 号	
		藤原ひ門 4 号	
		藤原水門 1 号	
		藤原水門 2 号	
藤原水門 3 号			

宮古市役所  
水防本部  
電話0193-62-2111

宮古地方振興局  
水防隊  
電話0193-64-2221

防災行政  
情報通信  
ネットワーク

岩手県水防本部  
県土整備部河川課  
電話019-651-3111

津波・高潮の場合（3 / 4）

所管	設置箇所	水門・門名	管理操作 担当者
河川水門	閉伊川	藤原水門4号	宮古4
		閉伊川4号水門（白浜丸前水門）	宮古5
		閉伊川5号水門（白浜丸前水門）	
		閉伊川6号水門（アベキスタンド水門）	
		閉伊川7号水門（アベキスタンド水門）	
		閉伊川8号水門（宮冷前水門）	
		閉伊川9号水門（宮冷下水門）	宮古6
		出先陸閘2号（佐々木鉄工所前水門）	
		閉伊川10号水門（宮冷下水門）	
		閉伊川南町水門（南町水門上流前）	宮古8
		閉伊川水門（南町水門1号）	
		閉伊川水門	宮古9
		閉伊川水門（小山田橋下）	
		閉伊川水門（宮高部室浦）	
		閉伊川水門	宮古12
	閉伊川水門		
	閉伊川水門（職業訓練所前）		
	津軽石川	津軽石水門（法の脇）	宮古20
		津軽石水門（法の脇）	
		稲荷橋下水門	
根井沢川水門			
稲荷橋北水門			
津軽石川水門（駒形）（駒形橋上水門）		宮古21	
津軽石川水門（払川）（払川口水門）		宮古23	
土谷川	津軽石川水門	宮古22	
宮古市	小山田	小山田排水路水門	宮古4
	宮町	千徳都市下水路水門	宮古9
	千徳	板屋都市下水路水門	宮古12

宮古市役所 水防本部 電話0193-62-2111
---------------------------------

宮古地方振興局 水防隊 電話0193-64-2221
----------------------------------

防災行政  
情報通信  
ネットワーク

岩手県水防本部 県土整備部河川課 電話019-651-3111
---------------------------------------

津波・高潮の場合（4 / 4）

所管	設置箇所	水門ひ門名	管理操作 担当者
振興局 土木部	向山 (田代川)	田代川水門	(田老総合事 務所)
		ひ門1号	田老1
振興局 水産部	川向	水門1号	
		水門2号	
		ひ門3号	
		ひ門4号	
		水門3号	
		ひ門5号	
	野原	ひ門1号	田老3
		ひ門2号	
振興局 土木部	下撰待	接待水門	田老5
	川向	水門1号	田老1
	向山	ひ門3号	田老2
	田中	水門2号	
	古田	田代川水門	
宮古市	川向	ひ門1号	
振興局 土木部	荒谷	ひ門2号	田老3
	片巻	撰待川水門	田老5

宮古市役所  
水防本部  
電話0193-62-2111

宮古地方振興局  
水防隊  
電話0193-64-2221

防災行政  
情報通信  
ネットワーク

岩手県水防本部  
県土整備部河川課  
電話019-651-3111

水 害 の 場 合 ( 1 / 3 )

所管	設置箇所	水門ひ門名	管理操作 担当者
河川水門	閉伊川	閉伊川ひ管	宮古12
		閉伊川水門 (職業訓練所前)	
		閉伊川水門 (経済連倉庫裏)	
		閉伊川水門 (根市上)	
		閉伊川ひ管	
	近内川	近内川ひ管	
		近内川ひ管	
		近内川ひ管	
		近内川ひ管	
		近内川ひ管	
		近内川ひ管	
	閉伊川	閉伊川1号水門 (宮古大橋上水門)	
		閉伊川2号ひ門 (宮古大橋上ひ門)	
		閉伊川3号水門 (電話局前水門)	
		閉伊川船場ひ門	宮古2
		閉伊川ひ管	
		閉伊川ひ管	
		閉伊川ひ管	
		藤原ひ門1号	宮古4
		藤原ひ門2号	
		藤原ひ門3号	
	藤原ひ門4号		
	藤原水門1号		
	藤原水門2号		
	藤原水門3号		
	藤原水門4号		
	閉伊川	閉伊川4号水門 (白浜丸前水門)	宮古5
閉伊川5号ひ門 (白浜丸前ひ門)			
閉伊川6号ひ門 (アベキスタンドひ門)			
閉伊川7号ひ門 (アベキスタンド水門)			
閉伊川8号水門 (宮冷前水門)			
閉伊川9号ひ門 (宮冷前ひ門)			

宮古市役所  
水防本部  
電話0193-62-2111

宮古地方振興局  
水防隊  
電話0193-64-2221

防災行政  
情報通信  
ネットワーク

岩手県水防本部  
県土整備部河川課  
電話019-651-3111

水害の場合（2 / 3）

所管	設置箇所	水門ひ門名	管理操作 担当者
河川水門	閉伊川	閉伊川10号水門（宮冷下水門）	宮古6
		閉伊川南町水門（南町上流前）	宮古8
		閉伊川水門（南町水門1号）	
		閉伊川ひ管	
		閉伊川ひ管（小山田橋下）	宮古9
		閉伊川ひ管（宮高部室裏）	
		閉伊川ひ管	宮古12
	山口川	山口川水門（山口小前水門1号）	宮古9
		山口川水門（転倒堰）	
		山口川水門（図書館前水門）	
		山口川ひ管（山口小体育館）	
	長沢川	長沢川水門（長沢川水門1号）	宮古17
		長沢川ひ管	
		長沢川水門（長沢川水門2号）	
		長沢川ひ管	
		長沢川ひ管	
		長沢川水門（田鎖橋下水門2号）	
		長沢川水門（田鎖橋下水門3号）	
	長沢川ひ管		
	津軽石川	稲荷橋下水門（赤前水門1号）	宮古20
		稲荷橋北ひ門	
		津軽石川水門（法の脇）	
		津軽石川水門（法の脇）	
根井沢川水門		宮古21	
津軽石川水門（駒形）（駒形橋上水門）			
津軽石川水門（払川）（払川口水門）			
宮古市	閉伊川	小山田排水路水門	宮古4
		千徳都市下水道水門	宮古9
		板屋都市下水道水門	宮古12
	長沢川	田鎖水路水門	宮古17
		田鎖水路水門2号	

宮古市役所  
水防本部  
電話0193-62-2111

宮古地方振興局  
水防隊  
電話0193-64-2221

防災行政  
情報通信  
ネットワーク

岩手県水防本部  
県土整備部河川課  
電話019-651-3111

水害の場合（3 / 3）

所管	設置箇所	水門ひ門名	管理操作 担当者
振興局 土木部	田代川	田代川水門	(田老総合事 務所)
	田の沢川	ひ門1号	
振興局 水産部	長内川	水門1号	田老1
	田の沢川	水門2号	
	長内川	ひ門3号	
	田の沢川	ひ門4号	
	田代川	水門3号	田老2
		ひ門5号	
長内川	ひ門1号	田老3	
	ひ門2号		
振興局 土木部	撰待川	接待水門	田老5
	荒谷沢川	水門1号	田老1
	田の沢川	ひ門3号	田老2
		水門2号	
田代川	田代川水門		
宮古市	田の沢川	ひ門1号	
振興局 土木部	長内川	ひ門2号	田老3
	撰待川	撰待川水門	田老5

宮古市役所  
水防本部  
電話0193-62-2111

宮古地方振興局  
水防隊  
電話0193-64-2221

防災行政  
情報通信  
ネットワーク

岩手県水防本部  
県土整備部河川課  
電話019-651-3111

資料 2-2-14-2 : 閉伊川・津軽石川浸水想定区域要配慮者利用施設及び避難所の指定状況

○閉伊川浸水想定区域要配慮者利用施設名簿

	浸水施設番号	施設名称	所在地	電話番号	FAX 番号
1	030820371	市立小山田保育所	宮古市小山田 2-7-3	62-0875	
2	030820374	県立松山荘	宮古市松山 8-19-1	62-7921	
3	030820386	宮古保育園	宮古市保久田 1-5	62-3929	
4	030830387	小百合幼稚園	宮古市宮町 1-2-14	64-0388	64-3898
5	030820389	県立宮古児童相談所	宮古市和見町 9-29	62-4059	62-4054
6	030830393	泉幼稚園	宮古市上鼻 2-6-6	62-6365	64-6536
7	030820394	いずみ保育園	宮古市上鼻 2-6-6	71-2323	71-2324

○上記にかかる避難所の指定状況

閉伊川浸水想定区域において洪水による被害が発生する恐れがある場合、当該浸水想定区域の住民等の避難所は次のとおりとする。

(閉伊川水系 閉伊川)

	地区名	避難所		地区名	避難所
1	藤原地区	藤原小学校	5	宮町地区	山口小学校
2	小山田地区	小山田地区センター	6	和見町地区	山口小学校
3	松山地区	松山地区センター	7	千徳地区	千徳公民館
4	保久田地区	宮古小学校			

○津軽石川浸水想定区域要配慮者利用施設

該当なし

## 資料編

## 2-2-17-1 土砂災害警戒区域への土砂災害情報の伝達手段等

番号	表示	箇所名	字	特別警戒区域の指定の有無	情報・警報等の伝達方法等	避難所・避難経路	避難訓練	主な救助実施機関	警戒避難体制
1	急傾斜地	白浜	白浜第1地割	有	無線・ラジオ・CFM・Lアラート・メール	ハーザードマップに明記	個別実施	消防団・自主防災組織	消防団による警戒巡視
2	急傾斜地	白浜-2	白浜第3地割	有	無線・ラジオ・CFM・Lアラート・メール	ハーザードマップに明記	個別実施	消防団・自主防災組織	消防団による警戒巡視
3	土石流	高浜の沢	高浜一丁目	有	無線・ラジオ・CFM・Lアラート・メール	ハーザードマップに明記	個別実施	消防団・自主防災組織	消防団による警戒巡視
4	急傾斜地	高浜三丁目	高浜三丁目	有	無線・ラジオ・CFM・Lアラート・メール	ハーザードマップに明記	個別実施	消防団・自主防災組織	消防団による警戒巡視
5	土石流	磯鷲の沢	磯鷲	有	無線・ラジオ・CFM・Lアラート・メール	ハーザードマップに明記	個別実施	消防団・自主防災組織	消防団による警戒巡視
6	急傾斜地	磯鷲一丁目	磯鷲一丁目	有	無線・ラジオ・CFM・Lアラート・メール	ハーザードマップに明記	個別実施	消防団・自主防災組織	消防団による警戒巡視
7	急傾斜地	磯鷲二丁目	磯鷲二丁目	有	無線・ラジオ・CFM・Lアラート・メール	ハーザードマップに明記	個別実施	消防団・自主防災組織	消防団による警戒巡視
8	急傾斜地	磯鷲三丁目	磯鷲三丁目	有	無線・ラジオ・CFM・Lアラート・メール	ハーザードマップに明記	個別実施	消防団・自主防災組織	消防団による警戒巡視
9	急傾斜地	宮古商業裏	磯鷲三丁目	有	無線・ラジオ・CFM・Lアラート・メール	ハーザードマップに明記	個別実施	消防団・自主防災組織	消防団による警戒巡視
10	急傾斜地	磯鷲西	磯鷲西	有	無線・ラジオ・CFM・Lアラート・メール	ハーザードマップに明記	個別実施	消防団・自主防災組織	消防団による警戒巡視
11	土石流	鶺鴒の沢	鶺鴒	無	無線・ラジオ・CFM・Lアラート・メール	ハーザードマップに明記	個別実施	消防団・自主防災組織	消防団による警戒巡視
12	土石流	新町の沢	横町	無	無線・ラジオ・CFM・Lアラート・メール	ハーザードマップに明記	個別実施	消防団・自主防災組織	消防団による警戒巡視
13	急傾斜地	上田	音部第6地割	有	無線・ラジオ・CFM・Lアラート・メール	ハーザードマップに明記	個別実施	消防団・自主防災組織	消防団による警戒巡視
14	土石流	花輪の沢	花輪	有	無線・ラジオ・CFM・Lアラート・メール	ハーザードマップに明記	個別実施	消防団・自主防災組織	消防団による警戒巡視
15	土石流	花輪の沢(2)	花輪	有	無線・ラジオ・CFM・Lアラート・メール	ハーザードマップに明記	個別実施	消防団・自主防災組織	消防団による警戒巡視
16	急傾斜地	花輪二	花輪	有	無線・ラジオ・CFM・Lアラート・メール	ハーザードマップに明記	個別実施	消防団・自主防災組織	消防団による警戒巡視
17	急傾斜地	花輪一	花輪	有	無線・ラジオ・CFM・Lアラート・メール	ハーザードマップに明記	個別実施	消防団・自主防災組織	消防団による警戒巡視
18	急傾斜地	花輪一-1	花輪	有	無線・ラジオ・CFM・Lアラート・メール	ハーザードマップに明記	個別実施	消防団・自主防災組織	消防団による警戒巡視
19	急傾斜地	山口小表	鴨崎町	有	無線・ラジオ・CFM・Lアラート・メール	ハーザードマップに明記	個別実施	消防団・自主防災組織	消防団による警戒巡視
20	急傾斜地	館合町-1	館合町	有	無線・ラジオ・CFM・Lアラート・メール	ハーザードマップに明記	個別実施	消防団・自主防災組織	消防団による警戒巡視
21	急傾斜地	館合町	館合町	有	無線・ラジオ・CFM・Lアラート・メール	ハーザードマップに明記	個別実施	消防団・自主防災組織	消防団による警戒巡視
22	急傾斜地	館合町-2	館合町	有	無線・ラジオ・CFM・Lアラート・メール	ハーザードマップに明記	個別実施	消防団・自主防災組織	消防団による警戒巡視
23	土石流	宮園の沢(3)	宮園	有	無線・ラジオ・CFM・Lアラート・メール	ハーザードマップに明記	個別実施	消防団・自主防災組織	消防団による警戒巡視
24	土石流	宮園の沢	宮園	有	無線・ラジオ・CFM・Lアラート・メール	ハーザードマップに明記	個別実施	消防団・自主防災組織	消防団による警戒巡視
25	土石流	宮園の沢(2)	宮園	有	無線・ラジオ・CFM・Lアラート・メール	ハーザードマップに明記	個別実施	消防団・自主防災組織	消防団による警戒巡視
26	急傾斜地	宮園	宮園	有	無線・ラジオ・CFM・Lアラート・メール	ハーザードマップに明記	個別実施	消防団・自主防災組織	消防団による警戒巡視
27	土石流	近内の沢	近内	有	無線・ラジオ・CFM・Lアラート・メール	ハーザードマップに明記	個別実施	消防団・自主防災組織	消防団による警戒巡視
28	土石流	近内の沢(2)	近内	無	無線・ラジオ・CFM・Lアラート・メール	ハーザードマップに明記	個別実施	消防団・自主防災組織	消防団による警戒巡視
29	土石流	近内の沢(7)	近内	有	無線・ラジオ・CFM・Lアラート・メール	ハーザードマップに明記	個別実施	消防団・自主防災組織	消防団による警戒巡視
30	土石流	近内の沢(4)	近内	有	無線・ラジオ・CFM・Lアラート・メール	ハーザードマップに明記	個別実施	消防団・自主防災組織	消防団による警戒巡視
31	急傾斜地	長根(3)	近内一丁目	有	無線・ラジオ・CFM・Lアラート・メール	ハーザードマップに明記	個別実施	消防団・自主防災組織	消防団による警戒巡視
32	急傾斜地	金浜	金浜	有	無線・ラジオ・CFM・Lアラート・メール	ハーザードマップに明記	個別実施	消防団・自主防災組織	消防団による警戒巡視
33	急傾斜地	金浜-1	金浜	有	無線・ラジオ・CFM・Lアラート・メール	ハーザードマップに明記	個別実施	消防団・自主防災組織	消防団による警戒巡視
34	急傾斜地	金浜-2	金浜字金浜	有	無線・ラジオ・CFM・Lアラート・メール	ハーザードマップに明記	個別実施	消防団・自主防災組織	消防団による警戒巡視
35	急傾斜地	金浜-3	金浜字金浜	有	無線・ラジオ・CFM・Lアラート・メール	ハーザードマップに明記	個別実施	消防団・自主防災組織	消防団による警戒巡視
36	急傾斜地	金浜-5	金浜字金浜	有	無線・ラジオ・CFM・Lアラート・メール	ハーザードマップに明記	個別実施	消防団・自主防災組織	消防団による警戒巡視
37	急傾斜地	金浜-6	金浜字金浜	有	無線・ラジオ・CFM・Lアラート・メール	ハーザードマップに明記	個別実施	消防団・自主防災組織	消防団による警戒巡視
38	急傾斜地	金浜-7	金浜字金浜	有	無線・ラジオ・CFM・Lアラート・メール	ハーザードマップに明記	個別実施	消防団・自主防災組織	消防団による警戒巡視
39	急傾斜地	金浜-8	金浜字金浜	有	無線・ラジオ・CFM・Lアラート・メール	ハーザードマップに明記	個別実施	消防団・自主防災組織	消防団による警戒巡視













245	土石流	板屋の沢	板屋三丁目	有	無線・ラジオ・CFM・Lアラート・メール	ハザードマップに明記	個別実施	消防団・自主防災組織	消防団による警戒巡視
246	土石流	板屋の沢(4)-1	板屋三丁目	無	無線・ラジオ・CFM・Lアラート・メール	ハザードマップに明記	個別実施	消防団・自主防災組織	消防団による警戒巡視
247	土石流	板屋の沢(4)-2	板屋三丁目	有	無線・ラジオ・CFM・Lアラート・メール	ハザードマップに明記	個別実施	消防団・自主防災組織	消防団による警戒巡視
248	急傾斜地	板屋3丁目-1	板屋三丁目	有	無線・ラジオ・CFM・Lアラート・メール	ハザードマップに明記	個別実施	消防団・自主防災組織	消防団による警戒巡視
249	急傾斜地	板屋三丁目-1	板屋三丁目	有	無線・ラジオ・CFM・Lアラート・メール	ハザードマップに明記	個別実施	消防団・自主防災組織	消防団による警戒巡視
250	急傾斜地	板屋三丁目	板屋三丁目	有	無線・ラジオ・CFM・Lアラート・メール	ハザードマップに明記	個別実施	消防団・自主防災組織	消防団による警戒巡視
251	急傾斜地	板屋四丁目	板屋四丁目	有	無線・ラジオ・CFM・Lアラート・メール	ハザードマップに明記	個別実施	消防団・自主防災組織	消防団による警戒巡視
252	急傾斜地	板屋四丁目-1	板屋四丁目	有	無線・ラジオ・CFM・Lアラート・メール	ハザードマップに明記	個別実施	消防団・自主防災組織	消防団による警戒巡視
253	急傾斜地	板屋四丁目-2	板屋四丁目	有	無線・ラジオ・CFM・Lアラート・メール	ハザードマップに明記	個別実施	消防団・自主防災組織	消防団による警戒巡視
254	土石流	牛伏の沢	老木	無	無線・ラジオ・CFM・Lアラート・メール	ハザードマップに明記	個別実施	消防団・自主防災組織	消防団による警戒巡視
255	土石流	牛伏の沢(9)	老木	有	無線・ラジオ・CFM・Lアラート・メール	ハザードマップに明記	個別実施	消防団・自主防災組織	消防団による警戒巡視
256	土石流	老木の沢	老木	有	無線・ラジオ・CFM・Lアラート・メール	ハザードマップに明記	個別実施	消防団・自主防災組織	消防団による警戒巡視
257	土石流	老木の沢(2)	老木	有	無線・ラジオ・CFM・Lアラート・メール	ハザードマップに明記	個別実施	消防団・自主防災組織	消防団による警戒巡視
258	土石流	老木の沢(3)	老木	有	無線・ラジオ・CFM・Lアラート・メール	ハザードマップに明記	個別実施	消防団・自主防災組織	消防団による警戒巡視
259	土石流	老木の沢(4)	老木	有	無線・ラジオ・CFM・Lアラート・メール	ハザードマップに明記	個別実施	消防団・自主防災組織	消防団による警戒巡視
260	土石流	老木の沢(5)	老木	有	無線・ラジオ・CFM・Lアラート・メール	ハザードマップに明記	個別実施	消防団・自主防災組織	消防団による警戒巡視
261	急傾斜地	根城	老木	有	無線・ラジオ・CFM・Lアラート・メール	ハザードマップに明記	個別実施	消防団・自主防災組織	消防団による警戒巡視
262	急傾斜地	根城-1	老木	有	無線・ラジオ・CFM・Lアラート・メール	ハザードマップに明記	個別実施	消防団・自主防災組織	消防団による警戒巡視
263	急傾斜地	老木	老木	有	無線・ラジオ・CFM・Lアラート・メール	ハザードマップに明記	個別実施	消防団・自主防災組織	消防団による警戒巡視

注：情報・警報等の伝達方法等欄の無線は防災行政無線を、ラジオは防災ラジオを、CFMはコミュニティFMを、メールは緊急速報メールを、それぞれあわす。

資料2-2-17-2:土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設

NO	区分	名称	所在地	土砂災害警戒区域指定の内容	
				急傾斜地	土石流危険渓流
1	社会福祉施設	宮古介護老人保健施設 桜ヶ丘	山口5-5-10	◎	
2		グループホーム柿の木ホーム	山口5-3-30		○
3		宮古アビリティセンター	板屋3-11-1	◎	○
4		常安寺保育園	沢田4-1		○
5		千徳保育所	千徳町5-31	◎	
6		山口保育所	山口5-2-1	○	○
7		高浜児童館	高浜4-1-30	◎	
8		柿の木保育園	山口5-5-10	◎	
9		愛宕保育所	愛宕1-1-26	○	
10		愛福社会にいさと介護付有料老人ホーム	刈屋12-3	○	
11		愛福社会指定通所介護事業所	刈屋12-3	○	
12		小規模デイサービスファミリー	黒森町6-30		○
13		精神障害者グループホーム第1コーポ山口	山口1-3-5	◎	
14		精神障害者グループホーム第2コーポ山口	山口1-3-5	◎	
15		あかまえこども園	赤前3-14-11		○
16		あかまえこども園さくらんぼ分園	黒森町2-15		○
17		宮古市千徳デイサービスセンター	千徳町5-37	○	
18		宮古市社会福祉協議会むつわ荘生活支援ハウス	川井2-165		○
19		宮古市社会福祉協議会むつわ荘デイサービス事業所	川井2-165		○
20		あおば工房(指定就労継続支援B型事業者)	川井5-101-11		○
21		さくらホーム	川井5-101-11		○
22		せせらぎホーム	川井5-101-11		○
23		工房まんさく就労継続支援(B型)事業所	茂市3-62-8		○
24		新里デイサービスセンター	茂市1-115-1		◎
25		特別養護老人ホーム 紫桐苑	茂市1-115-1		◎
26		特別養護老人ホーム 紫桐苑 短期入所生活介護事業所	茂市1-115-1		◎
27		地域密着型特別養護老人ホーム 桐の花	茂市1-124-2		◎
28		なでしこ	山口2-5-1-4		○
29		県立松山荘	松山8-19-1		○
30	学校	鎌ヶ崎小学校	熊野町6-33		○
31		高浜小学校	高浜4-7-22	◎	○
32		津軽石小学校	津軽石4-82		○
33		宮古小学校	横町5-1	◎	
34		新里小学校	刈屋11-48-3		○
35		新里中学校	刈屋15-133		○
36		川井小学校	川井5-101-1		○
37		田老第一小学校	田老字館が森155-2	○	◎
38		田老第一中学校	田老字館が森3		○
39		川井中学校	箱石1-4	◎	
40		宮古商工高校	磯鶏3-5-1	◎	
41		宮古水産高校	磯鶏3-9-1	◎	
42	施医	松井内科医院	新町4-31		○
43	医療	社団医療法人新和会宮古山口病院	山口5-3-20		○

注: 土砂災害警戒区域指定の内容欄の◎は特別警戒区域を、○は警戒区域を、それぞれあらわす。